

平成26年度  
液化石油ガス関係事故年報

平成27年3月

経済産業省 商務流通保安グループ

# 目 次

I. 目 的	-----	1
II. 事故の定義等	-----	1
1. 事故の定義	-----	1
2. 事故の分類	-----	2
3. 人的被害の分類	-----	3
III. LPガス事故	-----	3
1. 平成26年の事故発生状況	-----	3
(1) 件数及び死傷者数		
(2) B級以上事故		
(3) 安全器具の設置率と事故発生状況		
2. 事故発生状況の分析	-----	3
(1) CO中毒事故		
(2) 埋設管事故		
(3) 質量販売先における事故件数		
(4) 原因者別事故件数		
(5) 建物用途別事故件数		
(6) 現象別事故件数		
(7) 発生箇所別事故件数		
(8) 原因別事故件数		
(9) バルク供給先事故		
(10) その他		
3. 平成26年LPガス事故の特徴について	-----	6
4. 事故発生件数の推移	-----	8
5. LPガス事故防止対策・施策	-----	12
IV. 平成26年に発生した事故の概要	-----	45
1. B級事故の概要	-----	45
2. CO中毒事故の概要	-----	47
3. 埋設管事故の概要	-----	48
4. バルク供給に係る事故の概要	-----	56
5. LPガス事故（全事故）の概要	-----	60
V. 液化石油ガス事故調査報告	-----	105

## I. 目的

本年報はL Pガスに係る事故のうち、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「L Pガス法」という。）が適用される供給設備、消費設備の事故、すなわち、主に家庭・業務用のL Pガス消費先に係る事故（以下「L Pガス事故」という。）について、平成26年の事故を収録し、それらのデータを主に過去9年間（平成17年～平成25年）の数値と対比して解析を行ったものである。

なお、本年報は、平成26年度石油ガス供給事業安全管理技術開発等事業（安全技術普及事業（事故発生原因分析等調査））において設置したL Pガス事故調査検討委員会（委員長 坪井 孝夫 横浜国立大学 名誉教授）で報告することとしている。

## II. 事故の定義等

### 1. 事故の定義

#### (1) L Pガス事故

- ① 漏 え い 液化石油ガス（以下「L Pガス」という。）が漏えいしたもの。（火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。）

ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。

- ② 漏えい爆発 L Pガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの。

イ. 漏えい爆発 （漏えいガスによる爆発のみの場合）

ロ. 漏えい爆発・火災 （漏えいガスによる爆発後火災の場合）

- ③ 漏えい火災 L Pガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記②を除く。）

なお、L Pガスの漏えいがない状態でL Pガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し、又は故障したことによる火災及びコンロ、グリル等の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災はL Pガス事故に該当しない。

- ④ 中毒・酸欠 L Pガス消費設備の不完全燃焼又はL Pガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

#### (2) その他事故（L Pガス事故に含まれない事故）

- ① 自殺、故意、いたずら、盗難等が原因による事故。

- ② 自然災害による事故。

例）地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故。

例) 洪水・土砂崩れによる設備の破損等の事故。

ただし、自然災害による事故のうち、事故発生原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲いや保護板の設置等）の不備等保安対策の実施不十分等に係るものについてはLPガス事故とする。

- ③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器に係る事故。
- ④ その他上記(1)に掲げるLPガス事故に該当しない事故。

例) 自動車の飛び込みによる事故。

## 2. 事故の分類

事故が発生した場合、その事故の内容により次のとおり分類する。

### (1) A級事故

次の各号の一に該当するものをいう。

- ① 死者5名以上のもの。
- ② 死者及び重傷者が10名以上のものであって、①以外のもの。
- ③ 死者及び負傷者（軽傷者を含む。）が合計して30名以上のものであって、①及び②以外のもの。
- ④ 人身被害のあるものであって、①から③までと同等以上の被害が認められるもの。
- ⑤ 甚大な物的被害（直接被害総額約2億円以上）を生じたもの。
- ⑥ その発生形態、災害の影響程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等。以下同じ。）、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響が著しく大きいと認められるもの。

### (2) B級事故

A級事故以外の事故で次の各号の一に該当するものをいう。

- ① 死者1名以上4名以下のもの。
- ② 重傷者2名以上9名以下のものであって、①以外のもの。
- ③ 負傷者6名以上29名以下のものであって、①及び②以外のもの。
- ④ 人身被害のあるものであって、①から③までと同等以上の被害が認められるもの。
- ⑤ 多大な物的被害（直接被害総額約1億円以上2億円未満）を生じたもの。
- ⑥ その発生形態、災害の影響程度、被害の態様、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響が大きいと認められるもの。

### (3) C級事故

A級事故及びB級事故以外の事故

### 3. 人的被害の分類

被害の程度により次のとおり分類する。

死者：事故発生後、5日以内に死亡が確認された者

重傷者：事故発生時に全治30日以上を負傷をした者

軽傷者：事故発生時に全治30日未満を負傷をした者

## Ⅲ. LPガス事故

### 1. 平成26年の事故発生状況

#### (1) 件数及び死傷者数

平成26年の事故件数については184件となり、前年比26件の減少となった。

死傷者数は、死者が1人、負傷者が76人となり、死者数は前年比2人の減少となったが、負傷者数は前年比24人の増加となった。（図－1）。

#### (2) B級以上事故（Ⅳ. 1. B級事故の概要参照）

平成26年のB級以上事故は2件で、前年比1件の減少となった（図－2）。

死傷者数は、死者が1人で前年比2人の減少、負傷者数が3人で前年比2人の増加となった。B級事故の現象別件数は、漏えい火災は1件で、CO中毒が1件発生した（表－1）。

発生箇所別件数で見ると、ふろがま（RF式）によるCO中毒が1件、バルク貯槽からの漏えいによる漏えい火災が1件発生した。（表－2）。

#### (3) 安全器具の設置率と事故発生状況

平成26年に発生したLPガス事故(184件)のうち、消費設備に係る事故93件の安全器具設置先と未設置先の事故発生状況で見ると、27件が設置先、66件が未設置先での事故となっており、未設置先の事故件数が設置先のそれより39件多かった。

（表－3）

\* ここでいう安全器具とは下記のもののうちいずれかをいう。以下同じ。

イ. ハイセーフ+ガス漏れ警報器（併設又は連動）

ロ. ガス漏れ警報器連動自動ガス遮断装置+ヒューズガス栓

ハ. ガス漏れ警報器連動マイコン型自動ガス遮断装置

### 2. 事故発生状況の分析

#### (1) CO中毒事故（Ⅳ. 2. CO中毒事故の概要参照）

平成26年のCO中毒事故は、3件発生し、前年比1件の減少となり、うちB級事故は1件で、前年比1件の減少となった。（表－4、図－4）。

3件の内訳は、以下の通りであった。

1) RF式瞬間湯沸器を屋内に設置したことによるもの

2) R F 式ふろがまを屋内に設置したことによるもの

3) 換気がなされていない厨房における業務用オーブンの使用によるもの

平成17年から平成26年までの10年間のCO中毒事故79件を燃焼器具別に(表-5)みると、瞬間湯沸器が約27%(21件)、ふろがまが約6%(5件)及びその他(業務用燃焼器具等)が約65%(51件)となっている。

瞬間湯沸器の中では、開放式が約6%(5件)、F E式が約8%(6件)、R F式が約9%(7件)、C F式が約4%(3件)となっている。また、ふろがまによる事故はC F式が約4%(3件)、B F式が約1%(1件)、R F式が約1%(1件)となっている。

原因別にみると(表-6)瞬間湯沸器で開放式では、換気不良状態での長時間不良(3件)が約60%を占めている。ふろがまは、ほとんどがC F式であり排気筒のずれ・外れ、排気筒不良(基準不適合)、燃焼器具不良が原因となっている。業務用燃焼器具は、換気不良状態での長時間使用(24件)が約47%を占める。

(2) 埋設管事故(IV. 3. 埋設管に係る事故の概要参照)

平成26年の埋設管に係る事故は(表-8、図-5)、26件で前年比1件の増加となった。そのうち、供給管が21件で前年比1件の増加、配管が5件で前年と増減がなかった。なお、B級以上事故は発生しなかった。

原因については(表-9)、平成26年では損傷が16件(供給管13件、配管3件)、腐食劣化が8件(供給管6件、配管2件)あった。

平成17年から平成26年までの10年間の埋設管に係る事故208件でみると、損傷が約71%(147件)、腐食・劣化が約25%(51件)を占め、両者合わせると約95%を占めている。これを発生箇所個別でみると、供給管は、損傷(125件、供給管中約76%)によるものが最も多く、次いで腐食・劣化(34件、供給管中約21%)となっている。一方、配管は、損傷(22件、配管中51%)によるものが最も多く、ついで腐食・劣化(17件、配管中約40%)によるものとなっている。

損傷は、ガス設備とは無関係の工事等において、工事業者が誤って切断又は破損した等(いわゆる他工事業者による事故)により、ガスを漏えいさせたものが多く、このような工事時の損傷(112件)が全損傷(147件)の約76%を占めている。このような場合は、直接、人が関与しており比較的速くガス停止等の処置が取られているため、大部分は大規模事故に至っていない。また、地盤沈下による損傷(11件)は、全損傷の約7%を占めている。この場合には、漏えいが始まった時期の把握が難しいため大量のガス漏えいが発生し、大規模な事故に至る場合がある。また、腐食・劣化によるものは、防食措置が取られていない白管がほとんどであり、地盤沈下と同様に大量のガス漏えいが発生し、大規模な事故に至る場合がある。

(3) 質量販売先における事故件数（表－10、図－6）

平成26年の質量販売先における事故は11件で、前年比4件の増加となり、B級事故が1件発生した。平成17年以降の事故件数の推移をみると、継続的な発生があり、減少傾向はみられない。

(4) 原因者別事故件数（表－11）

一般消費者等の不注意によるものが平成26年は59件と前年比18件の減少、販売事業者の不適切な処理に係るものは平成26年は16件と前年比9件の減少となる。全事故に対する比率は一般消費者等の不注意によるものが約32%、販売事業者の不適切な処理に係るものが約9%となり、いずれも全事故に占める割合は依然として高い。

(5) 建物用途別事故件数（表－12）

建物用途別では、平成26年は一般住宅が70件と前年比7件の減少、共同住宅は48件で前年比6件の減少となった。一般住宅及び共同住宅の両者を合わせた件数は118件で前年比13件の減少となったが、全事故に占める割合は約64%と依然として高い。一方、飲食店が22件で前年比17件の減少となった。

(6) 現象別事故件数（表－13）

現象別では、漏えいのみ事故は95件で前年比18件の減少となった。また、漏えい爆発（火災）は59件で前年比11件の増加となった。

(7) 発生箇所別事故件数（表－14）

発生箇所別では、平成26年は供給設備全体で90件で前年比9件の減少となった。そのうち容器・容器バルブが7件で前年比1件の増加であった。供給管では、45件発生し前年比2件の増加となり、供給設備全体の50%を占めている。45件の供給管事故のうち、21件が埋設管で発生した。また、調整器の事故は、20件と前年比11件の減少ではあるが、供給設備の事故の中で高い割合を占めている。

消費設備は、93件で前年比16件の減少となった。業務用燃焼器による事故が23件で前年比6件の減少となり、消費設備の事故としては高い割合を占める。

(8) 原因別事故件数（表－15）

原因別でみると、腐食・損傷によるものが約30%（55件）、接続不良によるものが8%（14件）となり、全事故の中で高い割合を占めた。なお、平成26年は雪害等の自然災害、燃焼器具の点火ミスによる事故が多く、それぞれ約22%（40件）、約18%（33件）を占めた。

(9) バルク供給先事故（IV. 4. バルク供給先に係る事故の概要参照（充てん設備及び供給設備に限る）の概要参照）

バルク供給先（供給設備に係る）事故が11件発生して、前年比5件の増加であった。11件の事故は次のとおりであった。

1) 雪害による損傷（4件）

- 2) 液取出弁からのガス漏えい（4件）
  - 3) 気化装置安全弁の作動によるもの
  - 4) ガス取出弁からのガス漏えい
  - 5) 除雪ミスによるガス漏えい
- (10) その他

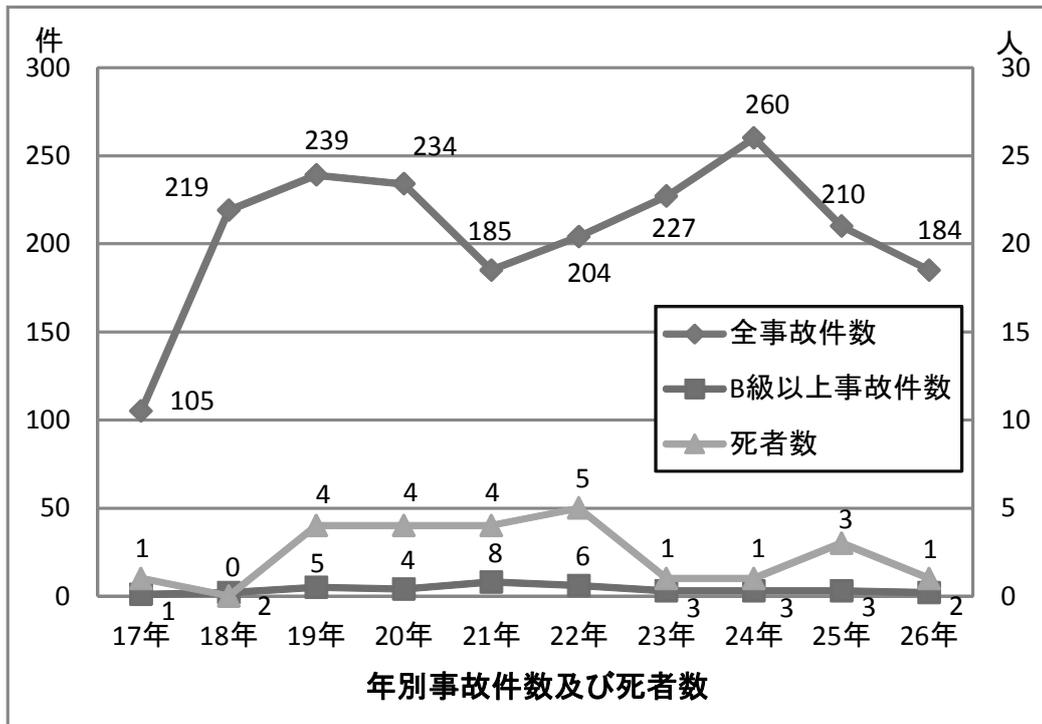
都道府県別事故件数（表-17）で見ると、平成26年は事故の発生しなかった県が4県あった。

### 3. 平成26年LPガス事故の特徴について

#### (1) 事故件数

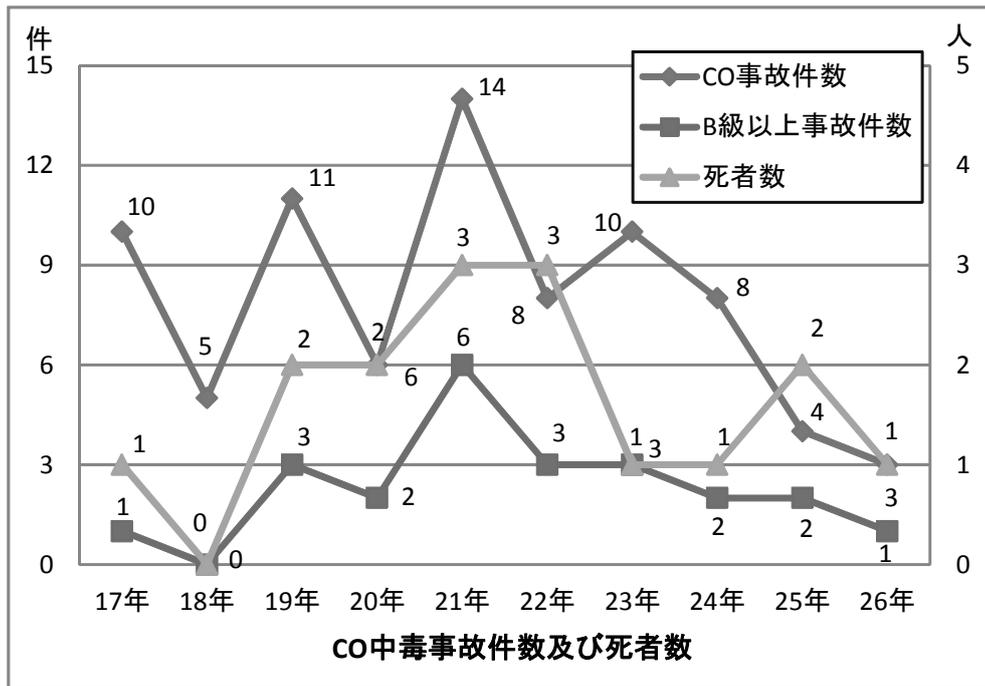
平成26年の事故件数については184件となり、前年比26件の減少となった。

死傷者数は、死者が1人、負傷者が76人で死者数は前年比2人の減少となったが、負傷者数は前年比24人の増加となった。

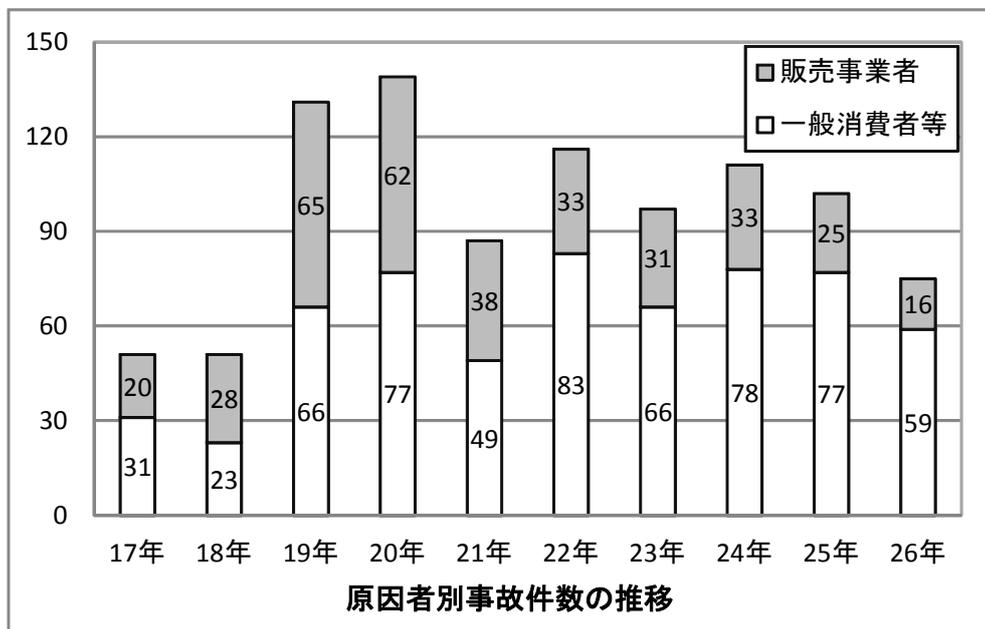


#### (2) 事故の特徴

- ① CO中毒事故が3件発生し、前年より1件減少した。そのうち業務用厨房での事故発生件数は1件で前年より2件減少した。



② 販売事業者による事故は16件発生して前年より9件減少した。一般消費者による事故は59件発生し、前年比18件減少した。雪害等の自然災害による事故が40件発生し横ばいであった。その他の原因者による事故は横ばいであった。



③ バルク供給（供給設備）に係る事故は、11件発生して前年比5件の増加であった。11件の事故は次のとおりであった。

- 1) 雪害による損傷（4件）
- 2) 液取出弁からのガス漏えい（4件）
- 3) 気化装置安全弁の作動によるもの

- 4) ガス取出弁からのガス漏えい
- 5) 除雪ミスによるガス漏えい

#### 4. 事故発生件数の推移

事故の主な発生状況を昭和28年からの推移で見ると以下のとおりである（図-1）（表-19）。

- ① 日本でLPガスが家庭用燃料として販売が行われるようになったのは昭和27～28年頃のことであり、LPガス事故が記録されたのは昭和28年の2件が最初であった。
- ② 昭和30年代には、日本経済が重化学工業化を指向していった時期であり、石油化学工業が出現し、石油精製業が拡大するにつれ、LPガスの回収、販売も本格化し、LPガス専用の燃焼器の開発も進み、家庭用燃料として浸透していった。このような状況の中にあつてLPガス事故は年間20～60件の発生で推移した。
- ③ 昭和40年代にはいると、家庭用LPガス消費世帯数も1,000万世帯を超えLPガスの消費量も増大するとともに使用先も多様化する中にあつて、事故の発生も急増傾向を示してきた。このような状況から、これまでのようにLPガスの一般消費段階の保安面の規制を高圧ガス取締法で行うには無理があるという理由とともに、一般消費者が安心して使えるガスとするために流通・消費に係る取引面の向上を図る規制も併せて行う必要があるという理由から、昭和42年12月にLPガス新法すなわちLPガス法が制定（昭和42年12月28日）された。
- ④ 昭和50年代に入るとLPガス消費世帯数の増加も著しく、2,000万世帯を超えるに至ったが、それに伴い事故も増加の一途をたどり、昭和54年に過去最高の793件に達し、死者数も60人台の水準（死者数の過去最高は昭和49年の74人）に至った。こうした中にあつて、昭和51年に通商産業大臣から高圧ガス及び火薬類保安審議会に対し、「液化石油ガス消費者保安体制の在り方」について諮問が行われ、翌昭和52年8月に答申が行われた。同答申を受けて、昭和53年7月にLPガス法の一部が改正され、一般消費者等に対する周知の義務化、認定調査機関制度の創設、液化石油ガス器具等の範囲の拡大などの施策が実施された。また、昭和54年5月には、排ガス等による事故の発生を防止するため、都市ガスとともにLPガスの特定ガス消費機器の設置や工事を規制する「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」が制定された。なお、昭和52年6月には、通商産業省立地公害局保安課に液化石油ガス保安対策室が設置されている。
- ⑤ 昭和55年8月には静岡市の静岡駅前ビルの地下街で都市ガスの大規模な爆発事故が発生し、死者15人、重軽傷者222人の人的被害を出した。これはLPガス事故ではないが、LPガスでも類似事故の発生が考えられることから、昭和56年

2月に省令改正が行われ、地下室等の保安基準が定められるとともに、地下室等及び業務用施設等に対するLPガス用ガス漏れ警報器の設置が義務付けられ、また、LPガスの着臭濃度が強化された。

- ⑥ LPガス事故は昭和54年の793件をピークにその後は低下傾向を見せはじめ昭和57年には570件と大幅に減少した。そうした状況の中にあつて、昭和58年11月に静岡県掛川市のレクリエーションセンターにおいてLPガスの大きな爆発・火災事故が発生し、死者14人、重軽傷者27人の人的被害を出した。この事故は多数ある末端ガス栓の開閉状態を確認せずに中間バルブを開けたことから、一部開かれていた末端ガス栓からガスが漏れ、ガス漏れ警報器が鳴動したのにもかかわらず対応がおくれ、その間に何等かの着火源から引火し、爆発、火災に至ったものである。この事故を教訓として昭和59年7月に省令改正が行われ、料理飲食店等に対して過流出安全機構付末端ガス栓（ヒューズガス栓）の設置、ゴム管等の接続方法の強化が図られるとともに、一定規模以上の料理飲食店等には保安連絡担当者を選任すること等の措置が講じられた。
- ⑦ なお、昭和52年以降に発生したA級事故は、昭和52年、53年は発生しておらず、昭和54年に2件、昭和56年に1件そして昭和58年に2件発生し、その後発生していなかったが、平成8年に1件発生した。
- ⑧ 事故は昭和57年に500件台に減少したものの、その後の減少傾向が鈍化してきたこと、B級事故が減少しないこと等から、昭和60年に通商産業省立地公害局長の私的諮問機関として、「LPガス消費者保安対策研究会」が発足し、同年7月に今後のLPガス保安対策の在り方について提言がなされた。この提言等を受け、昭和60年度から毎年10月を「LPガス消費者保安月間」として定め、消費者保安啓発運動を全国的に展開することとなり、また、技術指導普及事業の一環として高圧ガス保安協会にLPガス保安トレーニングセンターを設置し、LPガス販売事業者や業務用消費者への安全技術等の普及を強力に進めることとなった。
- ⑨ また、さらにLPガス事故の撲滅を図るためには、安全器具の普及が必須条件となることから、昭和61年に通商産業省立地公害局長の私的諮問機関として「LPガス安全器具普及懇談会」が発足し、同年5月に具体的な安全器具普及施策の内容と事故の減少化の目標期限（500件発生している事故を5年後に1/5、10年後に1/10とする）を定めた提言がなされた。それを受けて官民一体となり、その目標達成のための普及啓発活動を推進することとなった。
- なお、(社)日本エルピーガス連合会では自主的に安全器具100%普及達成目標の10年間で3カ年早め、7年間（平成5年9月末）とした。
- ⑩ このような事故防止のための官民一体となった活動により、LPガス事故は昭和62年以降直線的に減少を続け平成6年には100件を切り82件となった。これ

は昭和54年の793件に対しほぼ1/10、安全器具普及運動が始まった昭和61年の515件に対し1/6強の減少となった。なお、平成9年には68件とLPガス法施行以来、最低の件数を示した。

- ⑪ こうした事故が減少してきた中であって、平成6年4月に通商産業省環境立地局長の私的諮問機関として、「LPガス保安対策の在り方研究会」が発足し、平成7年1月に保安高度化目標として、以下の事項を目指すことが提言された。

1. 2000年末までに、B級以上の事故を撲滅する。
2. 2000年末までに、一般消費者等が安心してLPガスを利用できるシステムを構築する。

また、平成7年9月に通商産業大臣から高圧ガス及び火薬類保安審議会に対し「今後の液化石油ガス消費者保安のあり方」について諮問が行われ、同審議会液化石油ガス部会が、前記研究会報告の「保安高度化目標」を含め、「保安規制の合理化」及び「販売事業者規制の見直し」等について審議し、同年12月に部会報告書を取りまとめた。この報告書を踏まえた同審議会答申を経て、平成8年4月、LPガス法の改正が行われた。

- ⑫ 全事故の件数が減少しているなかでB級以上事故について、近年は減少傾向を示しておらず、さらに平成8年にはCO中毒による死者5人を出したA級事故が13年ぶりに発生した。このような近年の事故発生状況から「保安高度化目標」の達成するためにはなんらかの抜本的対策の検討が必要となり、平成9年9月に高圧ガス及び火薬類保安審議会の下に「保安高度化分科会」が設置され、「CO中毒事故防止総合保安対策」がまとめられた。この保安対策の一環として平成9年10月から平成11年9月まで「液化石油ガス燃焼器具の一斉点検」が実施された。平成10年5月に第2回同分科会が開催され、埋設管に係る事故防止対策等が示され、それに基づき埋設管の点検を実施している。

また、平成12年2月第3回同分科会を開催し、CO中毒事故総合保安対策及び埋設管事故防止の実施状況について報告が行われ、今後の対策が示された。

- ⑬ CO中毒事故防止対策、埋設管事故防止対策並びにガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策を産官民一体となって実施してきたが、2000年末までにB級以上の事故を撲滅するという現行の保安高度化目標は、既に達成できなかった。

しかし、消費者保安を確保し、事故の撲滅を達成するためには、引き続き事故状況等の分析に基づいた対策を適切に講ずることが重要であり、今後とも実効性のある対策を柱とする保安高度化対策の一層の充実を図る必要があることから、CO中毒事故防止対策、埋設管事故防止対策並びにガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策のそれぞれについて、目標年度を念頭に置きつつ、産官民一体となって重点的に取り組むこととした「保安高度化プログラム」(「5. LPガス事故防止対策・施策」

参照)が提言された。

- ⑭ 平成13年は、バルク供給に係る(供給設備に限る)事故が6件発生した(前年0件)。なお、その内容は次のとおり。バルク貯槽の過充填による事故が2件、水銀の腐食による空温式気化器からの漏えい事故が2件、メンテナンス時における気化器内の調整器ダイヤフラム取り付けミスによる事故が1件、埋設管(供給管)の工事ミスによる事故が1件。
- ⑮ 平成15年は、バルク供給(充てん設備、バルク貯槽及び附属機器等に限る)に係る事故が6件発生して(前年2件)、負傷者が伴う事故も初めて発生した(液状のLPガスを浴びたために凍傷となった)。
- ⑯ 平成16年は、バルク供給に係る(供給設備に限る)事故が6件発生して(前年6件)、B級事故が初めて発生した(充てんホースの安全継手離脱後の対応ミスによる爆発火災)。
- ⑰ 平成17年は、雪害による機器の損傷が24件発生し、前年より21件と大幅に増加した。
- ⑱ 平成18年は、雪害による機器の損傷等が80件発生(前年比56件増)し、過去26年間で最も多い件数となった。また、LPガス事故の統計を取り始めてから、初めて死者0人となった。なお、事故発生から10日後に亡くなるという事故が1件あった。
- ⑲ 平成19年は、雪害による事故が1件発生(前年比79件減)したものの、販売事業者による事故は65件発生(前年比37件増)し、一般消費者による事故は66件発生(前年比43件増)した。
- ⑳ 平成20年は、234件の事故が発生し、前年のほぼ同程度の事故件数となった。一般消費者による事故が77件発生し、前年比11件増加した。
- ㉑ 平成21年は、185件の事故が発生し、前年より減少したものの、傷者は148人となり前年比69人の増加、B級事故が8件発生し前年より5件の増加となった。  
また、CO中毒が14件発生し、死者3人、症者85人となった。(うち業務用厨房で13件発生し、死者3人、症者84人)
- ㉒ 平成22年は、204件の事故が発生し、前年より19件増加したものの、傷者は83人と65人減少した。
- ㉓ 平成23年は、227件の事故が発生し、前年より23件増加し、傷者は88人と5人増加した。
- ㉔ 平成24年は、260件の事故が発生し、前年より33件増加したものの、傷者は85人と3人減少した。
- ㉕ 平成25年は、210件の事故が発生し、前年より50件減少し、傷者は52人と33人減少した。

- ⑳ 平成26年は、184件の事故が発生し、前年より26件減少したものの、傷者は76人と24人増加した。

#### 5. LPガス事故防止対策・施策

平成7年1月の「LPガス保安対策の在り方研究会中間報告」においては、「保安高度化目標」の1つとして「2000年末までに、B級以上の事故を撲滅すること及び一般消費者等が安心してLPガスを利用できるシステムを構築すること」が提言され、また、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会報告」においても同目標が提言されている。さらに平成9年9月に同部会に「保安高度化分科会」が設置され、「CO中毒事故総合保安対策」を決定し、この保安対策の一環として、同年10月から平成11年9月末日まで「液化石油ガス燃焼器具の一斉点検」が実施された。

平成10年5月に第2回同分科会を開催し、埋設管に係る事故防止対策等が示され、それに基づき埋設管の自主点検・調査等を実施している。

平成12年2月第3回同分科会を開催し、CO中毒事故総合保安対策及び埋設管事故防止の実施状況について報告が行われ、「燃焼器具交換誘導事業」及び「埋設管点検事業」が引き続き実施された。

また、平成12年12月20日に高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会が開催され、以下の「保安高度化プログラム」が提言された。

## ○ 保安高度化プログラム

可及的速やかにB級事故を撲滅するとともに、一般消費者等が安心してLPガスを利用できるシステムを構築することが必要であり、このため、次に掲げる対策についてそれぞれの目標年度を念頭に置きつつ、産官民一体となって重点的に取り組むべきである。

なお、保安高度化プログラムについては、定期的にフォローアップを行い、必要に応じ見直しを行うこととする。

### 1. CO中毒事故防止対策

CO中毒事故の多くは、不完全燃焼防止装置が付いていない湯沸器又はふろがまの排気筒の不具合等により発生していることから、不完全燃焼防止装置に関する対策及び排気筒の不具合を防止する対策を充実する必要がある。

#### (1) 燃焼器具等の交換の徹底

不完全燃焼防止装置が付いていない燃焼器具等に対する交換誘導事業を引き続き推進することとし、平成14年度中に燃焼器具等の交換を完了することを目指す。

#### (2) 排気筒等の材料基準の見直しの検討

現在、ふろがま等に設置される排気筒又は給排気部については、再使用する場合のみ材料に関する基準を設けているが、新設時の材料に関する基準の設定について、平成13年度中を目途に検討を行う。

また、構造的に排気筒等の取り替えが不可能な場合は、CO警報器等の設置の促進を図る。

#### (3) その他

CO中毒事故を防止するため、保安確保機器等の技術開発、販売事業者等に対する保安教育及び一般消費者等に対する保安啓発等を引き続き行う。

### 2. 埋設管事故防止対策

特定施設（集合住宅、学校、病院等）における腐食等による事故が依然として多く発生していることから、これら施設を対象とした埋設管の点検等維持管理の徹底等の対策を充実する必要がある。

#### (1) 埋設管の点検等維持管理の徹底

重大な事故につながりやすい集合住宅、学校、病院等について自主点検・調査を引き続き推進し、平成13年度中を目途に全ての対象施設の点検調査を完了することを目指す。点検調査の結果、腐食等が認められた場合は、保安確保に万全を期すため、将来の事故予防の観点から、交換又は漏えい検知装置の設置などを推進する。

(2) 埋設管の点検方法の見直し

埋設管の点検をより確実なものとするため、腐食測定装置を用いるより簡便な点検方法等を技術基準上の例示基準に追加すべく平成13年度中を目途に検討を行う。

(3) その他

埋設管事故を防止するため、埋設管寿命予測等の技術開発、販売事業者等に対する保安教育及び一般消費者等に対する保安啓発等を引き続き行う。

### 3. ガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策

安全器具では防止できないヒューマンエラーが多数発生していることから、ガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策として消費者操作ミス防止、工事ミス防止、設備の維持・管理の3分野において対策を充実する必要がある。

(1) 消費者操作ミスに係る事故防止対策

消費者操作ミスに係る事故を防止するため、最近の情報通信技術の進展を踏まえ、消費者と直結した保安啓発活動の方策を平成14年度中を目途に整備する。具体的には、各都道府県エルピーガス協会に置かれている消費者相談員保安専門技術者、有識者等と消費者との間で、インターネット等の通信手段を活用するなど双方向の情報ネットワークを構築し、消費者に対する適切な情報やアドバイスの提供、保安に関する意見交換等を通じ、消費者の保安意識の一層の高揚等を図る。

また、高齢化社会に対応した保安確保の在り方について、平成14年度中を目途に検討を行う。

(2) 工事ミスに係る事故防止対策

工事ミスに係る事故を防止するため、配管工事に係るガス漏えい防止措置に関する規定の整備等技術基準の見直しを平成13年度中を目途に検討を行う。

また、液化石油ガス設備士の資質を向上させるための対策を講ずる。

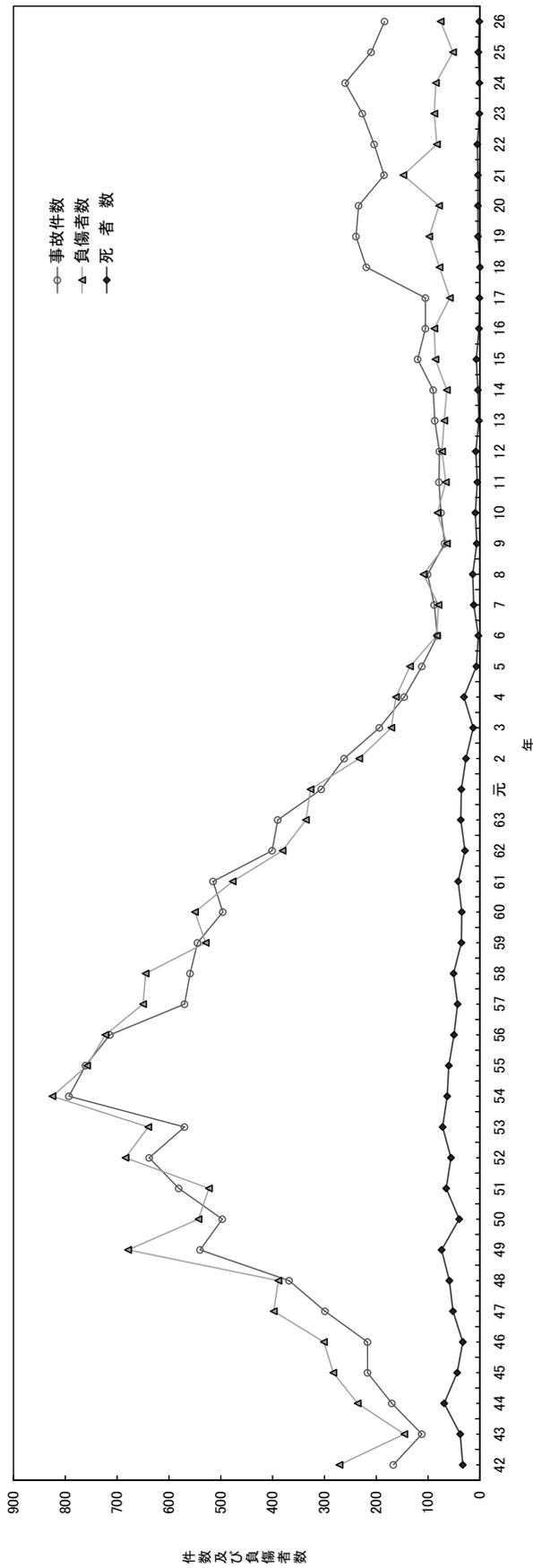
(3) 設備維持・管理不良に係る事故防止対策

設備の維持・管理不良による事故を防止するため、販売事業者において組織的な安全対策、保安教育の徹底及び内部監査体制の整備等を図る。

(4) その他

ガス漏えい事故を防止するため、質量販売対応型安全機器の技術開発、パンフレット等による一般消費者等に対する保安啓発等を引き続き行う。

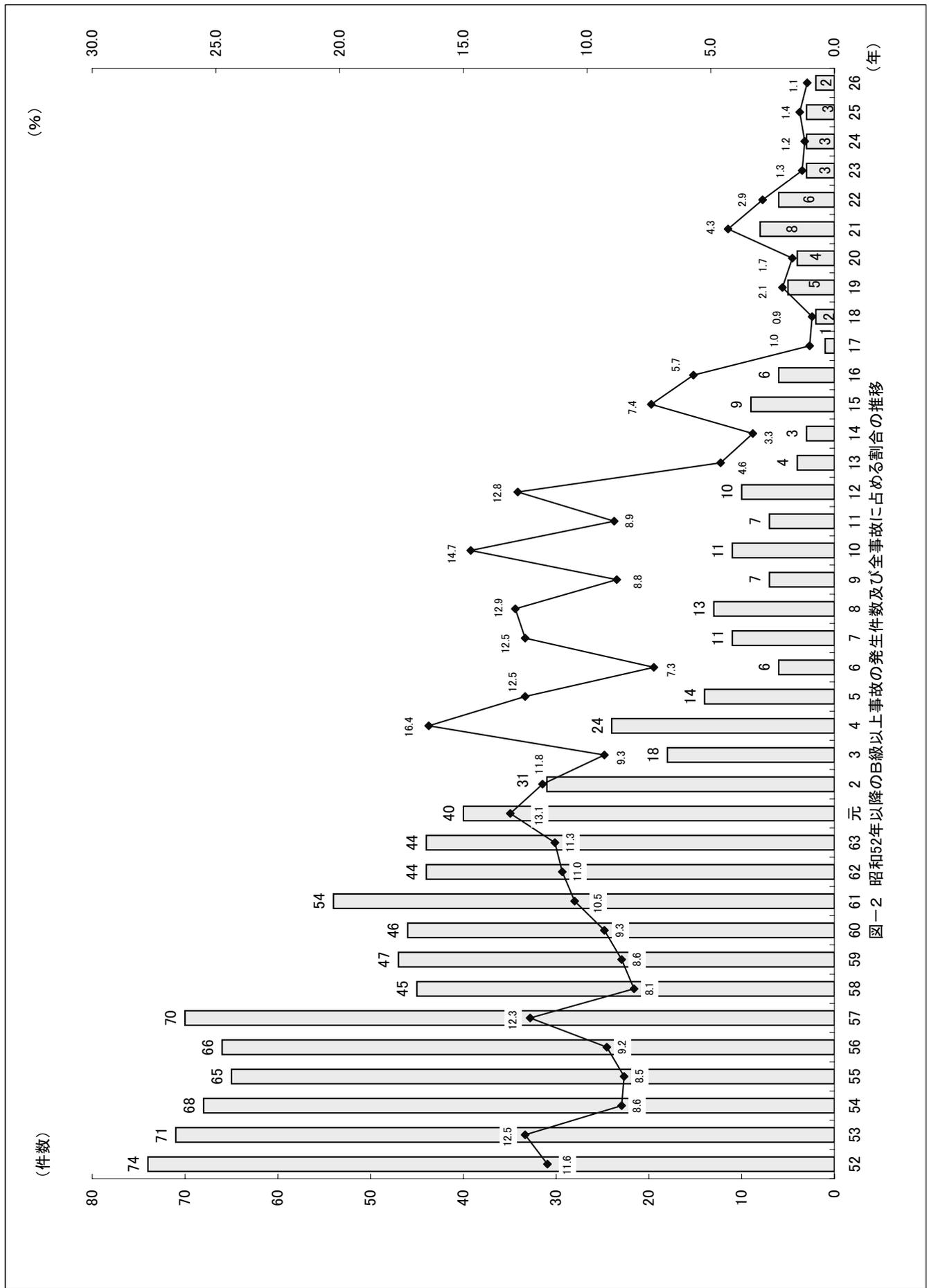
なお、平成13年度以降の主要なLPガス事故防止対策・施策については、表19を参照。



年	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
事故件数	167	112	170	217	217	299	368	540	497	581	638	570	793	761	714	570	559	545	496	515	401	390	306	262	194	146	112	82	88	101	68	75	79	78	87	90	120	105	105	219	239
対前年比(%)	34	▲33	52	28	0	38	23	47	▲8	17	10	▲11	28	▲4	▲15	▲20	▲2	▲3	▲9	4	▲22	▲3	▲22	▲14	▲26	▲35	▲23	▲7	15	▲33	10	5	▲2	12	3	33	▲13	0	109	9	
死者数	33	38	69	44	33	52	59	74	40	65	56	72	63	60	50	43	51	36	35	42	29	37	36	27	13	31	7	3	12	14	6	9	5	8	2	4	7	2	1	0	4
負傷者数	271	146	236	283	301	398	389	679	543	523	684	640	825	758	723	650	645	529	550	477	381	336	327	233	171	162	135	83	80	109	64	82	66	73	69	64	86	88	58	78	98

年	20	21	22	23	24	25	26
事故件数	234	185	204	227	260	210	184
対前年比(%)	▲2	▲21	10	11	15	▲19	▲12
死者数	4	4	5	1	1	3	1
負傷者数	79	148	83	88	85	52	76

図一1 年別事故件数及び死傷者数の推移



図一2 昭和52年以降のB級以上の事故の発生件数及び全事故に占める割合の推移

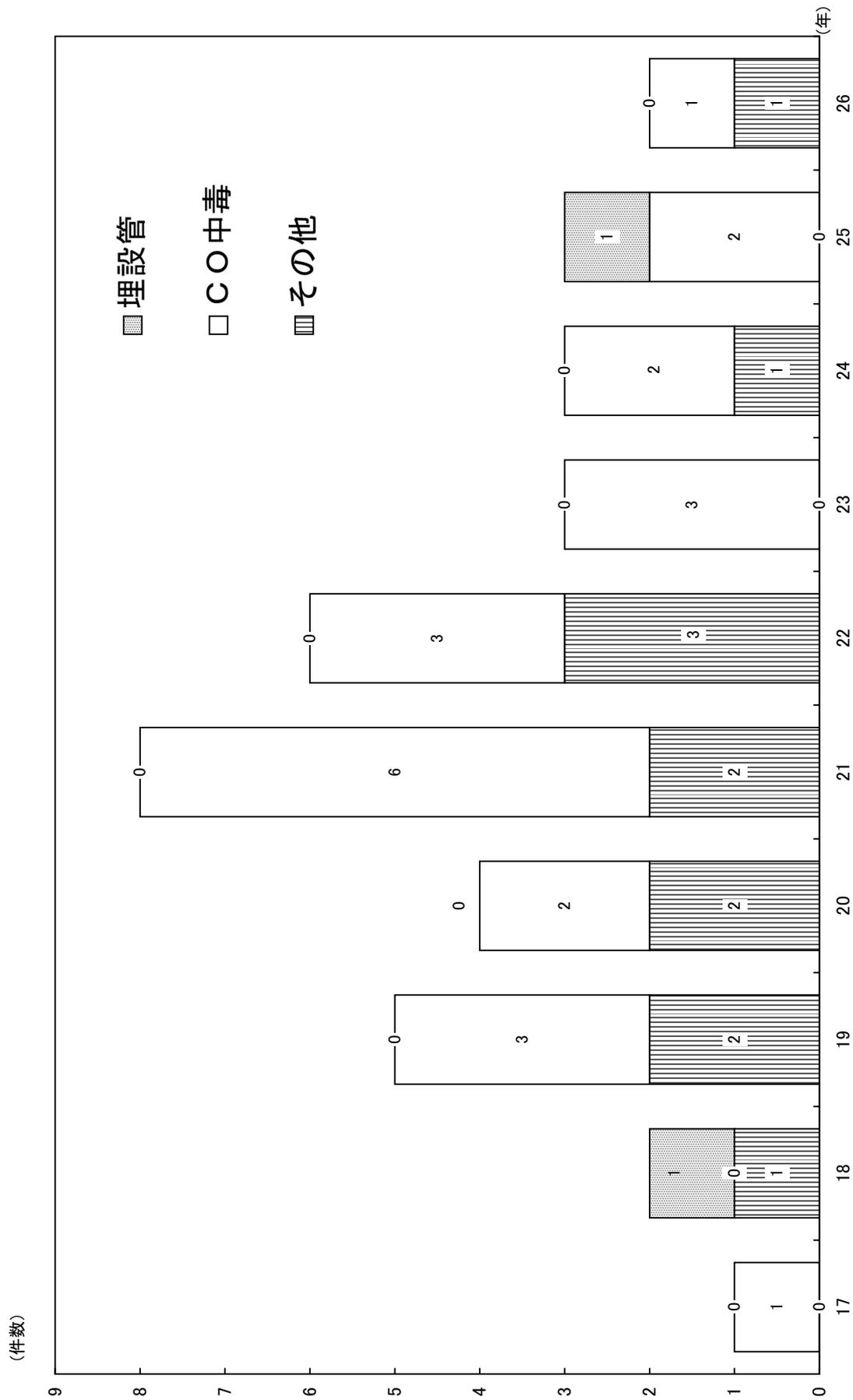


図-3 B級以上事故に占めるCO中毒・埋設管事故

表一1 B級以上事故の現象別件数及び死者数

年	17年		18年		19年		20年		21年		22年		23年		24年		25年		26年	
	件数	死者																		
C O 中 毒	1	1	—	—	3	2	2	2	6	3	3	3	1	2	1	2	1	2	1	1
漏洩爆発(火災)	—	—	1	0	2	2	2	2	2	1	3	2	0	1	0	0	0	0	1	0
内埋設管	—	—	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他(酸欠等)	—	—	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—
内埋設管	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—
合 計	1	1	2	0	5	4	4	4	8	4	6	5	3	1	3	1	3	3	2	1

表-2 B級以上事故の漏洩等発生箇所別件数

項目	年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
容 器		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
容器バルブ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
充てん設備		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
調 整 器		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヘッダー		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高圧ホース		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガスメータ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他機器		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
供 給 管		-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
内埋設管		-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
配 管		-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
内埋設管		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
末端ガス栓		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
室内ゴム管		-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
こ ん ろ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
炊 飯 器		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レ ン ジ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オーブン		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
瞬間湯沸器		1	-	1	-	1	-	1	1	-	-
ふろがま		-	-	1	-	-	-	-	-	1	1
ストーブ		-	-	-	1	-	1	-	-	-	-
業務用燃焼器		-	-	1	2	4	2	1	1	1	
その他の燃焼器		-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
不 明		-	-	1	1	1	2	-	-	-	-
合 計		1	2	5	4	8	6	3	3	3	2

表-3 消費設備に係る安全器具設置先事故発生状況

年 項目	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
全事故件数	105	219	239	234	185	204	227	260	210	184
消費設備に係る 事故件数	53	81	129	136	102	131	126	124	109	93
消費設備に係る 安全器具設置先 事故発生件数	39	44	42	43	35	47	28	47	41	27
うち B級事故件数	1	0	1	1	2	2	0	1	1	0
うち CO中毒事故 件数	1	0	0	1	2	1	0	1	1	0

表-4 CO中毒事故（酸欠事故は除く）年別事故件数及び死症者数

年	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
項目										
件数	10	5	11	6	14	8	10	8	4	3
内B級以上事故	1	0	3	2	6	3	3	2	2	1
死者(人)	1	0	2	2	3	3	1	1	2	1
症者(人)	22	13	29	8	85	16	32	37	4	4
内B級以上事故	0	0	9	0	65	7	16	23	1	0

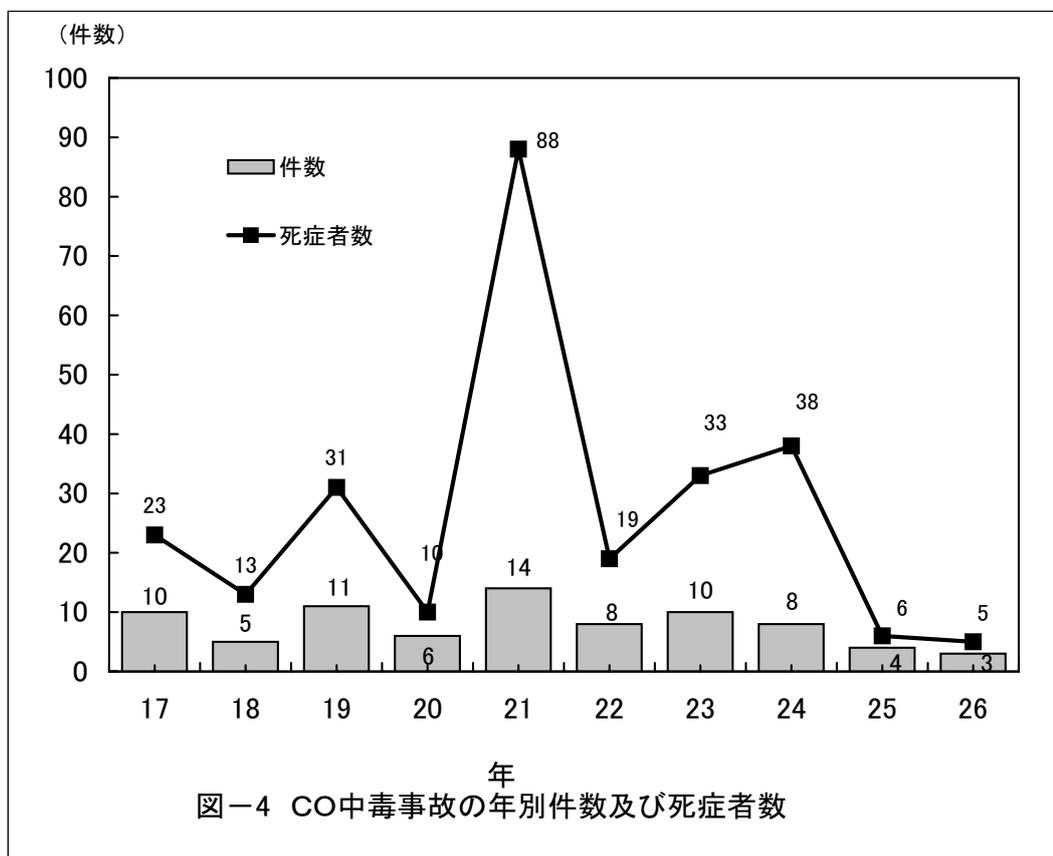


表-5 CO中毒事故の燃焼器具別発生件数

燃焼器具		年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	合計
瞬間湯沸器	開放式		0	1	1	0	0	0	2	1	0	0	5 (6.3)
	CF式		1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3 (3.8)
	FE式		1	1	0	0	2	0	1	1	0	0	6 (7.6)
	RF式		3	1	2	0	0	0	0	0	0	1	7 (8.9)
	計		5	4	3	1	2	0	3	2	0	1	21 (26.6)
ふろがま	CF式		0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	3 (3.8)
	FE式		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
	BF式		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1 (1.3)
	RF式		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1 (1.3)
	計		0	0	1	2	0	0	0	0	1	1	5 (6.3)
	ストーブ		0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2 (2.5)
	その他 (業務用燃焼器等)		5	1	6	3	12	7	7	6	3	1	51 (64.6)
	合計		10	5	11	6	14	8	10	8	4	3	79

表-6 CO中毒事故の燃焼器具別原因別件数  
(平成17年～平成26年)

原因		排気設備等						燃焼状態等		その他	不明	合計	
		排気筒未設置	鳥の巣等による閉塞	ずれ・外れ又は腐食等	排気ファンの電源切り等	排気筒不良(基準不適合)等	排気筒トップ異常(逆設置等)	屋内設置(RF式)	長時間使用・換気不良				燃焼器具不良
燃焼器具													
瞬間湯沸器	開放式(5号以下)	0	0	1	1	0	0	0	3	0	0	0	5
	CF式	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	3
	FE式	0	1	1	0	1	0	0	0	1	1	1	6
	RF式	0	0	0	0	0	0	4(1)	2	0	0	1	7(1)
	計	0	1	2	2	1	0	4(1)	6	2	1	2	21(1)
ふろがま	CF式	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	3
	FE式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	BF式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	RF式	0	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	0	1(1)
計	0	0	1	0	1	0	1(1)	0	1	1	0	5(1)	
ストーブ		0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
その他(業務用燃焼器等)		0	1	2	4	5	1	0	24(1)	6	4	4	51(1)
合計		0	2	5	6	8	1	5(2)	31(1)	9	6	6	79(3)

注) ( )内は平成26年の発生件数で内数

表-7 CO中毒事故の燃焼器具別件数、死症者数及び1件当たりの死症者数  
(平成17年～平成26年)

燃焼器具		件数	死症者数		1件当たりの死症者数		
			死者	症者	死者	症者	死症者
瞬間 湯 沸 器	開放式 (5号以下)	5	2	7	0.40	1.40	1.80
	CF式	3	0	8	0.00	2.67	2.67
	FE式	6	2	11	0.33	1.83	2.17
	RF式	7 (1)	2	15 (3)	0.29 (0.00)	2.14 (3.00)	2.43 (3.00)
	計	21 (1)	6	41 (3)	0.29 (0.00)	1.95 (3.00)	2.24 (3.00)
ふろがま	CF式	3	2	1	0.67	0.33	1.00
	FE式	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	BF式	1	0	1	0.00	1.00	1.00
	RF式	1 (1)	1 (1)	0	1.00 (1.00)	0.00 (0.00)	1.00 (1.00)
	型式不明	0	0	0	0.00	0.00	0.00
計	5 (1)	3 (1)	2	0.60 (1.00)	0.40 (0.00)	1.00 (1.00)	
ストーブ		2	2	1	1.00	0.50	1.50
その他 (業務用燃焼器等)		51 (1)	5	206 (1)	0.10 (0.00)	4.04 (1.00)	4.14 (1.00)
合計		79 (3)	16 (1)	250 (4)	0.20 (0.33)	3.16 (1.33)	3.37 (1.67)
CO中毒事故以外の 爆発・火災事故等		1988 (181)	8 (0)	595 (72)	0.00 (0.00)	0.30 (0.40)	0.30 (0.40)
全事故		2067 (184)	24 (1)	845 (76)	0.01 (0.01)	0.41 (0.41)	0.42 (0.42)

注) ( )内は平成26年の件数及び死症者数(内数)並びに1件当たりの死症者数

表-8 埋設管事故の年別件数及び死傷者数

項目	年	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	件数		12	17	21	31	24	18	18	16	25
うちB級事故		0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
死者(人)		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
傷者(人)		6	3	1	2	0	2	0	0	2	0
うちB級事故		0	2	0	0	0	0	0	0	0	0

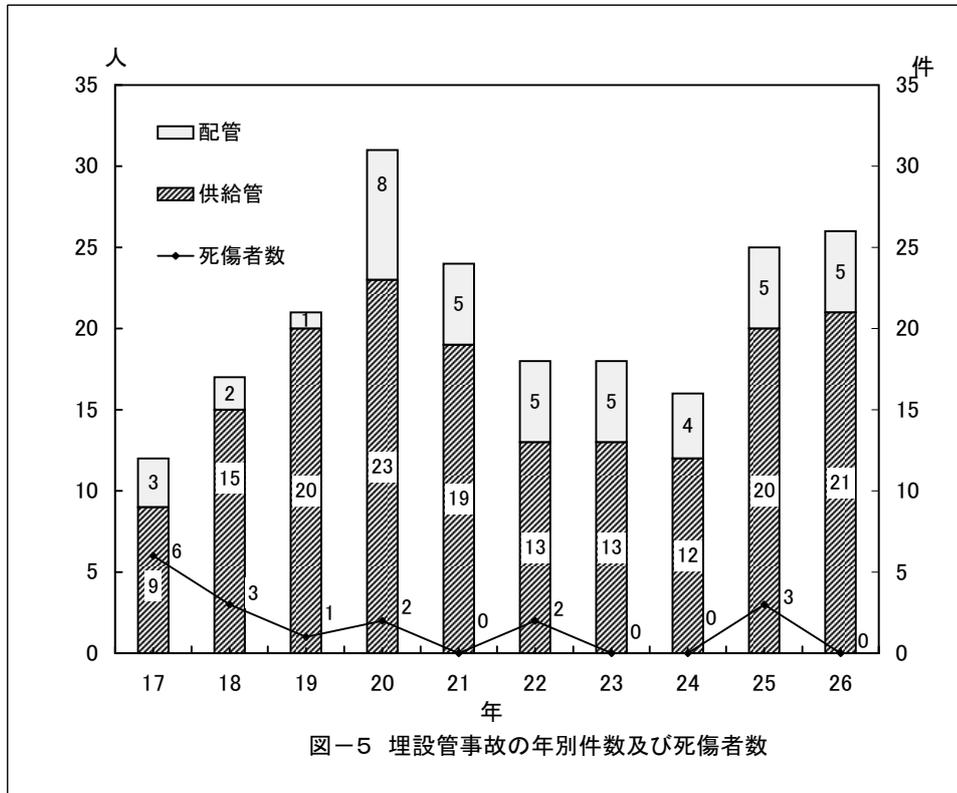


表-9 埋設管に係る年別漏洩等発生箇所別原因別件数

		年										
漏洩等 発生箇所	漏洩原因	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	合計
供給管	損傷	6	13	15	17	14	11	10	8	18	13	125
	他工事業者	3	12	11	15	10	9	6	6	13	10	95
	消費者による	1	0	2	1	1	0	0	1	0	0	6
	地盤沈下	0	1	0	0	1	2	2	0	0	1	7
	その他	2	0	2	1	2	0	2	1	5	2	17
	腐食・劣化	1	1	5	6	5	1	3	4	2	6	34
	その他	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	接続不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	工事中酸欠	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	その他	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	不明	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	4
	計		9	15	20	23	19	13	13	12	20	21
配管	損傷	2	1	1	4	1	3	3	2	2	3	22
	他工事業者	1	0	1	3	1	3	2	2	1	3	17
	消費者による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地盤沈下	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	4
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	腐食・劣化	1	1	0	3	3	2	1	2	2	2	17
	その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	不明	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	3
計		3	2	1	8	5	5	5	4	5	5	43
合計	損傷	8	14	16	21	15	14	13	10	20	16	147
	他工事業者	4	12	12	18	11	12	8	8	14	13	112
	消費者による	1	0	2	1	1	0	0	1	0	0	6
	地盤沈下	1	2	0	1	1	2	3	0	0	1	11
	その他	2	0	2	1	2	0	2	1	6	2	18
	腐食・劣化	2	2	5	9	8	3	4	6	4	8	51
	その他	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	3
	接続不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	工事中酸欠	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	その他	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	不明	1	0	0	1	1	1	0	0	1	2	7
	合計		12	17	21	31	24	18	18	16	25	26

表-10 質量販売先における事故発生件数

項目 \ 年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
件数	5 (0)	8 (0)	14 (2)	16 (1)	10 (0)	11 (1)	10 (0)	10 (0)	7 (0)	11 (1)
50kg容器	0 -	1 -	4 (1)	0 -	1 -	0 -	0 -	1 -	2 -	1 -
20kg容器	2 -	2 -	1 (1)	2 -	2 -	1 -	2 -	1 -	0 -	2 (1)
10kg容器	1 -	2 -	2 -	3 -	1 -	5 (1)	1 -	2 -	1 -	2 -
8kg容器	2 -	1 -	4 -	3 -	2 -	3 -	4 -	4 -	0 -	4 -
5kg容器	0 -	2 -	2 -	6 -	3 -	2 -	2 -	2 -	4 -	1 -
2kg容器	0 -	0 -	1 -	1 (1)	1 -	0 -	1 -	0 -	0 -	0 -
その他	0 -	0 -	0 -	1 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	1 -

( )内はB級事故で内数

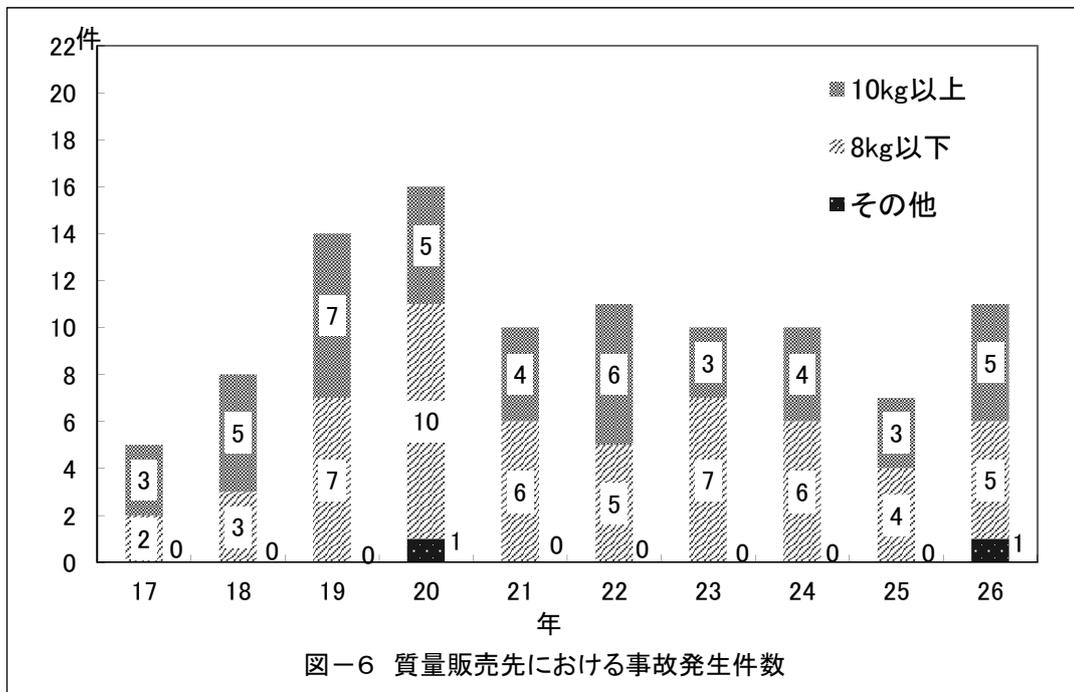


表-11 原因者別事故件数

原因者	年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
	一般消費者等		31	23	66	77	49	83	66	78	77
一般消費者等及び 販売事業者		7	16	16	4	8	7	10	11	3	6
販売事業者		20	28	65	62	38	33	31	33	25	16
設備工事事業者及び 販売事業者等		0	1	0	0	0	0	0	0	3	3
保安機関(認定調査機関) 及び販売事業者等		0	0	0	0	0	0	2	0	1	5
配送センター及び 販売事業者等		0	0	0	0	0	0	9	1	2	0
設備工事事業者		5	7	7	5	6	5	2	3	5	3
充てん事業者		1	1	2	3	3	2	0	3	1	1
配送センター		0	2	0	0	0	0	0	4	1	2
器具メーカー		2	14	23	14	10	7	2	6	3	1
自然災害(雪害等)		24	81	6	11	7	7	53	64	40	40
その他		7	28	32	27	24	25	26	31	31	33
他工事事業者		5	15	18	19	16	17	13	23	18	18
動物(ねずみ等)		1	1	1	1	0	0	0	0	0	1
その他		1	12	13	7	8	8	13	8	13	14
不明		8	18	22	31	40	35	26	26	18	15
合計		105	219	239	234	185	204	227	260	210	184

表－12 年別・建物用途別事故件数

項目 \ 年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
一般住宅	36	100	95	95	63	75	80	97	77	70
共同住宅	24	58	58	61	41	56	60	75	54	48
旅館	6	6	4	4	1	2	4	3	2	2
飲食店	21	18	31	28	43	25	28	22	39	22
学校	1	3	7	4	3	10	7	10	5	4
病院	0	0	4	2	1	1	0	1	3	1
工場	1	0	2	1	3	4	1	5	2	1
事務所	2	7	3	4	3	2	2	7	0	4
道路下(側溝含む)	1	0	2	4	2	0	0	2	4	2
その他	13	27	33	31	25	29	45	38	24	30
合計	105	219	239	234	185	204	227	260	210	184

表－13 現象別事故件数

項目 \ 年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
漏えい	46	137	113	115	84	76	116	160	113	95
漏えい爆発(火災)	46	70	64	53	45	60	55	48	48	59
火災(爆発を除く)	2	6	51	60	42	60	45	44	43	27
CO中毒・酸欠	11	6	11	6	14	8	11	8	6	3
合計	105	219	239	234	185	204	227	260	210	184

表-14 漏洩等発生箇所別事故件数

項目		17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
供給設備	容器	0	5	6	5	6	8	4	6	4	4
	容器バルブ	9	3	7	9	12	4	3	4	2	3
	高圧ホース	3	8	17	18	5	12	18	15	15	9
	ヘッダー	2	7	0	4	2	1	0	0	2	0
	調整器	12	60	22	21	14	9	28	43	31	20
	バルク貯槽	2	8	14	4	4	3	5	6	1	9
	供給管	20	33	35	28	30	27	40	48	43	45
	内埋設管	9	15	20	23	19	13	13	12	20	21
	ガスメーター	2	4	1	4	2	2	0	5	1	0
	その他機器	0	3	5	1	4	3	1	5	0	0
計	50	131	107	94	79	69	99	132	99	90	
消費設備	配管	7	14	7	15	11	14	30	32	17	22
	内埋設管	3	2	1	8	5	5	5	4	5	5
	末端ガス栓	3	11	18	22	11	14	18	18	11	10
	金属フレキ管	1	3	4	4	4	7	5	7	5	6
	低圧ホース	1	2	2	9	4	5	8	2	9	0
	室内ゴム管	5	10	9	6	8	16	5	7	7	5
	こんろ	5	3	13	10	7	11	6	5	3	9
	炊飯器	0	0	2	1	1	2	1	0	0	0
	レンジ	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	オーブン	1	1	2	2	2	1	0	0	4	0
	瞬間湯沸器	7	11	5	7	7	6	11	6	2	3
	ふろがま	6	9	32	27	17	22	16	17	20	14
	ストーブ	0	0	3	1	0	5	1	1	0	1
	業務用燃焼器	15	8	28	29	24	28	24	20	29	23
	その他の燃焼器	0	0	1	0	4	0	0	4	2	0
	その他	2	9	2	2	2	0	1	5	0	0
計	53	81	129	136	102	131	126	124	109	93	
充てん設備	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	
その他	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	
不明	2	4	1	2	3	4	2	4	2	1	
合計	105	219	239	234	185	204	227	260	210	184	

表-15 原因別事故件数

項目		年									
		17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
接 続 不 良		16	23	48	44	24	23	23	27	12	14
腐 食 ・ 損 傷		16	34	59	72	60	56	80	81	68	55
故 障 ・ 不 具 合		1	2	37	16	16	10	2	6	3	1
誤 操 作	未使用末端閉止弁	3	1	12	13	7	10	15	15	10	6
	燃焼器具未設統	3	3	2	1	2	3	2	2	1	0
燃焼器具の過熱		2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
燃 焼 器 具	点 火 ミ ス	8	12	25	15	12	31	19	20	36	33
	立 消 え	3	1	1	0	1	0	0	0	0	1
弁・栓等不完全閉止、 閉め忘れ		5	3	7	22	12	13	4	6	8	6
給 排 気 設 備 不 良		5	2	2	1	2	2	4	2	0	1
燃焼不良及び換気不良		5	5	9	7	10	7	2	5	4	2
雪 害 等 の 自 然 災 害		24	81	6	11	7	7	53	64	40	40
そ の 他		9	44	16	13	13	7	6	14	12	13
不 明		5	7	15	19	19	35	17	18	16	12
計		105	219	239	234	185	204	227	260	210	184

表-16 年別漏洩等発生箇所別原因別件数

(1) 供給設備関係

漏洩等発生箇所	原因	年										合計	
		17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年		
容器	損傷	0	1	1	0	0	0	1	3	2	2	10	
	腐食・劣化	0	2	0	5	3	4	2	2	2	1	21	
	その他、不明	0	2	5	0	3	4	1	1	0	1	17	
	計	0	5	6	5	6	8	4	6	4	4	48	
容器バルブ	機器等接続不良	5	0	3	5	3	1	1	0	0	0	18	
	損傷	1	2	1	0	0	0	1	0	0	0	5	
	バルブ閉め忘れ、 不完全閉止	2	0	0	1	1	3	1	0	0	0	8	
	その他、不明	1	1	3	3	8	0	0	4	2	3	25	
計	9	3	7	9	12	4	3	4	2	3	56		
高圧ホース	機器等接続不良	1	2	11	13	2	7	9	8	2	3	58	
	損傷	1	3	1	3	1	2	5	4	9	3	32	
	腐食・劣化	0	3	2	1	1	3	1	1	2	0	14	
	その他、不明	1	0	3	1	1	0	3	2	2	3	16	
計	3	8	17	18	5	12	18	15	15	9	120		
調整器	接続不良	2	4	6	2	4	0	4	3	0	1	26	
	損傷	9	49	2	8	5	5	20	32	26	17	173	
	腐食・劣化	0	4	5	4	2	1	2	3	2	2	25	
	故障	0	1	6	5	1	0	2	3	1	0	19	
	その他、不明	1	2	3	2	2	3	0	2	2	0	17	
計	12	60	22	21	14	9	28	43	31	20	260		
バルク貯槽	弁開放等	1	3	2	1	1	1	2	4	1	3	19	
	工事ミス	0	2	2	1	1	1	2	1	0	0	10	
	その他、不明	1	3	10	2	2	1	1	1	0	6	27	
計	2	8	14	4	4	3	5	6	1	9	56		
供給管	埋設	接続不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		損傷	6	14	14	17	14	9	10	8	18	15	125
		腐食・劣化	1	1	5	6	5	1	3	4	2	5	33
		その他、不明	2	0	1	0	0	3	0	0	0	1	7
	計	9	15	20	23	19	13	13	12	20	21	165	
	露出・その他	接続不良	2	1	5	1	1	0	1	5	1	2	19
		損傷	8	14	5	1	5	5	25	30	19	21	133
		腐食・劣化	0	0	3	2	3	2	1	1	2	0	14
		その他、不明	1	3	2	1	2	7	0	0	1	1	18
	計	11	18	15	5	11	14	27	36	23	24	184	
小計	20	33	35	28	30	27	40	48	43	45	349		
ガスメーター	機器等接続不良	1	2	1	3	2	2	0	2	0	0	13	
	損傷	1	1	0	1	0	0	0	3	0	0	6	
	その他、不明	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	
計	2	4	1	4	2	2	0	5	1	0	21		
その他		2	10	5	5	6	4	1	5	2	0	40	
合計		50	131	107	94	79	69	99	132	99	90	950	

## (2)消費設備関係

漏洩等発生箇所		年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	合計	
配管	埋設	原因												
		接続不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		腐食・劣化	2	0	0	3	3	2	1	2	2	2	2	17
		その他、不明	1	2	1	5	2	3	4	2	3	3	3	26
	計	3	2	1	8	5	5	5	4	5	5	5	43	
	露出・その他	接続不良	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3
		損傷	4	9	1	1	1	5	15	23	4	9	9	72
		腐食・劣化	0	1	3	5	5	3	6	3	5	3	3	34
		その他、不明	0	1	1	1	0	1	4	2	3	4	4	17
	計	4	12	6	7	6	9	25	28	12	17	17	126	
小計		7	14	7	15	11	14	30	32	17	22	169		
末端ガス栓	ゴム管の接続不良	1	1	0	5	0	1	0	0	0	1	1	9	
	未使用側の誤開放	2	5	11	10	7	9	15	11	9	5	5	84	
	弁の不完全閉止等	0	1	2	2	1	0	0	1	1	0	0	8	
	その他、不明	0	4	5	5	3	4	3	6	1	4	4	35	
計	3	11	18	22	11	14	18	18	18	11	10	136		
金属フレキ	損傷	0	1	2	2	1	3	2	2	1	1	1	15	
	接続不良	1	2	2	2	2	3	2	1	2	2	2	19	
	腐食・劣化	0	0	0	0	0	0	1	3	2	3	3	9	
	その他、不明	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	3	
計	1	3	4	4	4	7	5	7	5	5	6	46		
低圧ホース	接続不良	0	1	2	5	3	2	6	2	2	0	0	23	
	劣化	0	0	0	1	1	1	1	0	1	0	0	5	
	器具未接続	1	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	5	
	その他、不明	0	1	0	2	0	1	1	0	4	0	0	9	
計	1	2	2	9	4	5	8	2	9	0	0	42		
ゴム管	接続不良	2	5	5	2	2	3	0	4	0	3	3	26	
	損傷	3	3	3	4	3	2	3	2	2	1	1	26	
	腐食・劣化	0	0	1	0	2	6	1	1	2	0	0	13	
	器具未接続	0	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0	5	
	その他、不明	0	0	0	0	0	3	1	0	3	1	1	8	
計	5	10	9	6	8	16	5	7	7	5	5	78		
燃	こんろ	点火ミス、立消え	3	0	5	0	3	3	1	1	2	4	22	
		栓の不完全閉止等	0	0	1	4	3	0	3	0	0	0	0	11
		過熱	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		その他、不明	2	3	6	6	1	8	2	4	1	5	5	38
計	5	3	13	10	7	11	6	5	3	9	9	72		
焼	瞬間湯沸器	給排気設備不良	3	2	0	0	0	0	4	1	0	0	10	
		燃焼不足、換気不良	2	3	3	0	1	1	2	1	0	1	1	14
		点火ミス、立消え	0	1	0	0	1	1	1	0	0	1	1	5
		その他、不明	2	5	2	7	5	4	4	4	2	1	1	36
計	7	11	5	7	7	6	11	6	2	3	3	65		
器	ふろがま	給排気設備不良等	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	4	
		点火ミス、立消え	4	5	8	5	6	16	13	12	14	12	12	95
		過熱	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
		栓の不完全閉止等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他、不明	1	3	23	21	11	5	3	5	5	1	1	78
計	6	9	32	27	17	22	16	17	20	14	14	180		
具	ストーブ	給排気設備不良	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	
		点火ミス、立消え	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
		栓の不完全閉止等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他、不明	0	0	2	1	0	3	1	1	0	1	1	9
	計	0	0	3	1	0	5	1	1	0	1	1	12	
業務用燃焼器具	15	8	28	29	24	28	24	20	29	23	23	228		
その他	1	1	6	4	7	3	1	4	6	0	0	33		
小計	34	32	87	78	62	75	59	53	60	50	50	590		
その他	2	9	2	2	2	0	1	5	0	0	0	23		
合計	53	81	129	136	102	131	126	124	109	93	93	1084		

(3) その他、不明等

	年										
	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	合計
充てん設備	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	5
その他	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	3
漏洩発生箇所等不明なもの	2	4	1	2	3	4	2	4	2	1	25

総合計	年										
	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	合計
事故発生件数 (件)	105	219	239	234	185	204	227	260	210	184	2067
死者数 (人)	1	0	4	4	4	5	1	1	3	1	24
負傷者数 (人)	58	78	98	79	148	83	88	85	52	76	845

表-17 都道府県別事故件数及び消費世帯百万戸当たりの事故件数

都道府県別事故件数

都道府県別消費世帯百万戸当たりの事故件数

経済局	年	21年	22年	23年	24年	25年	5年間 平均 21~25年	26年	消費者戸数	21年	22年	23年	24年	25年	5年間 平均 21~25年	26年
	県別															
北海道	北海道	15	16	29	58	26	28.8	26	1,454,410	10.1	11.4	19.2	38.8	17.4	19.4	17.9
東北	青森	3	3	7	22	15	10.0	14	348,451	8.0	8.0	14.9	47.4	42.3	24.1	40.2
	秋田	1	5	3	7	3	3.8	0	222,595	4.1	20.4	10.7	25.1	13.1	14.7	0.0
	山形	2	0	7	14	6	5.8	4	265,760	6.9	0.0	21.5	43.5	22.3	18.8	15.1
	岩手	2	2	22	3	2	6.2	2	335,104	5.6	5.6	50.6	7.2	6.0	15.0	6.0
	宮城	4	8	0	3	5	4.0	3	774,944	5.2	10.3	0.0	5.5	6.5	5.5	3.9
	福島	4	2	7	1	10	4.8	6	438,527	8.5	4.2	11.8	1.7	22.6	9.8	13.7
関東	栃木	4	5	2	6	2	3.8	2	380,561	9.2	11.6	3.4	10.3	5.0	7.9	5.3
	茨城	5	10	8	10	3	7.2	3	485,133	9.0	18.0	9.7	12.4	6.1	11.0	6.2
	群馬	3	3	0	2	6	2.8	4	447,180	6.0	6.0	0.0	3.3	13.2	5.7	8.9
	埼玉	9	8	8	12	17	10.8	20	1,351,763	6.2	5.5	5.8	8.9	12.4	7.7	14.8
	東京	11	13	15	11	8	11.6	8	2,165,590	5.4	6.4	26.2	19.7	3.7	12.3	3.7
	千葉	13	10	9	5	8	9.0	8	622,913	20.2	15.6	11.2	6.3	12.9	13.2	12.8
	神奈川	9	15	11	21	17	14.6	15	926,681	9.1	15.2	8.8	16.9	17.8	13.5	16.2
	新潟	3	3	8	7	10	6.2	3	268,592	10.8	10.8	28.6	25.5	32.8	21.7	11.2
	長野	2	2	8	6	5	4.6	6	555,624	3.4	3.4	12.0	7.6	8.8	7.0	10.8
	山梨	5	1	0	2	1	1.8	2	192,975	23.0	4.6	0.0	6.5	5.0	7.8	10.4
	静岡	1	4	2	3	2	2.4	1	701,312	1.2	5.8	2.4	3.8	2.8	3.2	1.4
中部	愛知	7	11	6	4	6	6.8	1	1,202,192	5.4	7.8	5.8	3.9	4.9	5.6	0.8
	岐阜	3	3	2	1	4	2.6	2	533,060	5.3	5.3	3.2	1.6	7.4	4.6	3.8
	三重	3	1	2	2	1	1.8	2	357,433	7.3	2.4	3.8	3.9	2.8	4.0	5.6
	富山	1	4	1	0	1	1.4	1	224,898	4.0	16.2	3.8	0.0	4.4	5.7	4.4
	石川	3	6	3	1	1	2.8	3	284,239	9.9	19.7	9.6	3.3	3.5	9.2	10.6

## 都道府県別事故件数

## 都道府県別消費世帯百万戸当たりの事故件数

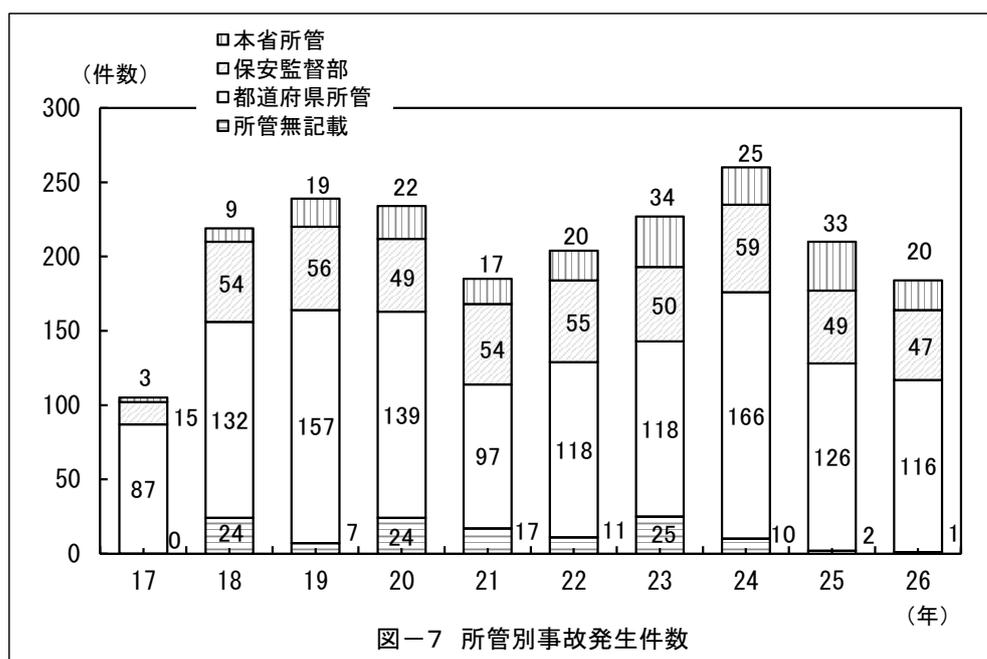
経済局	年	21年	22年	23年	24年	25年	5年間 平均 21～25年	26年	消費者戸数	21年	22年	23年	24年	25年	5年間 平均 21～25年	26年
	県別															
近畿	福井	0	1	3	3	2	1.8	0	170,793	0.0	5.3	14.1	14.5	11.5	9.1	0.0
	滋賀	4	2	3	4	1	2.8	1	195,293	18.5	13.8	10.0	13.6	5.1	12.2	5.1
	京都	3	2	3	0	4	2.4	2	194,846	14.2	9.5	12.2	0.0	19.9	11.2	10.3
	奈良	2	2	0	0	0	0.8	1	149,357	12.0	12.0	0.0	0.0	0.0	4.8	6.7
	和歌山	2	1	0	2	1	1.2	1	215,398	8.3	4.2	0.0	7.3	4.5	4.9	4.6
	大阪	2	4	0	1	2	1.8	3	481,655	3.9	7.8	0.0	3.3	4.1	3.8	6.2
	兵庫	3	2	7	8	2	4.4	2	627,865	4.3	2.9	12.3	14.6	3.2	7.4	3.2
中国	岡山	4	3	6	2	1	3.2	3	439,481	8.5	6.4	11.7	4.0	2.2	6.6	6.8
	広島	5	8	6	3	5	5.4	6	696,864	6.8	9.6	9.0	4.5	7.1	7.4	8.6
	鳥取	4	1	4	4	2	3.0	1	160,366	22.6	5.7	24.2	24.9	12.2	17.9	6.2
	島根	1	2	1	1	1	1.2	2	180,429	5.2	10.3	4.4	4.5	5.4	6.0	11.1
	山口	3	5	5	4	4	4.2	4	330,330	7.7	12.9	13.4	10.9	11.9	11.4	12.1
四国	香川	3	7	6	2	2	4.0	2	251,335	10.5	24.6	22.1	7.6	7.8	14.5	8.0
	愛媛	1	3	2	7	3	3.2	3	553,752	1.7	5.2	3.9	11.8	1.8	4.9	5.4
	徳島	0	2	0	0	0	0.4	0	212,942	0.0	9.7	0.0	0.0	0.0	1.9	0.0
	高知	1	3	0	2	2	1.6	0	229,162	4.0	11.9	0.0	3.5	4.3	4.7	0.0
九州	福岡	8	1	4	2	5	4.0	4	1,298,980	5.9	0.7	3.4	1.7	3.9	3.1	3.1
	佐賀	5	4	2	2	1	2.8	2	197,108	23.5	18.8	8.8	9.0	5.1	13.0	10.1
	長崎	4	4	4	2	2	3.2	1	253,440	12.9	12.9	11.0	5.6	7.1	9.9	3.9
	熊本	3	3	3	2	3	2.8	1	407,722	6.6	6.6	5.9	4.0	7.3	6.1	2.5
	大分	2	1	0	0	1	0.8	2	313,823	5.8	2.9	0.0	0.0	3.1	2.4	6.4
	宮崎	2	3	2	4	1	2.4	2	289,578	6.3	9.5	5.7	11.7	3.4	7.3	6.9
	鹿児島	5	2	4	2	1	2.8	2	517,052	9.1	3.7	7.1	3.7	1.9	5.1	3.9
沖縄	沖縄	5	3	2	2	5	3.4	3	518,365	10.0	6.0	3.9	3.9	9.7	6.7	5.8
合計		185	204	227	260	210	222.0	184	23,425,873	7.4	8.2	9.3	10.6	8.7	8.8	7.9

注) 消費者戸数は、平成27年1月15日のLPガス消費者世帯数（LPガス事業団広報No.199（一財）全国LPガス保安共済事業団より）

表-18 所管別事故発生状況

所管 \ 年	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
本省	3	9	19 (1)	22	17	20 (1)	34	25	33	20
保安監督部	15	54	56	49 (1)	54 (1)	55 (1)	50	59	49	47
都道府県	87 (1)	132 (2)	157 (4)	139 (1)	97 (7)	118 (4)	118 (3)	166 (3)	126 (3)	116 (2)
所管無記載	0	24	7	24 (2)	17	11	25	10	2	1
合計	105 (1)	219 (2)	239 (5)	234 (4)	185 (8)	204 (6)	227 (3)	260 (3)	210 (3)	184 (2)

( )内はB級事故で内数



表－１９ ＬＰガス事故件数、死傷者数の推移と主な施策等

昭和・平成 年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主 な 発 生 事 故 及 び 取 ら れ た 措 置 等
S. 4 2	167	33	271	○12月28日、ＬＰガス法公布－高圧ガス取締法から分離し、液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等に係る規制を目的として制定
4 3	112	38	146	○3月1日、ＬＰガス法施行
4 4	170	69	236	
4 5	217	44	283	
4 6	217	33	301	
4 7	299	52	398	○12月6日、ＬＰガス法規則改正（原則ＬＰガスを体積販売することを義務化）
4 8	368	59	389	
4 9	540	74	679	
5 0	497	40	543	
5 1	581	65	523	
5 2	638	56	684	□6月、通商産業省立地公害局保安課に「液化石油ガス保安対策室」設置 □8月、高圧ガス及び火薬類保安審議会が「液化石油ガス消費者保安体制のあり方」について答申
5 3	570	72	640	□7月、ＬＰガス設備保安総点検事業の実施（設備改善の期間を含め3年間） ○7月3日、ＬＰガス法改正（周知の義務化、認定調査機関及び液化石油ガス設備士制度の創設、液化石油ガス器具等の範囲拡大等）
5 4	793	63	825	○5月10日、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律公布（特監法）
5 5	761	60	758	●8月16日、静岡駅前ビル地下街で都市ガス爆発事故発生、死者15名、重軽傷者222名
5 6	714	50	723	○2月17日、高取法液石則改正（ＬＰガスの着臭濃度強化（臭気感知混入率1/200→1/1000）） ○2月18日、ＬＰガス法規則改正（地下室等の保安基準の制定、共同住宅、業務用施設等に対しガス漏れ警報器設置義務付け）
5 7	570	43	650	●1月、神奈川県川崎市の小学校で埋設管に起因する多量の漏えい事故が発生 □2月4日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「埋設管に係る液化石油ガス設備の緊急一斉点検の実施について」を通達 □2月から「埋設管に係る液化石油ガス設備の緊急一斉点検」を実施 ○10月1日、ＬＰガス法省令補完基準改正（材料及び使用制限、腐食・損傷を防止する措置等の強化） □10月1日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「既存の液化石油ガス設備に係る保安の徹底について」を通達
5 8	559	51	645	●11月22日、静岡県掛川市のレクリエーションセンター内でＬＰガス爆発事故が発生、死者14名、重軽傷者27名 □11月26日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「液化石油ガス保安対策について」を通達
5 9	545	36	529	○7月3日、ＬＰガス法規則改正（料理飲食店等に対し、移動式燃焼器の末端ガス栓に過流出安全機構付ガス栓の使用義務付け、末端ガス栓と燃焼器との接続方法強化）
6 0	496	35	550	□7月、「ＬＰガス消費者保安対策研究会」報告 □10月、毎年10月を「ＬＰガス消費者保安月間」と定める
6 1	515	42	477	□5月、「ＬＰガス安全器具普及懇談会」報告が出され、具体的な安全器具の普及施策とそれに伴うＬＰガス事故の減少化に関する目標期限（今後5年間で1/5、10年間で1/10）を定めた提言－それを受けて官民一体となり、その目標達成のための普及啓発活動開始 ○12月4日、ＬＰガス法規則改正（移動式燃焼器の末端ガス栓に過流出安全機構付ガス栓の使用義務付け）
6 2	401	29	381	





昭和・平成 年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主 な 発 生 事 故 及 び 取 ら れ た 措 置 等
19	239	4	98	<p>○2月23日、経済産業省が「ガス機器等の燃焼機器による一酸化炭素中毒事故等の防止強化策」を取りまとめた。</p> <p>○3月13日、経済産業省が、過去21年分のガス消費機器に関する事故報告の概要（製品名・型式・製造事業者を含む）を公表した。</p> <p>○3月13日、液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法施行規則に基づき強制排気式の燃焼器を定める告示の制定（規則第44条第1号ムに規定する強制排気式の燃焼器を規定）</p> <p>○3月13日、特定消費機器の設置工場の監督に関する法施行規則に基づき安全装置を定める告示の制定（点火不良、立ち消え時等にバーナーへのガス通路を閉ざす装置を規定）</p> <p>□3月13日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「強制排気式の燃焼器に係る具体的な調査方法について」を通達した。</p> <p>○6月27日、LPガス法規則改正（液化石油ガス設備工事の内容を変更。）</p> <p>○6月29日、LPガス法規則改正（保安業務の周知について、供給開始時及び一年に一回以上の回数で周知を行うべき燃焼器の内容を変更。）</p> <p>●9月18日、富山県山小屋においてCF式の風呂釜の排気筒が屋外に出ておらず、換気不足による不完全燃焼によりCO中毒事故が発生した。</p> <p>●10月23日、東京都において質量販売の消費者宅で漏えい爆発事故が発生した。</p> <p>□10月31日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「液化石油ガスの保安の確保のための事業者に対する調査の実施等について」を発出し、質量販売の状況調査の実施。</p>
20	234	4	79	<p>□4月10日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「液化石油ガスの質量販売の実態調査結果及び対応について（要請）」を発出。</p> <p>○5月30日、認定販売事業者告示改正（ガスメータの機能に関する基準の変更）</p> <p>○5月30日、供給・消費・特定供給設備告示改正（ガスメータの機能に関する基準の変更、また大口径の低圧ホースに係る継手部分の構造及び接続具の構造についての基準を追加）</p> <p>○8月1日、LPガス法施行令改正（別表第1において規定されている液化石油ガス器具等に一般ガスこんろを追加）</p> <p>○8月8日、LPガス器具省令改正（一般ガスこんろの技術上の基準等を追加）</p>
21	185	4	148	<p>●1月26日、鹿児島県の高等学校においてCF式ボイラーと換気扇を同時使用したことが原因と推定されるCO中毒事故が発生した。（B級、軽症者18名）</p> <p>□2月27日、原子力安全・保安院は、業務用施設におけるCF式ボイラー使用時におけるCO中毒事故防止のため、文部科学省、各都道府県及び関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>●6月2日、山口県の宿泊施設においてボイラーの不完全燃焼及び煙突（排気筒）の先端が蓋により塞がれていたことが原因と推定されるCO中毒事故が発生した。（B級、死者1名、軽症者21名）</p> <p>□7月29日、原子力安全・保安院は、厚生労働省に対し、ホテル、旅館に対する簡易ボイラー等使用時のCO中毒事故防止に関する緊急調査の実施の周知及び注意喚起について要請。また簡易ボイラー等のメーカー並びに液化石油ガス販売事業者、ガス事業者に対し、ホテル、旅館に対して、緊急調査の周知及び注意喚起の実施と調査に係る協力を要請。</p> <p>□10月15日、経済産業省は、簡易ボイラー等のメーカー並びに液化石油ガス販売事業者、ガス事業者に対して、液化石油ガス保安課長、ガス安全課長名及び製造産業局産業機械課長名で、ホテル、旅館に対する簡易ボイラー等使用時の一酸化炭素中毒事故防止に関する注意喚起並びに協力について要請。</p> <p>□11月16日、原子力安全・保安院は、厚生労働省及び国土交通省観光庁に対して、液化石油ガス保安課長及びガス安全課長名で、ホテル・旅館等の施設におけるボイラーの一酸化炭素中毒事故の防止に関する注意喚起についての事業者団体への要請について協力依頼。</p>
22	204	5	83	<p>□2月12日、原子力安全・保安院は、業務用施設における一酸化炭素中毒事故防止のため、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省に対し、業務用厨房用作業注意マニュアルの周知を要請。</p> <p>□4月、原子力安全・保安院に、業務用施設等における一酸化炭素中毒事故防止のため、関係省庁間で情報を共有することを目的として、「業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議」が開催された。</p>
23	227	1	88	<p>●1月2日、長崎県の旅館宴会場において、隣接するボイラー室に設置された温水ボイラーのバーナー交換時の調整不良のために発生した一酸化炭素が流入したことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生した。（B級、軽症者10名）</p> <p>□6月3日、原子力安全・保安院は、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故防止のため、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>●6月15日、共同住宅に設置されたバルク貯槽の安全弁の交換作業を行っていたところ、安全弁の連結式元弁の開固着が原因と思われるガス漏えい火災事故が発生した。（C級、重傷者1名、軽傷者3名）</p> <p>□11月4日、原子力安全・保安院は、東日本大震災の被災地における冬期の事故防止のため、LPガス販売事業者に対し、所要の対応を要請。</p>



表-20 昭和52年以降に発生したA級事故

発生年月日	発 生 場 所	現 象	建 物 用 途	人 的 被 害 状 況	概 要 及 び 原 因
54. 2. 5	愛知県	爆 発	飲 食 店 福祉センター (三河ハイツ) 内レストラン 鉄筋コンクリ ート造地上3 階、半地下1 階建	死 者 2 重傷者 12 軽傷者 7	午後1時20分頃から半地下1階のレストランで従業員の歓送迎会を開いていたが、午後3時10分頃突然爆発が起こり、レストランの天井や壁が崩れ落ち、内部が全壊した。これにより歓送迎会を行っていた従業員2名が死亡し、12名が重傷、7名が軽傷を負った。ガス供給は50kg容器12本で埋設管を介し行われていた。ガス漏れ警報器は設置されていなかった。 原因はレストラン床下の埋設配管に腐食によると思われる穴が開いており、そこから漏れたガスがレストラン中央の回り舞台下の空間に滞留していた。
54. 7.26	千葉県	爆発火災	共 同 住 宅 鉄筋コンクリ ート造2階建	死 者 5 重傷者 1 軽傷者 7	アパートの当事者の部屋で爆発後火災が発生し、当該アパートや隣接住宅を焼失した。これにより5名が死亡し、1名(当事者)が重傷、7名が軽傷を負った。ガス漏れ警報器は設置されていなかった。 原因は当事者がガストーブを片付けた際ゴム管は末端閉止弁に付けたままとし末端閉止弁を閉止していた。25日に外出する際、こんろ用末端閉止弁を閉めるつもりで、このゴム管のみ付いた末端閉止弁を誤開放していた。
56. 3.13	福岡県	爆発火災	共 同 住 宅 鉄筋コンクリ ート造3階建	死 者 5 重傷者 2 軽傷者 8	朝7時5分頃、ガス漏れを起こした部屋の隣の部屋(1家4名全員死亡)で爆発が発生し、火災となり、当該アパート1棟が全壊全焼し、他の1棟が半壊、近隣の住宅5棟が全半焼、半壊した他、周囲の住宅等20数戸の窓ガラス等を破損した。当該アパートのガス供給は50kg容器4本で行われており、ガス漏れ警報器は設置されていなかった。ガス漏れは爆発の起きた部屋の隣の部屋と思われる、推定漏洩量は約32m <sup>3</sup> であった。 原因は不明である。
58.11.22	静岡県	爆発火災	飲 食 店 レクリエーシ ョンセンター 内レストラン 鉄骨平屋建	死 者 14 重傷者 10 軽傷者 17	午後0時45分頃、当該レストラン内に漏れていたガスに、何等かの着火源から引火し爆発、火災となり、同レストランが全焼し、居合わせた従業員及び客の内14名が死亡し、10名が重傷、17名が軽傷を負った。ガス供給は500kg容器4本からベーパーライザーを介し各施設へ行われていたが、当該レストラン用の中間バルブは設置されていた。また、ガス漏れ警報器はレストラン内4ヶ所に設置されていた。 原因は夏期のバーベキュー用に床面に設置されていた末端閉止弁99個中30個が開放状態であったのに、厨房の湯沸器を使用するため中間バルブを開けたため、開放された末端閉止弁からガスが漏れた。なお、ガス漏れ警報器は作動しており、従業員もガス臭を感知していたとのこと。推定漏洩量は約25m <sup>3</sup> であった。
58.12. 8	北海道	爆発火災	一 般 住 宅 木造モルタル 一部2階建	死 者 5 重傷者 2	朝4時過ぎガス臭に気付いた当事者親子が調べたところ、こんろに接続されたゴム管に穴が開いてガスが漏れているのを発見し、修理しようとしたところ突然爆発し火災となり当該家屋を全焼した。これにより当該家族5名が死亡し、2名が重傷を負った。ガス供給は50kg容器1本により行われており、ガス漏れ警報器は設置されていなかった。 原因はこんろに接続するゴム管に、ねずみによると思われる穴が開いていた。推定漏洩量は約5m <sup>3</sup> であった。

発生年月日	発 生 場 所	現 象	建 物 用 途	人 的 被 害 状 況	概 要 及 び 原 因
8.12.30	沖縄県	CO中毒	共同住宅 鉄筋コンクリート造3階建	死者 5	<p>9時55分頃、当事者の次男が出勤してこないのを不審に思った同僚が訪ねてきて、一家5人が倒れ死亡しているのを発見し110番通報した。病院での検診結果、CO中毒症と診断された。当事者宅は4畳半二間、6畳一間、玄関を含むダイニングキッチン（DK）及びトイレ付の浴室で構成され、瞬間湯沸器（CF式、10号）はDK内の玄関を入った直ぐ横の浴室に接する壁に設置されていた。</p> <p>発見時の状況は、室内は窓等は全て閉め切れ、換気扇はなく密閉状態であった。湯沸器は事故時には浴室の給湯に使用していたと思われ、点火の状態となっていたが火は消えていた。なお、すすが湯沸器の内部及び外部カバーの上部とその上の天井に付着していた。排気筒は2次排気筒の径が1次排気筒の径より細くなっている（130mm→100mm）上、その接続部が若干ずれていた。また、屋外の立ち上がり部が150mm程度しかなく、トップも付いていなかった。</p> <p>原因は排気設備の不良による給排気障害から、不完全燃焼した排ガスが室内に流入したことによる。</p>

#### IV. 平成26年に発生した事故の概要

##### 1. B級事故の概要

###### [1] RF式ふろがまを屋内に設置したことによるCO中毒

(1) 発生日時 : 平成26年7月29日(火) 15時15分頃

(2) 発生場所 : 山梨県 その他(山小屋) 鉄筋コンクリート造2階建

(3) 設備概要 :

①供給形態	20kg容器	4本	
②安全器具等設置状況	ガス警報器		無
	ヒューズガス栓		無
	マイコンメータ		無

(4) 被害状況 :

①人的被害	死者	1人
②物的被害	なし	

(5) 事故の概要 :

山小屋において、従業員1名が入浴していた際に、次に入浴する予定の従業員が浴室から人が倒れるような音を聞き異変に気付いたため、他の従業員とともに浴室に入ったところ、入浴者が浴槽内に頭から浸かっており、その後、一酸化炭素中毒により浴槽内に倒れ、溺死したものと判明した。

(6) 推定原因 :

原因は、屋外式風呂釜を屋内に設置し、排気設備も施工されていなかったことから、一酸化炭素を含む排気が浴室内に滞留したものの。

なお、販売事業者には浴室の設置について連絡が入っていなかった。

(7) 行政指導等 :

・県は、販売事業者に対し、直ちに山小屋等への供給設備点検及び消費設備調査を行い、質量販売の方法及び燃焼器の誤った使用をしていないか確認するとともに、他の消費先においても同様の使用形態がないか実態調査するよう指示した。また、山小屋関係者に対し、文書による注意喚起を行った。

〔2〕 除雪作業によるガス漏えい

(1) 発生日時 : 平成26年12月30日(火) 11時03分頃

(2) 発生場所 : 長野県 一般住宅 木造2階建

(3) 設備概要 :

①供給形態	298kgバルク貯槽	1基
②安全器具等設置状況	ガス警報器	無
	ヒューズガス栓	有
	マイコンメータS	有

(4) 被害状況 :

①人的被害	重傷 3人
②物的被害	消費者の家屋、納屋の網戸の焼損、水道管保温外装の損傷 隣家の家屋窓ガラスの損傷、網戸の焼損 バルク貯槽、調整器の損傷及び焼損

(5) 事故の概要 :

一般住宅において、除雪作業者が除雪作業を行った際に、重機でバルク貯槽を損傷したため、ガスが漏えいし、火災となり、消費者1名及び除雪作業員2名が重傷を負い、家屋等が焼損した。

(6) 推定原因 :

原因は、積雪によりバルク貯槽が隠れていたことから、除雪作業者はバルク貯槽の存在に気付かず、重機で誤ってプロテクター内の安全弁及び液受入弁を損傷したためガスが漏えいし、消費者宅の玄関につながる廊下で使用されていたストーブの火が漏えいしたガスに引火したものと推定される。

なお、除雪作業者は道路から玄関までの除雪を依頼されていたが、その奥にあるバルク貯槽付近の除雪を行っていた。

(7) 行政指導等 :

・県は、販売事業者に対し、積雪期における防災体制の強化等を周知するよう指導した。

2. CO中毒事故の概要

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/2/9	栃木県 栃木市	一酸化炭素中 毒 軽症3名	一般住宅 木造1階建	21:00	保安機関 その他(給湯器設置 者)	屋外式燃焼器具の屋内設 置及び排気設備調査の 不備 <法令違反> 液石法施行規則第37条 (消費設備の調査の方 法)	一般住宅において、消費者が瞬間湯沸器を使用 中、一酸化炭素中毒により住人3名が病院へ搬送さ れた。 原因は、本来、屋外に設置するべきRF式の瞬間湯 沸器が台所に設置されており、排気口にすき目が付 着していたことから、当該湯沸器の不完全燃焼によ り発生した一酸化炭素を含む排気が室内に滞留し たもの。 なお、消費者の証言では、当該湯沸器は平成13年 の供給開始時点検時には設置されていたとのこと であったが、調査票には記載されておらず、直近の 定期消費設備調査において保安機関は当該湯沸 器を誤って開放式と判断したため見逃していた。ま た、一口ヒューズガス栓から発生したガスをゴム管 で二口ガス栓の出口側であるホースエンドに供給 し、入口であるはずの配管接続部から配管用フレキ 管により当該湯沸器へ供給させている状態であっ た。	瞬間湯沸 器(RF式)	(株)ノーリツ	GO-1610WE (1997年4月製 造)	須田燃料 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、直ちに 中小企業への供給設備点検及び消 費設備調査を行い、質量販売の方 法及び燃焼器具の誤った使用をして いないか確認するとともに、他の消 費先においても同様の使用形態が ないか実態調査するよう指示した。 また、山小屋関係者に対し、文書に よる注意喚起を行った。
2014/7/29	山梨県 富士吉田市	一酸化炭素中 毒 <B級事故> 死亡1名	その他(山小 屋) 鉄筋コンクリー ト造2階建	15:15	その他(警察にて捜 査中。)	屋外式燃焼器具の屋内設 置及び排気設備の未設 置	山小屋において、従業員1名が入浴していた際に、 次に入浴する予定の従業員が浴室から人が倒れる ような音を聞き異変に気付いたため、他の従業員と ともに浴室に入ったところ、入浴者が浴槽内に頭か ら落ちており、その後、一酸化炭素中毒により浴 槽内に倒れ、溺死したものと判明した。 原因は、屋外式風呂釜を屋内に設置し、排気設備 も施工されていなかったことから、一酸化炭素を含 む排気が浴室内に滞留したため。 なお、販売事業者には浴室の設置について連絡が 入っていなかった。 (質量販売 20kg × 4本)	風呂釜 (RF式)	(株)ノーリツ	不明	清燃料瓦斯 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンメーター なし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・権限委譲を受けている田辺市の消 防本部は、消費者に対し、ガス機器 の適正な使用方法を指導した。 ・販売事業者は、厨房内CO警報 器を設置し業務用オーブンを修理し た。
2014/8/25	和歌山県 田辺市	一酸化炭素中 毒 軽症1名	飲食店 鉄骨造1階建	7:30	一般消費者等	換気扇の不使用方法による排 気滞留、および、燃焼 器具不具合による一酸化 炭素過多	飲食店において、従業員1名が業務用オーブンの使 用中に倒れ、搬送された病院で一酸化炭素中毒と 診断された。 原因は、当該オーブンの排気口から一酸化炭素が 検出されており、通常はオーブンを2台使用するこ ろを事故当日は3台使用していたことから厨房内の 酸素が不足し不完全燃焼が助長され、夏の暑さ及 び虫の進入を防ぐため室外への開口部を全て閉 め、換気扇を起動せよなかったことにより一酸化炭 素を含む排気が厨房内に滞留したため。 なお、業務用オーブンは製造から20年経過し劣化し ていた。	業務用 オーブン	(株)ワールド精 機	WGE12T (1994年2月製 造)	伊藤忠エネク スホームライ フ関西(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	

### 3. 埋設管事故の概要

年月日	発現場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/1/5	広島県 尾道市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造2階建	1:15	地盤沈下	地盤沈下による埋設供給 管の損傷	共同住宅において、住民からガス臭がするとの通報 が消防にあり、販売事業者が出動したところ、1階敷 地に設置された水道メーターボックス内にガスが滞 留しており、埋設供給管からのガス漏えいが疑われ たため、仮設の露出供給管に切り替えて供給を行う こととした。 原因は、地盤沈下により埋設供給管（プラスチック 被覆鋼管）が損傷し、ガスが漏えいしたものと推定さ れるが、建物所有者との協議で供給管を掘り起さ ないこととなったため、詳細は不明。 (バレル貯槽 490kg×1基)	供給管(埋 設部)	不明	不明	尾道市農業協 同組合LPG販 売事業所	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓な し ・CO警報器なし ・集中監視システ ムあり	・県は、販売事業者に対し、 同一地域の埋設供給管によ る供給先の点検を指示する とともに、県協会に対し、会 員の販売事業者へ事故周 知、対応を依頼した。 ・販売事業者は、消費者に 対し、当該事故発生箇所 について埋設供給管から露出 供給管へ変更すること、他 の供給先の埋設供給管を点 検すること、当該供給先の 他の埋設供給管を露出供給 管へ変更することを提案し た。
2014/1/7	茨城県 鉾田市	漏えい	共同住宅 木造2階建	8:52	他工事業者 (水道設備 工事業者)	水道設備工事業者の作 業ミス	共同住宅において、水道設備工事業者が埋設水道 管の工事を行うためコンクリートカッターを使用して いたところ、容器収納庫から建屋に至る埋設供給管 （プラスチック被覆鋼管）を損傷し、ガスが漏えいし た。 原因は、水道設備工事業者が販売事業者への事前 照会をしておらず、埋設供給管の設置位置の確認 を怠ったため、誤って当該供給管を損傷し、ガスが 漏えいしたものの。	供給管(埋 設部)	不明	不明	(株)ゾーカ イ	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あ り ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	
2014/1/14	青森県 八戸市	漏えい	一般住宅 木造	14:40	他工事業者 (土木工事 業者)	土木工事業者の作業ミス	一般住宅において、土木工事業者が敷地内の駐車 場を掘削していたところ、重機で埋設供給管を損傷 し、ガスが漏えいした。 原因は、土木工事業者が販売事業者への事前照会 をしておらず、埋設供給管の位置を確認せずに掘削 工事を行ったため、誤って重機で当該供給管を損傷 し、ガスが漏えいしたものの。 なお、当該住宅は集団供給によりガスが供給されて いたため、土木工事業者は敷地内に供給管が埋設 されているという認識がなかった。	供給管(埋 設部)	不明	不明	八戸液化ガス (株)	・ガス警報器なし	
2014/1/15	宮城県 宮崎市	漏えい	その他(空き 地)	18:05	他工事業者 (建設工事 業者)	建設工事業者の作業ミス	空き地において、建設工事業者が敷地内で電柱取 付工事を行っていたところ、地面に電柱を支持する ために使用するピックで埋設供給管（PE管）を損傷 し、ガスが漏えいした。 原因は、建設工事業者が販売事業者への事前照会 をしておらず、埋設供給管の位置を確認せず電柱 取付工事を行ったため、誤ってピックで当該供給管 を損傷し、ガスが漏えいしたものの。 なお、埋設供給管の地上面には表示杭が設置され ていたが、事故発生時には当初の位置から1m程 ずらされていた。	供給管(埋 設部)	不明	不明	宮崎液化ガス (株)	・ガス警報器なし	・県は、今回の液化石油ガス 事故について講習会等で説 明する予定である。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/1/21	東京都 東村山市	漏えい	その他(道路)	14:01	他工事業者 (水道工事 業者)	水道工事業者の作業ミス	道路において、水道工事業者が掘削作業を行っていたところ、スコップで埋設供給管(PE管)を損傷し、ガスが漏えいした。 原因は、水道工事業者がスコップにて掘削作業を実施した際、誤って埋設供給管を損傷し、ガスが漏えいした。 なお、水道工事業者は埋設供給管が近接していることを認識していたため、地盤が非常に固かったため力が入りすぎ、埋設供給管を損傷した。	供給管(埋設部)	不明	不明	エネックス(株)	・ガス警報器なし	・都は、販売事業者に対し、ガス供給先での工事予定を把握した際には、一般消費者及び他工事業者に注意喚起を実施するよう口頭にて指示した。
2014/1/24	愛媛県 松山市	漏えい	一般住宅 木造1階建	16:22	販売事業者 保安機関	埋設配管の腐食劣化	一般住宅において、配達員から圧力式微量漏えい警告が出ているとの報告を受け、販売事業者が漏えい箇所を特定しようとしたが特定することができなかったため、漏えいの疑われた埋設配管部を引き直す工事を行ったところ、警告表示が消え、ガスが漏えいしなくなったことを確認した。 原因は、埋設配管(白管)が敷設された時期は不明であるが、埋設配管部を引き直した後において圧力式微量漏えい警告表示が消えたことから、経年により埋設配管が腐食し、腐食部分からガスが漏えいしたものと推定される。 なお、監督部が販売事業者への立入検査を行った際、本件が液化石油ガス事故に該当する可能性があるとの指摘があったため、販売事業者が県に照会したことから当該事故が発覚した。	配管(埋設部)	不明	不明	四国アストモス ガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、事故のあった埋設配管を露出配管に引き直した。また、他の配送伝票等により同様の事例がないことを確認するとともに、従業員に対して保安教育を実施し再発防止を図った。容委託先から圧力式微量漏えい警告について速やかな報告が判明した場合は速やかに報告するよう指示した。
2014/1/25	山口県 長門市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造3階建	9:00	地盤沈下	地盤沈下による供給管継手部の損傷	共同住宅において、配達員から漏えい検知装置による漏えい警告の報告があり、気密試験によって漏えいしていることが判明したため、後日、埋設部分を掘削したところ、埋設供給管の継手部からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、地盤沈下によって埋設供給管に負荷がかかり、当該供給管のマルチカル継手部が損傷し、ガスが漏えいしたものである。	供給管(埋設部)	不明	不明	(有)佐々木商店	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、仮設供給管にてLPGガスの供給を行うとともに、貯蔵設備から当該漏えい箇所まで露出供給管として復旧した。
2014/1/29	大阪府 茨木市	漏えい爆発	病院 鉄筋コンクリート造3階建	15:40	一般消費者 等 他工事業者 (排水工事 業者)	他工事業者(排水工事業者)の工事ミス	病院において、排水工事業者が厨房改装工事のため床面に穴を開けていたところ、ホールソーで埋設配管を損傷。漏えいしたガスに何らかの火が引火し、火災となり、樹脂什器類が焼損した。 原因は、排水工事業者が販売事業者への事前照会をせず、埋設配管に関する正確な情報がないまま、工事をを行い、誤って当該配管を損傷したものである。	配管(埋設部)	不明	不明	上中産業(株)	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSBあり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり	・府は、工事中の消防計画を提出するとともに、火災発生時には消防に通報するよう口頭にて指導した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/2/4	北海道 札幌市	漏えい・爆発・ 火災	その他店舗(空 きテナント) 鉄骨造3階建	13:30	販売事業者	未使用ガス栓の誤開放 (法令違反) 液石法施行規則第18条 第5号(供給管は使用上 支障のある腐しよ、割れ 等の欠陥がないものであ ること)	空きテナントにおいて、販売事業者が漏えい確認のため供給管を確認したところ、供給管が2系統に分かれており、それぞれの系統に中間ガス栓が設置されていた。瞬間湯沸器が接続されていない状態で2つの中間ガス栓を開けたところ、マイコンメーターが合計増加流量を遮断したため、改めて瞬間湯沸器と燃焼器用ホースを接続し、2つの中間ガス栓を開け、漏えいを確認した。末端ガス栓の接続口では閉力の低下がなかったため、漏えい確認時に閉めた2つの中間ガス栓を開け点火試験を行い、2つの中間ガス栓は開けたままでマイコンメーターを遮断し、作業を完了した。その後、関係者が移動式石油ストーブを使用していたところ、床面から炎が上がったことにより漏えいがあったため、中間ガス栓2つとも開けたことでガスが引火したものと推定される。 なお、都市ガスからLPガスに切り替えた際に、都市ガスの引込み管が接続されていた部分を末端処理しないうまま放置したため、供給管が2系統に分かれた設備となっていた。また、作業中ガス臭がしていたが、販売事業者は合計増加流量遮断時に漏えいしたガスと勘違いしていた。	供給管(埋 設部)	不明	不明	(株)札幌ガス	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市は、販売事業者に対し、 立入検査を行い、法令違反 に対する注意書を交付し、 再発防止を指導した。 ・販売事業者は、未使用供 給管の中間ガス栓をプラグ 止めすることにも、都市ガス からLPガスの供給に切替え た供給先及び保安管理状況 を調査することとした。
2014/2/7	神奈川県 大磯町	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造4階建	14:20	販売事業者	埋設供給管の腐食劣化	共同住宅において、保安機関から定期供給設備点検時に漏えいの可能性があるとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、供給管の埋設部からガス漏えいの疑いがあると推測した。後日、供給管の埋設部を掘り起こしたところ、当該供給管が腐食していることを確認した。 原因は、供給管(白管)の埋設から40年経っていたことから、経年によって腐食し、ガスが漏えいしたものの。	供給管(埋 設部)	不明	不明	大和(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、全戸への ガス供給を停止した後、戸別 に20kg容器にて取替供給を 行うこととした。また、供給管 を埋設から露出に移行する ことを提案した。
2014/2/26	北海道 帯広市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造5階建	18:00	その他(凍 上)	凍上による供給管の損傷	共同住宅において、容器運送員が容器交換を行おうとしたところ、供給設備のガス消費量が過大であったため、供給設備の周辺を調査した結果、1号棟への埋設供給管(PE管)からガスが漏えいしていることを確認した。後日、漏えい箇所を特定するために供給設備周辺を調査したところ、2号棟への埋設供給管(PE管)からもガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、凍上により埋設供給管のエルボ部分が損傷し、ガスが漏えいしたものの。 なお、埋設供給管は中庄供給部分であったため、ガスが漏えいしているも個々のマイコンメーターに警告表示等は出なかった。	供給管(埋 設部)	不明	不明	帯広エルピー ガス協同組合	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市は、講習会等の機会を利用 し、事故防止の啓発を行う こととした。 ・販売事業者は、凍上対策と して凍上対応型の管に交換 することとした。 ・道協会は、販売事業者及 び保安機関に対し、講習会 等にて保安意識の向上及び 法令遵守の教育を実施する こととした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/3/26	宮城県 仙台市	漏えい	共同住宅 鉄骨造7階建	16:45	その他(改 装事業者 者)	改装工事業者の作業ミス	改装中の店舗において、改装工事業者が給水工事のためにコンクリート床をカッターで切断中、誤って埋設されていた配管を切断し、ガスが漏えいした。原因は、建物の大家及び改装工事業者が販売事業者へ事前配管にガス配管の埋設状況を確認せず工事をしたため、誤って埋設管を切断した。なお、当該店舗へガスは供給されておらず、店舗の上は共同住宅となっており、埋設されていたガス配管は共同住宅へガスを供給するためのものであった。	供給管(埋 設部)	不明	不明	ENEOSグロー ブエナジー (株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、ガスの供給を停止し、供給管の復旧工事を実施、点検後にガスの供給を開始した。その際、改装工事業者と配管経路の確認をするとともに、消費者及び改装工事業者に事故防止のための周知を行った。
2014/4/6	沖縄県 宜野湾市	漏えい	共同住宅 その他	21:00	販売事業者	供給管の腐食	共同住宅において、近隣住民からガス臭がするとの通報を受け、販売事業者が駆けつけたところ、埋設管からのガスの漏えいを確認したため粘土等で応急措置をした。その後住人より、またガス臭がするとの通報が入り、応急措置では対応できなくなったため、ガスの供給を停止した。原因は、埋設供給管(被覆調管)が経年により腐食し、ガスが漏えいしたものである。	供給管(埋 設部)	不明	不明	沖縄協同ガス (株)	・ガス警報器なし ・マイコンあり	・販売事業者は、供給管の改善工事をを行った。
2014/5/9	北海道 北斗市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリ ト造5階建	15:45	他工事業者 (駐車場施 工関係業 者)	駐車場施工関係業者の 作業ミス	共同住宅において、近隣住民からガスが漏えいしているようだと通報を市役所と消防が受け、販売事業者が出動したところ、埋設供給管からガスの漏えいを確認した。原因は、過去に当該共同住宅の駐車場において車両両区画用の鉄製ポールを打ち込んだ際、当該ポールにより埋設供給管の防食用被覆が損傷されたため、損傷部分の腐食が促進されたことと穿孔が生じ、当該穿孔部分からガスが漏えいしたものである。	供給管(埋 設部)	不明	不明	北海道エア ウオーター (株)	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、穿孔した埋設供給管の使用を中止し、仮設供給管を設置してLPガスの供給を再開した。また、他の市営住宅の駐車場に埋設された供給管についても掘削調査し、埋設深度、埋設経路を含めて改善策を市へ提案することとした。
2014/6/4	石川県 白山市	漏えい	その他(道路)	10:10	他工事業者 (水道工事 業者)	水道工事業者の作業ミス	道路において、水道工事業者が掘削工事を行っていたところ、重機により埋設配管を損傷し、損傷部分からガスが漏えいした。原因は、水道工事業者が販売事業者へ配管が埋設されていることを確認をしないまま掘削工事を行ったため、誤って重機で埋設配管を損傷し、ガスが漏えいしたものである。なお、埋設部分には埋設管が存在していることを示すマーカーが敷設されていた。	配管(埋設 部)	不明	不明	松任市農業協 同組合	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者を通じて他工事業者に対し、注意喚起するよう指導した。また、講習会において、当該事例を基に他工事における事故等がないよう注意喚起することとした。 ・販売事業者は、水道工事業者に対し、従業員の保安教育の徹底を要請した。また、県協会を通じて関係団体にに対し、掘削工事の際にはLPガス埋設管事故防止について注意を徹底するよう依頼した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/6/20	宮崎県 日南市	漏えい	一般住宅 木造1階建	12:00	他工事業者 (解体工事 業者)	解体工事業者の作業ミス	解体中の空き家において、近隣住民から近くの下水から異臭がするとの苦情が市役所に入り、職員が調査したが原因は判明しなかった。翌日、当該空き家と同じ供給管を使用している一般住宅の住民からガスが使用できないとの連絡があり、販売事業者が出勤したところ、掘り起こされた供給管が損傷しガスが漏れ出し、確認したことを確認した。 原因は、解体工事業者が販売事業者に対して埋設供給管の転設位置を事前確認せずに解体工事をを行ったため、重機により埋設供給管を損傷し、ガスが漏れ出したもの。 なお、解体工事業者は解体工事中に埋設供給管を損傷させたことに気付かず、工事を完了していた。	供給管(埋設部)	不明	不明	日南マルゼンガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、解体工事業者に対して、同様の工事を行う際には事前に販売事業者と連絡し、安全確認を徹底するよう指導した。また、関係団体に対して、類似事故の発生防止を促す通知を行うこととした。
2014/8/17	広島県 東広島市	漏えい爆発	共同住宅 鉄筋コンクリート造3階建	21:17	不明	不明(床下供給管の埋設部分からの漏えい原因が不明なため)	共同住宅において、住人が台所で調理していたところ、爆発が発生し、天井板等が損傷した。 原因は、ガス漏れ警報器は鳴動しなかったため室内でのガス漏れは発生しなかったと考えられることから、向らかの要因により床下供給管の埋設部分からガスが漏れ出し、滞留したガスにこんろの火が引火したものと推定される。 (バルク貯槽 498kg×1基)	供給管(埋設部)	不明	不明	広島ガス北部販売(株)	・ガス警報器あり(鳴動あり) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、当該共同住宅内全戸の漏えい検査を実施し、異常のないことを確認するとともに、床下供給管の埋設部分を露出化した。
2014/8/29	福島県 喜多方市	漏えい	一般住宅	13:34	他工事業者 (水道工事 業者)	水道工事業者の作業ミス	一般住宅において、水道工事業者が敷地内の水道管を修理する際に、掘削作業を行っていたところ、誤って埋設供給管を損傷しガスが漏れ出した。 原因は、水道工事業者は販売事業者に対して埋設供給管の設置位置を事前確認せずに掘削作業を行ったため、重機により誤って埋設供給管を損傷し、損傷部分からガスが漏れ出したもの。	供給管(埋設部)	不明	不明	東北アストモスガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対して、類似事故発生の防止を徹底するよう口頭にて指導した。 ・販売事業者は、消火者に対して、現場でガスの漏れい箇所を確認した後、近隣住民に對し、声かけ及び避難誘導した上で漏れい箇所のエレベーターにプラグを交換するとともに、ガス検知器でガスの漏れいがないことを確認した。また、集団供給の団地内消費者に對し、事故の再発防止のため、他工事による事故防止のマラジを配布することに周知を行った。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/9/2	兵庫県 姫路市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造4階建	14:30	販売事業者	埋設配給管の腐食劣化	共同住宅において、近隣住民から貯水欄付近でガス臭がするとの通報があり、消防及び販売事業者が調査したところ、貯水欄付近に敷設されていた埋設配給管からガスが漏えいしていることを確認した。原因は、埋設配給管(被覆白管)は敷設されてから4.5年経っており、経年により埋設配給管が腐食し、腐食部分からガスが漏えいしているものと推定される。	供給管(埋設部)	不明	不明	高島工業(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故報告書の提出、供給設備の取替及び類似消費先の調査を指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、供給管を埋設から露出に変更した。また、当該共同住宅は前販売業者から引き継いだもので、他消費先に類似の埋設管がないことを確認した。
2014/9/3	埼玉県 所沢市	漏えい	その他(空き 地)	14:55	解体工事業 者 販売事業者	解体工事業者の作業ミス	解体済み住宅の跡地において、解体工事業者が掘削作業を行っていたところ、重機で埋設配給管継手部分を損傷した。原因は、解体工事業者が販売事業者に対して埋設配給管の設置位置を事前確認せずに掘削作業を行ったため、重機により掘って埋設配給管を損傷し、損傷部分からガスが漏えいしたものである。なお、損傷部分からガスが漏えいしたものの、事前に販売事業者は解体工事業者に対し、事前にガスメーターを撤去したこと及び地中にガス管が埋設してあることを連絡していた。	供給管(埋設部)	不明	不明	山二ガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故発生時には速やかに報告するとともに、今後同様の工事業がある場合は、事前に工事業者とガス管の埋設状況等についての打合せを徹底するよう口頭にて指導した。 ・販売事業者は、ガス供給地域を定期的に巡回すること及び工事業者との事前打ち合わせを徹底することにより事故防止に努めたこととした。
2014/9/3	愛知県 伊予市	漏えい	一般住宅 木造2階建	13:43	販売事業者	埋設配管の腐食劣化	一般住宅において、容器配達員からガスメーターに圧力式微量漏えい警告が出ているとの連絡があり、販売事業者が漏えい箇所を特定しようとしたが特定することができなかったため、漏えいの疑われた埋設配管部を引き直す工事を行ったところ、警告表示が消え、ガスが漏えいしなくなったことを確認した。原因は、埋設配管(白管)が敷設された時期は不明であるが、埋設配管部を引き直した後において圧力式微量漏えい警告表示が消えたことから、経年により埋設配管が腐食し、腐食部分からガスが漏えいたものと推定される。なお、監督部及び県が販売事業者への立入検査を行った際、本件が液化石油ガス事故に該当する可能性があるとの指摘があったため、販売事業者が県に照会したことから当該事故が発覚した。	配管(埋設部)	不明	不明	四国アストモス ガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、事故のあった埋設配管を露出配管に引き直した。また、他の配管伝票等により同様の事例がないことを確認するとともに、従業員に対して保安教育を実施し再発防止を図った。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/9/25	山口県 平生町	漏えい	飲食店 鉄骨造2階建	23:00	水道工事業 者	水道工事業者の作業ミス	飲食店において、水道工事業者が給水配管の水漏れ修理の際、厨房内の床面を電動工具で切断したところ、誤って配管を損傷した。 原因は、水道工事業者が販売事業者に対して埋設配管の設置位置を事前確認せずに床面を切断したため、電動工具により誤って配管を損傷し、損傷部分からガスが漏えいしたものである。	配管(埋設部)	不明	不明	イワタニ山陰(株)	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・業務用換気警報器あり ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、消費者との連絡を密にするよう指導した。
2014/10/14	神奈川県 川崎市	漏えい	共同住宅 鉄骨造3階建	17:14	販売事業者	埋設供給管の腐食劣化	共同住宅において、近隣住民からガス漏れがあるとの通報が消防にあり、販売事業者が出動したところ、露出部からガスの漏えいは確認されなかったため、埋設部及び隠ぺい部からガスが漏えいしていると判断した。 原因は、埋設供給管及び供給管の隠ぺい部の敷設時期は平成22年2月であるが、経年による供給管の腐食またはマイクロセル腐食のためガスが漏えいしたものと推定される。 なお、埋設供給管は白管であり、販売事業者は露出化等の対応を行っていたが、当該共同住宅については未実施であった。	供給管(埋設部)	不明	不明	(株)ミトメ	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、埋設白管の交換を引換額を実施するよう指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、露出部の供給管の再検査を実施するとともに、メーター毎に容器を設置し給管の引き直し工事を行った。また、他の消費者に対して、埋設白管の引き直し工事を順次行うこととした。
2014/11/4	埼玉県 上尾市	漏えい	共同住宅 木造2階建	16:39	その他(異物付着、自然腐食) 販売事業者	検圧プラグ内部への異物付着及び供給管の腐食劣化	共同住宅において、住民からガス臭がするとの連絡を消防及び販売事業者である都市ガス事業者及び販売事業者が出動したところ、検圧プラグからガスが漏えいしていることを確認した。その後、供給設備の埋設供給管(白管)において検査を行ったところ、当該埋設供給管においてもガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、検圧プラグについてはメーカーの調査結果によると、検圧プラグ内部のボール表面に異物が付着したため、気密が保持できなかつたと推定される。また、埋設供給管の敷設された時期は不明であるが、経年による埋設供給管の腐食が進行したものと推定される。	検圧プラグ 供給管(埋設部)	光陽産業(株) 不明	GKP-1 (1998年2月製造) 不明	日本瓦斯(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、漏えい原因調査及び復旧を行うについて消費者にあたり十分に説明し、2次被害を防止するとともに、再発防止に向け、器具メーカーに検圧プラグの調査依頼をするよう指導した。 ・販売事業者は、メーカーに対し、検圧プラグの製品調査を依頼するとともに、交換後の検圧プラグにキヤップを取り付け、塵や油が内部に堆積しないようにした。また、配達員に対し、配達時のメーターによる漏えい確認を徹底することとした。
2014/11/18	島根県 出雲市	漏えい	一般住宅 木造2階建	9:15	他工事業者 (建設工事業 者)	建設工事業者の作業ミス	一般住宅において、建設工事業者が庭の改修工事の際に掘削し、ガスが漏えいした。 原因は、建設工事業者が販売事業者に埋設供給管の設置位置を事前確認せずに掘削を行ったこと、また、当該住宅はオール電化住宅であったことから、建設工事業者はガスの供給管が使用されていないと勘違いし、誤って重機により埋設供給管を損傷し、損傷部分からガスが漏えいしたものである。 (バルク貯槽 980kg x 1基)	供給管(埋設部)	不明	不明	イワタニ山陰(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、バルク貯槽から集団供給している他の供給先について復旧まで仮設にて対応し、翌日、損傷箇所を修復し供給を再開した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/12/12	埼玉県 所沢市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造3階建	10:39	他工事業者 (水道工事 業者) 販売事業者	水道工事業者の作業ミス	共同住宅において、水道工事業者が敷地内水道配管工事の際に容器取納庫前を掘削したところ、誤って埋設供給管継手部を損傷しガスが漏えいした。原因は、水道工事業者が販売業者に埋設供給管の設置位置を確認をせずに掘削を行ったため、誤って埋設供給管継手部を損傷し、損傷部分からガスが漏えいしたものの。	供給管(埋設部)	不明	不明	富士産業(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、掘削工事がある場合は、建物管理会社及び他工事業者等と供給管の埋設状況等について事前打合せを徹底するよう口頭指導した。 ・販売事業者は、共同住宅の建物管理会社及び大家等に対し、敷地内の工事を行う際に販売事業者へ事前連絡するよう周知を徹底していくとともに、容器取納庫周辺での工事を実施する他工事業者に対し、販売業者に事前連絡するよう案内を掲示することとした。

4. バルク供給に係る事故の概要(充てん設備及び供給設備に限る)

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/2/10	愛媛県 新居浜市	漏えい	工場 鉄骨造2階建	14:50	充てん事業者	液取出弁の誤開放	工場において、消費者からバルク貯槽周辺においてガス臭がするとの連絡があり、販売事業者が出勤したところ、バルク貯槽プロテクター内部の液取出し出口からガスが漏えいしていることを確認した。原因は、ガス充てん時に人体の接触、または、充填ホース脱落時の振動等により液取出弁が誤って開いた際、ガスが漏えいしたものと推定される。 (バルク貯槽 980kg x 1基)	液取出弁	(株)宮入バルブ 製作所	V-81B (2004年8月製 造)	正起ガス (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	・販売事業者は、消費者に対し、液取出し出口の誤開放を防止するためのハンドで固定し、閉栓プラグを樹脂製から織みにくい真鍮製に変更するとともに、充填作業時の点検項目に液取出しバルブが閉となっていること及び液取出しバルブに絡みつかないことの2項目を追加した。また、他の消費者先に設置のバルク貯槽についても同様の対策を実施することとした。当該バルク貯槽については、別途、ガス漏れ警報器の設置及び電話回線による監視を行うこととした。
2014/2/24	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造3階建	13:28	雪害	降雪による供給管の損傷	共同住宅において、近隣の工事業業者からガスが漏れているとの通報が消防にあり、消防及び販売事業者が出動したところ、バルク貯槽のプロテクター内部で調整器と貯槽の接続部分が損傷していることを確認した。原因は、屋根からの降雪により、プロテクター外部の供給管に荷重がかかり、プロテクター内部の調整器入口部分に荷重が集中したため損傷し、ガスが漏れ出したものと推定される。 (バルク貯槽 120kg x 1基)	バルク用 流量検知 式漏えい 検知装置	(株)桂精機製作 所	HLPB-10 (2004年5月製 造)	(株)西ガス	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市は、販売事業者に対し、雪害対策の徹底として、供給設備を点検し、危険箇所の確認、危険箇所への補等の設置、消費者への周知の実施を口頭で指示した。 ・販売事業者は、当該バルク貯槽と同一型式の供給先を点検し、調整器出口部分の供給管に支持金具を取り付けた。 ・道協会は、会員の販売事業者に対して、雪害事故防止について文書により注意喚起を実施した。
2014/2/27	北海道 札幌市	漏えい	その他(ディス サービス) 鉄骨造2階建	13:01	雪害	降雪による供給管の損傷	ディスサービスセンターにおいて、従業員からガスが漏れている旨がするとの通報が消防にあり、消防及び販売事業者が出動したところ、バルク貯槽のプロテクター内部で、調整器入口部分のフランジが損傷していることを確認した。原因は、屋根からの降雪によりプロテクター外部の供給管に荷重がかかり、プロテクター内部の調整器入口部分に荷重が集中したため損傷し、ガスが漏れ出したものと推定される。 (バルク貯槽 120kg x 1基)	供給管	不明	不明	(株)三ツ輪 商会	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり ・集中監視システムなし	・市は、販売事業者に対し、雪害対策の徹底として、供給設備を点検し、危険箇所の確認、危険箇所への補等の設置、消費者への周知の実施を口頭で指示した。 ・販売事業者は、横引き配管部分の変更工事を実施するとともに、屋根からの降雪等危険箇所の点検、配達員及び検針員からの雪害予防に関する情報を集約し、雪害を未然防止する対策を実施することとした。 ・道協会は、会員の販売事業者に対して、雪害事故防止について文書により注意喚起を実施した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/2/27	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 木造2階建	15:25	雪害		共同住宅において、建物管理会社からガス警報器が鳴動し、ガス臭がするとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、供給設備付近からガスが漏れていること、バルク貯槽の調整器入口部分が損傷していることを確認した。 原因は、屋根からの落雪によりプロテクター外部の供給管に荷重がかかり、プロテクター内部の調整器入口部分に荷重が集中したため損傷し、ガスが漏えいしたものと推定される。 (バルク貯槽 120kg×1基)	バルク用二段式一体型調整器	(株)桂精機製作所	KL-PB-10PM (2006年4月製造)	イワタニ北海道(株)	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市は、販売事業者に対し、雪害対策の徹底として、供給設備を点検し、危険箇所の確認、危険箇所への補等の設置、消費者への周知の実施を口頭で指示した。 ・販売事業者は、バルク貯槽120kgと同一型式の供給先を点検し、調整器出口部分に支持金具を取り付け、当該供給先の点検巡回を強化するとともに、当該供給先の建物管理会社に対して、落雪防止の協力依頼し、消費者に対して、雪害ハプレットを配布した。 ・道協会は、販売事業者に対し、雪害防止事故について文書にて注意喚起を行った。
2014/3/20	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造3階建	11:26	雪害	積雪荷重による供給管の損傷 〈法令違反〉 液石法施行規則第19条第3号ロ(第2種保安物件までの距離を確保すること) 液石法施行規則第19条第3号へ(火災をささげる措置を講ずること)	共同住宅において、建物所有者からガスの臭いがするとの連絡があり、消防が出動したところ、供給設備であるバルク貯槽のガスメーター入口付近における供給管継手部分が損傷し、ガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、バルク貯槽及び当該貯槽周辺に降雪した積雪荷重により供給管継手部分が損傷し、ガスが漏えいしたものと推定される。 (バルク貯槽 498kg×1基)	供給管	不明	不明	アポロ販売(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市は、販売事業者に対し、バルク供給設備以外の供給設備の改善、当該建物以外のバルク供給先の設置状況確認、保安台帳の整備を徹底するよう指導するとともに、検針員及び配達員からの情報を活用しつつ供給設備を点検し、危険箇所への補等の設置、消費者への周知の実施を口頭で指示した。また、道協会に対し、雪害事故防止対策を徹底するよう文書により指示した。 ・販売事業者は、損傷した供給管を交換するとともに、一部配管経路を変更した。また、供給先において、雪害による危険箇所を確認した。加えて、バルク供給設備の技術上の基準に対する違反についての改善措置を検討し、消防に改善計画書を報告した。 ・道協会は、委員の販売事業者に対し、雪害防止事故について文書にて注意喚起を行った。
2014/5/31	長野県 佐久市	漏えい	一般住宅 木造2階建	17:45	販売事業者	液取出弁の誤開放及び樹脂プラグの経年劣化	一般住宅において、消費者からガス臭がするとの連絡があり、販売事業者が出動したところ、バルク貯槽プロテクター内部の液取出弁出口からガスが漏れていることを確認した。 原因は、バルク貯槽の液取出弁に取り付けられていた手締め樹脂プラグが経年劣化していたため、液取出弁を誤開放した際に当該プラグが緩み、ガスが漏れ出したもの。 なお、液取出弁を誤開放した時期は不明。 (バルク貯槽 298kg×1基)	バルク貯槽	上海富士工器有限公司	298kg地上貯槽 (2003年9月製造)	サンリン(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	・販売事業者は、バルク貯槽設置先の未使用バルブの閉止について一斉点検を実施し、未使用液取出弁の出口プラグを順次金属製に交換することとした。また、容器交換時供給側点検、定期供給設備点検、供給設備機器交換時等のメンテナンス作業時に、未使用バルブの目視点検に加え、液取出弁のハンドル操作により閉止状態の確認を実施することとした。 ・県協会は、委員に対し、液取出弁の閉止状態を確認するよう周知した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/6/1	山形県 山形市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造3階建	17:23	不明	不明	共同住宅において、通行人からガスが噴出しているとの通報があり、販売事業者が出動したところ、バルク貯槽の液取出弁からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、バルク貯槽の安全弁又は調整器の交換時並びにガス充てん時に人体の接触等により液取出弁が誤って開いた際、緩みやすい閉指プラグが貯槽内の圧力がかかったことにより当該プラグが緩み、ガスが漏えいしたものと推定される。 なお、バルク貯槽の出入口は施錠されているため、第三者によるいたずらではないと考えられる。 (バルク貯槽 500kg×1基)	バルク貯槽	矢崎エナジーシステム(株)	BU500GE-H (IM) 500kg積型 (2003年1月製造)	トーホクガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、同様のバルク貯槽が他にないか確認し、点検することにも、液取出弁のプラグを樹脂製から金属製に交換する検討を行うよう指導した。 ・販売事業者は、同様のバルク貯槽が他に4件あることを確認し、7月末までに全ての樹脂製プラグを金属製プラグに交換した。
2014/7/27	新潟県 長岡市	漏えい	飲食店 木造2階建	2:00	販売事業者 充てん事業者	液取出弁の誤開放	飲食店において、従業員からガスが漏れる音及びガス臭がするとの連絡があり、販売事業者及び消防が出動したところ、バルク貯槽フロアクロー内の液取出弁と貯槽プラグの間からガスが漏れ出ししていることを確認した。 原因は、当該バルク貯槽の液取出弁に取り付けられていた閉栓プラグが緩んでいたため、何らかの要因で液取出弁が開いた際、当該プラグの隙間からガスが漏れ出したもの。 (バルク貯槽 290kg×1基)	バルク貯槽	桂精機製作所(株)	18車20316 (2007年2月製造)	(株)カネコ商会	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	・販売事業者は、バルク貯槽の液取出弁バルブ及び閉栓プラグの締め付けを確認した。また、今後、充てん作業を行う際には、液取出弁バルブ及び閉栓プラグの操作並びに漏えいの有無を確認するとともに、社内での水平展開し、他営業所でも実施するよう指示した。
2014/10/14	静岡県 島田市	漏えい	その他(介護老人保健施設) 鉄筋コンクリー ト造3階建	13:52	不明(機器作動不良 の責任の所在が不明 なため)	気化圧力調整弁の作動不良	介護老人保健施設において、職員から気化装置の安全弁からガス噴出の音がするとの連絡があり、消防及び販売事業者が出動したところ、気化装置の安全弁からガスが噴出していることを確認した。 原因は、気化圧力調整弁の軸部にドレンが付着していたことから、気化圧力調整弁の動きが悪くなり、気化装置内に液が過剰に取込まれたことにより、気化装置気体側の圧力が安全弁設定圧力を超えたため、気化装置の安全弁が作動しガスが噴出したものと考えられる。 (バルク貯槽 985kg×1基)	気化装置	矢崎エナジーシステム(株)	VP-S100EC	(株)サイサン	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、消費者へ供給設備の定期メンテナンスの必要性について改めて説明するよう指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、気化装置の月次点検を毎月行うこととし、気化装置の定期メンテナンス(部品毎に器具メーカー推奨の点検期限)について、消費者との間で新たに契約締結を行う方向で話を進めるとなった。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/11/6	北海道 札幌市	漏えい 軽傷1名	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造15階建	11:30	不明(ガスが漏えいし た要因が不明)	不明(ガス取出弁の大 ナットが緩んだ要因が不 明)	共同住宅において、販売事業者立会の下、設備工 事業者がバルク貯槽2基の安全弁及び調整器の 交換する際、2基のうち1基の安全弁及び調整器を 交換した後、残り1基の調整器を交換するためガス 取出弁を閉止しようとしてハンドルを回したところ、ハ ンドル、大ナット、弁体組付け部分が外れ、ガスが漏 えいし、設備工事業者1名が軽傷を負った。 原因は、何らかの要因によりガス取出弁の大ナット が緩んだ状態となったため、設備工事業者がガス 取出弁を閉止するためにハンドルを回したところ、 取出弁本体からハンドル、大ナット、弁体組 付け部分が外れ、ガスが漏えいしたものと推定され る。 なお、今回の作業は、安全弁の告示点検及び調整 器のメーカー期限に準ずる交換作業であり、いずれも バルク貯槽を設置後、初めて行う作業であった。 (バルク貯槽 980kg×2基)	バルク貯 槽 ガス取出 弁	I.T.O(株)	BT-980TF (2007年4月製 造) BW-15 (2006年8月製 造)	札幌ガス (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓な し ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・市は、販売事業者に対し、メーカ ーにガス取出弁の調査依頼をするよう 指導した。また、バルク貯槽に係る 機器交換作業手順に弁類の設置状 況等の目視確認を追加する等、作業 手順を見直す等再発防止策を講じ るとともに、バルク貯槽に係る技術 上の基準である漏えいした液化石 油ガスの滞留防止のための措置を 改善するよう口頭指導した。バルク 供給に係る6ヶ月に1回以上を超え ない範囲で行う口頭指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、バ ルク貯槽を新規のものに交換し、 メーカーにガス取出弁の調査依頼 を行った。また、供給元のバルク貯 槽のうち52口基に対して同一メー カーが製造するガス取出弁が設置 されており、ガスの漏えいがないこ とを確認した。
2014/12/30	長野県 白馬村	漏えい火災 <5級事故> 重傷3名	一般住宅 木造2階建	11:03	除雪作業者	除雪作業ミス	一般住宅において、除雪業者が除雪作業を行っ た際に、重機でバルク貯槽を衝撞したため、ガスが 漏えいし、火災となり、消費者1名及び除雪業者2 名が重傷を負い、家屋等が焼損した。 原因は、積雪によりバルク貯槽が隠れていたことか ら、除雪業者はバルク貯槽の存在に気付かず、 重機で誤ってプロテクター内の安全弁及び液受入 弁を損傷したためガスが漏えいし、消費者宅の玄関 にながらる廊下で使用されていたストーブの火が漏 えいたガスに引火されたものと推定される。 なお、除雪業者は道路から玄関までの除雪を依 頼されていたが、その奥にあるバルク貯槽付近の除 雪を行っていた。 (バルク貯槽 298kg×1基)	バルク貯 槽	富士工器(株)	16車65358 (2004年9月製 造)	サンリン(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムあり	・県は、販売事業者に対し、積雪期 における防災体制の強化等を周知 するよう指導した。

5. LPガス事故(全事故)の概要

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/1/2	熊本県 熊本市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造2階建	13:30	販売事業者 保安機関	調整器の経年による劣化	共同住宅において、運送業者からガス臭がするとの通報が消防にあり、消防、販売事業者が出動したところ、自動切替式一体型調整器の切替部からガスが漏れ始めていることを確認した。 原因は、当該調整器はメーカーの交換推奨期限から14年経過しており、経年劣化により2次側のダイヤフラムが損傷し、ガスが漏れ出したもの。 なお、販売事業者は4年前から期限切れ調整器の交換を重点的に行っていたものの、大型の調整器を優先し、当該調整器の交換は後回しになっていた。	自動切替 式一体型 調整器	矢崎エナジー システム(株)	AS-7A (1986年5月製 造)	熊本市農業 協同組合プロ パンセンター	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、調整器 のメーカー推奨期限内の交換、ガス の有無の確認、定期供給設備点 検時の有無の確認、定期供給設備 保安教育の徹底について口頭にて 指導するとともに、配送センターに 対し、容器交換時等供給設備点検 の徹底について口頭にて指導した。 ・販売事業者は、調整器のメーカ 推奨期限を把握することにより期限 管理を徹底し、期限内に調整器の 交換を行うこととした。 ・県協会は、保安委員会にて事故報 告を行った。
2014/1/5	広島県 尾道市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造2階建	1:15	地盤沈下	地盤沈下による埋設供給 管の損傷	共同住宅において、住民からガス臭がするとの通報が消防にあり、販売事業者が出動したところ、1階敷地に設置された水道メーターボックス内にガスが滞留しており、埋設供給管からのガス漏れが疑われたため、仮設の露出供給管に切り替えて供給を行うこととした。 原因は、地盤沈下により埋設供給管(プラスチック被覆鋼管)が損傷し、ガスが漏れ出したものと推定されるが、建物所有者との協議で供給管を張り起さないこととなったため、詳細は不明。 (バルク貯槽 490kg×1基)	供給管 (埋設部)	不明	不明	尾道市農業 協同組合 LPG販売事 業所	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムあり	・県は、販売事業者に対し、同一地 域の埋設供給管による供給先の点 検を指示するとともに、県協会に対 し、会員の販売事業者へ事故周 知、対応を依頼した。 ・販売事業者は、消費者に対し、当 該事故発生箇所について埋設供給 管から露出供給管へ変更すること、 他の供給先の埋設供給管を点検す ること、当該供給先の他の埋設供 給管を露出供給管へ変更すること を提案した。
2014/1/7	茨城県 銚田市	漏えい	共同住宅 木造2階建	8:52	他工事業者(水道設 備工事業者)	水道設備工事業者の作 業ミス	共同住宅において、水道設備工事業者が埋設水道 管の工事を行うためコンクリートカッターを使用して いたところ、容器収納庫から建屋に至る埋設供給管 (プラスチック被覆鋼管)を損傷し、ガスが漏れ出し た。 原因は、水道設備工事業者が販売事業者への事前 照会をしておらず、埋設供給管の設置位置の確認 を怠ったため、誤って当該供給管を損傷し、ガスが 漏れ出したもの。	供給管 (埋設部)	不明	不明	(株)ザト カイ	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、社内全 体の保安業務規程を再確認し、容 器交換作業時の安全確認を徹底す るよう口頭にて指導した。 ・販売事業者は、従業員への周知、 保安教育の徹底を行うこととした。
2014/1/13	山形県 大石田町	漏えい	共同住宅 木造2階建	16:40	配送センター	容器交換作業ミス <法令違反> 波石法施行規則第16条 第1号(赤てん容器と供給 管等の接続時には漏え いのないこと)	共同住宅において、住人からガス警報器が鳴動し ているとの連絡を受け、当該販売事業者が出動した ところ、容器バルブと高圧ホースの接続部からガス の漏れを確認した。 原因は、配送員が5日前に容器の交換を行ったが、 容器バルブと高圧ホースの接続部の締め付けが不 足していたため、当該接続部からガスが漏れ出した もの。	高圧ホ ース	不明	不明	ENEOSグ ローブエナ ジー(株)	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/1/14	千葉県 千葉市	漏えい火災 軽傷3名	学校 鉄筋コンクリー ト造5階建	10:48	一般消費者等	ガスコードの接続不良	学校において、生徒がガスコードを使用していたところガス臭を感じ、その後、壁コンセントガス栓からガスコードが外れて火災となり、生徒3名が軽傷を負った。 原因は、当該壁コンセントガス栓とガスコードの迅速な接続がなされなかったことによるものと考えられる。接続不良となっており、その後、ガスコードが外れたためガスが漏えいし、使用中のガスコードの火が引火したものと推定される。 なお、当該壁コンセントガス栓は、迅速継手が正常に接続されればガス栓を開けることができない構造であり、ガスコードが正しく接続された状態でガス漏れがないことが確認された。壁コンセントガス栓は40年間使用されており、ガスコード使用期間は毎日ガスコードの着脱を繰り返してきたため、接続部及びつまみに何らかの機能低下が発生したものと推定される。また、壁コンセントガス栓にはヒューズ機能はなく、ガス漏れ警報器は有効期限切れであった。	末端ガス 栓	光陽産業(株)	G56 (製造年月不 明)	かもめガス (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし 集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、ガスコードの調査をメーカーに依頼するよう指示するとともに、学校に対し、ガスコードの使用について注意喚起した。 ・販売事業者は、学校に対し、ガスコードの使用方法、注意事項について周知し、設置されたガス漏れ警報器、ヒューズガス栓、継手劣化した接続員の取替の提案を行なった。また、調査結果に基づき、消費者への了解を得ながら、消費設備の維持保全を行うこととした。
2014/1/14	千葉県 八戸市	漏えい	一般住宅 木造	14:40	他工事業者(土木工 事業者)	土木工事業者の作業ミス	一般住宅において、土木工事業者が敷地内の駐車場を掘削していたところ、重機で埋設供給管を損傷し、ガスが漏えいした。 原因は、土木工事業者が販売事業者への事前照会をしておらず、埋設供給管の位置を確認せずに掘削工事を行ったため、誤って重機で当該供給管を損傷し、ガスが漏えいしたものである。 なお、当該住宅は集団供給によりガスが供給されていたため、土木工事業者は敷地内に供給管が埋設されているという認識がなかった。	供給管 (埋設部)	不明	不明	八戸液化ガ ス(株)	・ガス警報器なし	
2014/1/14	千葉県 四街道市	漏えい	一般住宅 木造2階建	20:50	不明(容器から高圧 ホースが離脱した原 因が不明のため)	不明(容器から高圧 ホースが離脱した原 因が不明のため)	一般住宅において、住人からガス臭がするとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、自動切替調整器予備側の高圧ホースと容器が接続されておらず、高圧ホース先端からガスが漏えいしていた。 原因は、容器交換時に容器と高圧ホースが未接続であったこと、もしくは、第3者が故意に容器と高圧ホースを外れたことが考えられるが、容器交換時等供給設備点検の不備はなく、第3者が立ち入った痕跡はなかったことから、詳細は不明である。	高圧ホー ス	(株)桂精機製作 所	NX-GS (2008年11月 製造)	日本瓦斯 (株)	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし 集中監視システ ムなし	・詳細は不明ではあるが、県は販売事業者に対し、供給設備について点検するよう指導した。
2014/1/15	宮城県 宮崎市	漏えい	その他(空き 地)	18:05	他工事業者(建設工 事業者)	建設工事業者の作業ミス	空き地において、建設工事業者が敷地内で電柱取付工事を行っていたところ、地面に電柱を支持するために使用するヒックで埋設供給管(PE管)を損傷し、ガスが漏えいした。 原因は、建設工事業者が販売事業者への事前照会をしておらず、埋設供給管の位置を確認せず電柱取付工事を行っていたため、誤ってヒックで当該供給管を損傷し、ガスが漏えいしたものである。 なお、埋設供給管の地上面には表示杭が設置されていたが、事故発生時には当初の位置から1m程ずらされていた。	供給管 (埋設部)	不明	不明	宮崎液化ガ ス(株)	・ガス警報器なし	・県は、今回の液化石油ガス事故について講習会等で説明する予定である。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/1/21	青森県 黒石市	漏えい	共同住宅 木造1階建	11:33	雪害	降雪による調整器の損傷	共同住宅において、近隣住民からガス臭がするとの通報が消防にあり、販売事業者が出動したところ、原因は、屋根からの水塊が落下したことにより、単段式調整器が損傷し、ガスが漏えいしたものである。当該共同住宅は市営住宅であり、屋根には雪止めの金具が設置されていたが軒は無かったため、販売事業者は危険であると判断し、市役所に報告していた。	単段式調整器	(株)桂精機製作所	SKL-5AS (2008年11月製造)	黒石ガス (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市は、当該市営住宅の軒の修理(延鳥)を行い、雪害への再発防止策を図った。
2014/1/21	東京都 東村山市	漏えい	その他(道路)	14:01	他工事業者(水道工 事業者)	水道工事業者の作業ミス	道路において、水道工事業者が掘削作業を行っていたところ、スノップで埋設供給管(PE管)を損傷し、ガスが漏えいした。原因は、水道工事業者がスノップにて掘削作業を実施した際、誤って埋設供給管を損傷し、ガスが漏えいしたものである。水道工事業者は埋設供給管が近接していることを認識していたため、スノップによる手振り作業を行っていたが、地盤が非常に固かったため力が入りすぎ、埋設供給管を損傷した。	供給管 (埋設部)	不明	不明	エネックス (株)	・ガス警報器なし	・都は、販売事業者に対し、ガス供給先での工事予定を把握した際には、一般消費者及び他工事業者に注意喚起を実施するよう口頭にて指示した。
2014/1/23	新潟県 湯沢町	漏えい	一般住宅 木造2階建	4:02	一般消費者等	雪下ろし作業ミス	一般住宅において、集中監視センターから総線使用時間遮断の連絡を受け、保安機関が出動したところ、配管継手部からガスの漏えいを確認した。原因は、前日に別の業者が雪下ろしを行っていた際、下ろした雪を積み上げたため、荷重によって配管継手部が損傷し、ガスが漏えいしたものと推定される。なお、配管は低い位置に横引きされており、積雪荷重に弱い設備の構造であった。	配管	不明	不明	(株)ナカザフ	・ガス警報器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	・県は、販売事業者に対し、当該住宅の修理の際は雪害に強い構造の配管にするよう指導するとともに、県協会の会員に対し、今回の事故事例について紹介及び注意喚起を実施した。
2014/1/23	香川県 高松市	漏えい爆発 軽傷1名	飲食店 鉄骨造1階建	10:20	一般消費者等	消費者の器具の点火ミス (法外連立) 液石法施行規則第44条 第1項第1号ガ(液化石油 ガス用ガス漏れ警報器の 設置)	飲食店において、従業員が業務用コンロに点火したところ、爆発が発生し、従業員1名が軽傷を負った。原因は、従業員がライターを用いて当該コンロのバーナーに点火しようとしたが、点火しなかったため、バーナーに引火したものが滞留し、再度点火したため、周囲にガスが滞留し、再度点火の火が滞留したため、バーナーに引火したものと推定される。なお、当該店舗のガス漏れ警報器は消費者により取り外されていた。	業務用コンロ	(株)マルゼン	MG-12RJ (製造年月不明)	(株)中央プロパン	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、消費先にてガス漏れ警報器が設置されているか確認するよう、口頭で指導した。 ・販売事業者は、ガス漏れ警報器が取り外されていたため、再度設置した。
2014/1/23	岐阜県 笠松町	漏えい	一般住宅 鉄骨造2階建	11:06	不明(容器と高圧 ホースの接続不良の 原因が不明のため)	不明(容器と高圧ホース の接続不良の原因が 不明のため)	一般住宅において、近隣住民からガス臭がするとの通報が警察にあり、消防が出動したところ、50kg容器と高圧ホースの接続部からガスが漏えいしていることを確認した。原因は、容器交換時に容器と高圧ホースが接続不良であったこと、もしくは、第3者による引いたボルトが考えられるが、容器交換時等供給設備点検の不備はなく、いずれもその確証も得られなかったことから、詳細は不明である。	高圧ホース	伊藤工機(株)	THH-6-6H (2004年11月製造)	東邦液化ガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/1/24	愛媛県 松山市	漏えい	一般住宅 木造1階建	16:22	販売事業者 保安機関	埋設配管の腐食劣化	一般住宅において、配達員から圧力式微量漏えい警告が出ているとの報告を受け、販売事業者が漏えい箇所を特定しようとしたが特定することができなかったため、漏えいの疑われた埋設配管部を引き直す工事を行ったところ、警告表示が消え、ガスが漏えいしなくなったことを確認した。 原因は、埋設配管(白管)が敷設された後において圧力式微量漏えい警告表示が消えたことから、経年による埋設配管が腐食し、腐食部分からガスが漏えいしたものと推定される。 なお、監督部が販売事業者への立入検査を行った際、本件が液化石油ガス事故に該当する可能性があるとの指摘があったため、販売事業者が果に照会したことから当該事故が発覚した。	配管(埋設部)	不明	不明	四国アストモ スガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、事故のあった埋設配管を露出配管に引き直した。また、他の配送伝票等により同様の事例がないことを確認するとともに、従業員に対して保安教育を実施し、再発防止を図った。容器交換時等供給設備点検の委託先から圧力式微量漏えい警告について適切な報告がなかったことから、異常が判明した場合は速やかに報告するよう指示した。
2014/1/24	神奈川県 座間市	漏えい爆発	共同住宅 鉄筋コンクリート造4階建	19:30	一般消費者等	消費者の器具の点火ミス	共同住宅において、消費者が風呂釜に点火したところ異常発火し、風呂釜本体の側板が変形した。 原因は、風呂釜の点火操作を繰り返したという消費者の証言から、当該風呂釜が何らかの要因によって点火しにくい状態となり、十分な間を置かず点火操作を繰り返したため、機器内部にガスが滞留し、再点火の火が引火したものと推定される。 なお、当該風呂釜は製造後20年経過していた。	風呂釜 (BF式)	リンナイ(株)	RBF-101S (1992年製造)	(株)ミツウロコ	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり ・集中監視システムなし	・販売事業者は、消費者に対し、他の入居者への注意喚起を促すとともに、点検調査時の周知徹底、買換の促進を提案することとした。
2014/1/24	福島県 喜多方市	漏えい	一般住宅 木造	21:00	雪害	積雪荷重による配管の損傷	一般住宅において、消費者からガスが出ないとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、マイコンメーターが継続使用時電源遮断しており、配管継手部が損傷していることを確認した。 原因は、屋根からの降雪が軒下に堆積したため、堆積した雪及び氷塊の荷重により配管継手部が押し下げられ、配管継手部が損傷し、ガスが漏えいしたものである。	配管	不明	不明	東北アストモ スガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、配送センターに対して、事故を発生した際の施工がなされている消費者の調査依頼すること、当該調査結果を入手後、配管ルートの変更を予定している。
2014/1/25	青森県 青森市	漏えい	一般住宅 木造2階建	7:30	雪害	降雪による調整器の損傷	一般住宅において、消費者からガスが漏えいしているとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、調整器からガスが漏えいしていた。 原因は、屋根からの降雪により調整器が損傷し、ガスが漏えいしたものである。 なお、当該住宅においては、定期的な雪下ろしが行われていなかった。	単段式調整器	富士工器(株)	FS45-NS (2006年5月製造)	(株)ミツウロコ	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故を発生した際は速やかに報告を行うよう、指示した。 ・販売事業者は、消費者に対し、屋根の雪の定期的な除雪をお願いした。
2014/1/25	山口県 長門市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造3階建	9:00	地盤沈下	地盤沈下による供給管継手部の損傷	共同住宅において、配達員から漏えい検知装置による漏えい警告の報告があり、気密試験によって漏えいしていることが判明したため、後日、埋設部分を掘削したところ、埋設供給管の継手部からガスが漏えいすることを確認した。 原因は、地盤沈下によって埋設供給管に負荷がかかり、当該供給管のメカニカル継手部が損傷し、ガスが漏えいしたものである。	供給管 (埋設部)	不明	不明	(有)佐々木 商店	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、仮設供給管にてLPガスの供給を行うとともに、貯蔵設備から当該漏えい箇所まで露出供給管として復旧した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/1/29	大阪府 茨木市	漏えい爆発	病院 鉄筋コンクリー ト造3階建	15:40	一般消費者等 他工事業者(排水工 事業者)		病院において、排水工事業者が厨房改修工事のため床面に穴を開けていたところ、ホールの配管を損傷。漏えいしたガスに何らかの火が引火し、火災となり、樹脂干器類が爆発した。 原因は、排水工事業者が販売事業者への事前照会をせず、埋設配管に関する正確な情報が不明のまま工事をを行い、誤って当該配管を損傷したものである。	配管(埋 設部)	不明	不明	上中産業 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり	・府は、工事中の消防計画を提出するにとともに、火災発生時には消防に通報するよう口頭にて指導した。
2014/1/29	北海道 歌志内市	漏えい	共同住宅 木造2階建	16:20	一般消費者等	落水雪による供給管の損傷	市営住宅において、居住者からガス臭がするとの通報が市役所にあり、販売事業者が出動したところ、供給管のチーヌ部が損傷していることを確認した。原因は、2階の居住者が雪庇で部屋が暗くなることから棒で突いたところ、雪庇全体が落下したため、供給管のチーヌ部を損傷し、ガスが漏えいしたものと推定される。	供給管	不明	不明	西出興業 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・道は、販売事業者に対し、供給設備が損傷しないよう雪害対策に関する周知を当該消費者へ再度実施するよう指示するとともに、道LPガス協会に対し、同様の注意喚起を口頭にて実施し、後日開催される講習会等において周知することとした。 ・販売事業者は、消費者に対し、従来の注意喚起に加え、定期的に現場にて確認し、雪害が発生する可能性がある場合は、注意喚起を行うこととした。
2014/1/30	東京都 町田市	漏えい爆発	共同住宅 木造2階建	15:00	一般消費者等	消費者の器具の点火ミス	共同住宅において、消費者から風呂釜が点火し、といった連絡を受け、販売事業者が出動したところ、当該風呂釜右側面に漏えいしていることを確認した。原因は、配管等に漏えいはなく、メーカーの調査において、同機器に異常はなかったことから、何らかの要因で点火している状態となり、点火操作を繰り返したことで機器内部に未燃ガスが滞留し、再点火時の火が引火したものと推定される。	風呂釜 (BF式)	(株)ノーリツ	GUO-5D (2012年10月 製造)	日本瓦斯 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、ふるがまについてメーカーの調査を実施するよう指導した。 ・販売事業者は、メーカーへ当該機器の調査依頼したが、機器は通常に作動することが確認された。
2014/2/4	北海道 札幌市	漏えい爆発・ 火災	その他店舗(空 きテナント) 鉄骨造3階建	13:30	販売事業者	未使用ガス栓の誤開放 <法令違反> 液石法施行規則第18条 第5号(供給管は使用上 支障のある腐しよく、割れ 等の欠陥がないものであ ること)	空きテナントにおいて、販売事業者が漏えい確認のために供給管を確認したところ、供給管が2系統に分かれており、それぞれ系統に中間ガス栓が設置されていた。隣接建物が接続されていない状態で2つの中間ガス栓を開けたところ、マイコンメーターが合計増加流量を遮断したため、改めて隣接建物の弁器と燃焼器用ホースを接続し、2つの中間ガス栓を閉め、漏えいを確認した。未燃ガス栓の検圧口では圧力の低下がなかったため、漏えい確認時に閉めた2つの中間ガス栓を開け点火試験を行い、2つの中間ガス栓は開けたままマイコンメーターを遮断し、作業を完了した。その後、関係者が移動式石油ストーブを使用していたところ、床面から炎が上がったところ、隣接建物の内外部の壁が焼損した。原因は、2系統に分かれている供給管のうち、一方が、他方は中間ガス栓から先に腐食もしくは破損等による漏えいがあったため、中間ガス栓2つとも開けたことでガスが漏えいし、漏えいしたガスに石油ストーブの火が引火したものと推定される。 なお、都市ガスからLPガスに切り替えた際に、都市ガスの引込み管が接続されていた部分を未端処理し、そのまま設置したため、供給管が2系統に分かれた設備となっていた。また、作業中ガス臭がしていたが、販売事業者は合計増加流量遮断時に漏えいしたガスと勘違いしていた。	供給管 (埋設部)	不明	不明	(株)札幌ガス	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市は、販売事業者に対し、立入検査を行い、法令違反に対する注意文書を交付し、再発防止を指導した。 ・販売事業者は、未使用供給管の中間ガス栓をプラグ止めするとともに、都市ガスからLPガスの供給に切り替えた供給先及び保安管理状況を調査することとした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/2/6	埼玉県 上尾市	漏えい火災 軽傷1名	一般住宅 木造2階建	11:30	一般消費者等	消費者の器具の点火ミス	一般住宅において、消費者がこまごまに点火しようとしたところ火災が発生し、当該こまごま、壁及び換気扇の一部を損傷し、住人1名が軽傷を負った。原因は、当該こまごまをメーカーが調査したところ、製品の気密性に異常は確認されず点火不良は再現しなかったことから、バーナーキヤップが水などで濡れた影響でこまごまから一時的に点火しにくい状況となり、点火操作を繰り返したことで未燃ガスが滞留し、間をおかず再度点火しようとしたため、滞留した未燃ガスに当該こまごまの火が引火したものと推定される。	家庭用こまごま	リンナイ(株)	RSK-38W2X-BBL (2005年5月製造)	日本瓦斯 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、消費者に対し、ガス警報器を設置し、当該警報器が作動した場合、臭気がある場合、こまごまが点火しない場合は、販売店に連絡するよう依頼するとともに、こまごまの周囲を清掃した際には、バーナーキヤップが正しく設置されているか、臭気がないかを確認した後に使用するよう周知した。
2014/2/7	神奈川県 大磯町	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造4階建	14:20	販売事業者	埋設供給管の腐食劣化	共同住宅において、保安機関から定期供給設備点検時に漏えいの可能性があるとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、供給管の埋設部からガス漏えいの疑いがあると推測した。後日、供給管の埋設部を掘り起こしたところ、当該供給管が腐食していることを確認した。原因は、供給管(白管)の埋設から40年経っていたことから、経年によって腐食し、ガスが漏えいしたものの。	供給管 (埋設部)	不明	不明	大和(株)	・ガス警報器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、全戸へのガス供給を停止した後、戸別に20kg容器にてガス供給を行うこととした。また、供給管を埋設から露出に移行することを提案した。
2014/2/9	北海道 月形町	漏えい	寮・寄宿舎 木造2階建	13:02	雪害	落水雪による高圧ホース接続部の損傷	公共施設において、入居者から供給設備付近からガスが漏れているとの通報が施設担当者よりあり、消防、販売事業者が出動したところ、容器から高圧ホース2本のうち1本が外れ、接続金具及びマイコンメーターが損傷していることを確認した。原因は、屋根からの雪庇が供給設備に当たり、マイコンメーター、高圧ホースの接続部が損傷して、ガスが漏れ出したものと推測される。	高圧ホース	不明	不明	月形プロパン センター事業 協同組合	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	道は、販売事業者に対し、供給設備が損傷しないよう、消費者へ雪害防止に関する周知を再度実施するよう指示するとともに、道協会を経由して各販売事業者に対し、当該事故について文書により注意喚起をするよう指示した。また、消費者に対し、雪庇が出来にくい場所に供給設備を移設するよう提案することとした。 販売事業者は、消費先の巡回を強化し、雪害が発生する可能性がある場合は、注意喚起を行うこととした。
2014/2/9	栃木県 栃木市	一酸化炭素中毒 軽症3名	一般住宅 木造1階建	21:00	保安機関 その他(給湯器設置者)	屋外式燃焼器具の屋内設置及び消費設備調査の不備 <法令違反> 液石法施行規則第37条 (消費設備の調査の方法)	一般住宅において、消費者が瞬間湯沸器を使用していた。中一酸化炭素中毒により住人3名が病院へ搬送された。原因は、本来、屋外に設置するべきRF式の瞬間湯沸器が台所に設置されており、排気口にすずが付着していたことから、当該湯沸器の不完全燃焼により発生した一酸化炭素を含む排気が室内に滞留したものの。なお、消費者の証言では、当該湯沸器は平成13年の供給開始時点後時には設置されていたとのことであったが、調査票には記載されておらず、直近の定期消費設備調査において保安機関は当該湯沸器を誤って開放式と判断したため見逃していた。また、一口ヒューズガス栓から発生したガスがコム管で二口ガス栓の出口側であるホースエンドに供給し、入口であるほすの配管接続部から配管用フレキ管により当該湯沸器へ供給されている状態であった。	瞬間湯沸器(RF式)	(株)ノーリツ	GG-1610WE (1997年4月製造)	須田燃料 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、県協会に対し、一酸化炭素中毒事故防止について文書にて注意喚起した。 ・販売事業者は、警察、消防、住人とともに現場検証を行うとともに、当該湯沸器を撤去し、県へ事故報告を提出した。 ・県協会は、県内の各支部に対し、一酸化炭素中毒事故防止について文書にて注意喚起した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/2/10	愛媛県 新居浜市	漏えい	工場 鉄骨造2階建	14:50	充てん事業者	液取出弁の誤開放	工場において、消費者からバルブ貯槽周辺においてガス臭がするとの連絡があり、販売事業者が出動したところ、バルブ貯槽フロアクター内部の液取出し出口からガスが漏えいしていることを確認した。原因は、ガス充てん時に人体の接触、または、充填ホース脱着時の振動等により液取出弁が誤って開いた際、ガスが漏えいしたものと推定される。	液取出弁	(株)室入バルブ 製作所	Y-81B (2002年8月製 造)	正起ガス (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	・販売事業者は、消費者に対し、液取出し出口の扉開放を防止するためのバンドで固定し、閉栓プラグを樹脂製から織みにくい真鍮製に変更するとともに、充填作業時の点検項目に液取出しバルブが閉となっていること及び液取出しバルブに緩みがないことの2項目を追加した。また、他の消費者先に設置のバルブ貯槽についても同様の対策を実施することとした。当該バルブ貯槽については、別途、ガス漏れ警報器の設置及び電話回線による監視を行うこととした。
2014/2/11	北海道 函館市	漏えい	一般住宅 木造1階建	5:30	不明(調整器のユニオン部の緩みの原因が特定できないため)	不明(調整器のユニオン部の緩みの原因が特定できないため)	一般住宅において、消費者からガス漏れ警報器が鳴動しているとの通報が消防にあり、販売事業者が出動したところ、自動切替調整器のユニオン部からガスが漏えいしていることを確認した。原因は、容器と調整器が近接していたこと、容器交換作業や積雪等により、当該調整器のユニオン部が緩み、接触を繰り返したため調整器のユニオン部が緩み、当該ユニオン部からガスが漏えいしたものと推定されるが、ユニオン部が緩んだ原因の特定までには至らず、詳細は不明。	供給管	不明	不明	イワニ北海 運(株)	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・道は、販売事業者に対し、容器と調整器が近接している消費先を特定し、順次交換するよう指示した。 ・販売事業者は、2015年1月までに、交換予定の同社調整器について、今回漏えいの発生したユニオン部を補修し締めるとともに、前倒しで当該調整器を順次交換することとした。
2014/2/13	千葉県 野田市	漏えい・火災	一般住宅 木造2階建	13:09	一般消費者等 販売事業者	こんろの熱によるゴム管の損傷、若しくは、未使用ガス栓の誤開放 ＜法令違反＞ 液石法施行規則第37条第1号(消費設備の調査の方法)	一般住宅において、消費者が2口ヒューズガス栓を開放したが未使用側であったことからこんろに点火できず、使用側も開放したところ、使用側から炎が上がった。原因は、ガス栓本体には目立った焼損の跡がなく、ゴム管が焼き切れており、未使用側のガス栓にはナイロン製のキヤップが装着されていたことから、こんろの火でゴム管を焼損したが、若しくは、未使用側を開放した際にナイロン製のキヤップの隙間からヒューズ機構が作動しない程度の流量でガスが漏えいし、こんろの火が引火したものと推定される。なお、当該ヒューズガス栓はこんろよりも高い位置に設置されており、ゴム管が熱の影響を受ける可能性があった。また、直近の定期消費設備調査は平成20年に実施されており、法で定める期間を超過していた。	2口ヒューズ ガス栓	不明	不明	(株)篠塚商 店	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、保安業務を保安機関に委託した場合であっても、適正に当該業務が遂行されるよう監督することを口頭で指導した。
2014/2/15	北海道 札幌市	漏えい	一般住宅 木造2階建	14:36	雪害	積雪の影響で容器が傾いたことによる中間ガス栓の損傷	一般住宅において、警察からガス臭がするとの通報が消防にあり、消防及び保安機関が出動したところ、容器周辺でガスが漏えいしていることを確認した。原因は、容器周辺に堆積した雪の荷重により、容器本体が調整器下部にある中間ガス栓に接触したことと、一時的に当該中間ガス栓の本体可動部の閉閉レバー部分が傾倒して、ガスが漏えいしたものと推定される。	ねじガス 栓	大洋技研工業 (株)	Y-48A (製造年月不 明)	地崎商事 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市は、販売事業者に対し、事故が発生した際には、速やかな事故発生地の行政への連絡、届出の提出について指導するとともに、雪害対策の徹底として、供給設備を点検し、危険箇所の確認、危険箇所への補修の設置、消費者への周知の実施を口頭で指示した。また、法定点検実施の際には、各圧力試験の結果を必ず記録し、消費者へ交付するよう口頭にて指導した。 ・販売事業者は、中間ガス栓を交換し、調整器及び当該ガス栓の位置を安全な位置に変更するとともに、雪害対策として調整器を設置した。道協会は、会員に対し、雪害事故について文書にて注意喚起を行った。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/2/15	埼玉県 飯能市	漏えい	一般住宅 木造2階建	15:45	一般消費者等	除雪作業ミス	一般住宅において、消費者が除雪作業中に、調整器のユニオン部を損傷し、ガスが漏えいした。原因は、スコップで除雪作業を行っていたところ、誤ってスコップを調整器に当てたため、当該調整器2次側のユニオン部が緩み、ガスが漏えいしたものの。	供給管	不明	不明	堀川産業 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、消費者に対し、LPガス容器、調整器、ガスメーターについて説明し、当該器具にスコップ等をぶつけないよう注意を促すとともに、落雪による事故が多発しているため供給設備周辺に落下物が発生しないよう依頼した。
2014/2/15	群馬県 高崎市	漏えい爆発・ 火災	一般住宅 木造2階建	16:34	雪害	雪害による調整器の折損	一般住宅において、火災により当該住宅は全壊したが、供給設備は大量の雪に覆われており、調整器の根元が折損していたことを確認した。原因は、屋根からの落雪により単段式調整器の根元が折損してガスが漏えいし、供給設備に堆積した雪の影響により漏えいしたガスが屋内に流入したため、室内に滞留したガスに冷蔵庫のスイッチから発生した火花が引火したものと推定される。なお、当該住宅の供給設備から1.5m先は裏山になっており、コンクリートで固められた斜面には大量の雪が積もっていたため、屋根からの落雪が供給設備に堆積しやすい状態となっていた。	単段式調整器	(株)桂精機製作 所	70 (2003年製造)	(株)万寿屋	・ガス警報器なし ・マイコンSSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、他の消費者の供給設備を確認することとした。
2014/2/15	神奈川県 愛川町	漏えい	一般住宅 木造2階建	不明	雪害	積雪の荷重によるガス放出防止器の損傷	一般住宅において、容器周りでガスの漏えい音がするためバルブを閉じたことと通報を受け、販売事業者が駆けつけたところ、容器が雪に埋もれており、ガス放出防止器が折損していることを確認した。原因は、事故前日に積雪が降り、隣接する私道の雪を容器周辺に堆積させた。若しくは、当該住宅の屋根に積もった雪を容器周辺に落としたものと推定される。	ガス放出 防止器	ニッケイケイ(株)	TY-7MBT (2011年製造)	(有)鈴木燃 料	・ガス警報器なし ・マイコンSSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、ガス放出防止器のみの損傷であったため、ガス放出防止器を取り外した上で容器に調整器を接続し、漏れのないことを確認した後、ガス供給を再開した。また、その後、再度ガス放出防止器を取り付けた。
2014/2/17	広島県 広島市	漏えい爆発	飲食店 鉄骨造4階建	17:40	一般消費者等	消費者の器具の点火ミス	飲食店において、従業員がお好み焼き鉄板下の二重バーナーコンロの失火に気付かず、再点火しようとしたところ爆発が発生し、排気筒の一部が損傷した。原因は、何らかの要因でお好み焼き鉄板下の換気を行うモーターの電源が切れ、当該モーターの稼働が停止し2次空気が不足したため、当該コンロの火が失火し、滞留した未燃ガスに点火棒の火が引火したものの。	業務用コン ろ	不明	不明 (1998年製造)	(株)金子商 店	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、消費者に対し、換気モーターを電源状態が確認しやすい場所へ移設するよう提案した。
2014/2/20	青森県 弘前市	漏えい	一般住宅 木造2階建	14:24	雪害	雪害による配管の損傷	一般住宅において、消費者からコンロの火が点かないとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、付近の配管が変形し、マイコンメーターが遮断していたため、復帰操作をしたが復帰せず、確認したところ配管からのガス漏えいを確認した。原因は、隣家の屋根からの落雪がガスメーター付近の配管に当たって損傷し、当該損傷部分からガスが漏えいしたものと推定される。	配管	不明	不明	東北アスト スガス(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、損傷部分をプラグ止めし使用不可とするとともに、配管の移設工事を実施することとした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/2/21	埼玉県 日高市	漏えい	一般住宅 木造2階建	8:00	雪害	降雪による供給管の損傷	一般住宅において、消費者から落雪によりガスメーターが落ちたため中間ガス栓を閉めたとの連絡を受け、容器バルブを開けるよう依頼した上で販売事業者が出動したところ、ガスメーターと供給管のユニオン部が損傷していることを確認した。 原因は、屋根に積もった雪が氷塊となり、供給設備へ落ちたため、ガスメーターのユニオン部が損傷し、ガスが漏れ出したもの。	供給管 (メーター ユニオン)	不明	不明	河原実業 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	落雪によるIPガス設備の損傷について、消費者への周知、損傷防止対策を実施するよう指導した。 販売事業者は、供給設備全てと消費設備一部を新品に交換し、気密試験を行い、問題ないことを確認するとともに、当該設備に鼓パイプ等を設置し落雪の防止措置を講じた。また、当該物件以外に3件の消費先に、同様の危険性が確認されたので、同様の措置を講じた。
2014/2/22	神奈川県 秦野市	漏えい・爆発・ 火災	一般住宅 木造2階建	8:30	雪害	降雪によるガス放出防止 器の損傷	一般住宅において、近隣住民がガスメーターから火が上がっていることを発見したため消火器で消火し、連絡を受けた消防が出動したところ、灯油ボイラー、供給設備、家屋の壁の一部等が焼損していることを確認した。 原因は、屋根からの落雪により容器と調整器の間にある過流式ガス放出防止器が損傷し、漏えいしたガスに灯油ボイラーの火が引火、爆発したものの。	過流式ガ ス放出防 止器	ニッケイ(株)	TY-7MB-S (製造年月不 明)	秦野市農業 協同組合	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、損傷した容器、ガスメーター、過流式ガス放出防止器、調整器、高圧ホース、低圧ホースを交換した。
2014/2/22	青森県 弘前市	漏えい	一般住宅 木造2階建	16:30	雪害	積雪による調整器の折損	一般住宅において、消費者から調整器が損傷しているとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、既に容器バルブが閉止されており、単段式調整器が折損していることを確認した。 原因は、積雪荷重によって当該調整器が折損し、ガスが漏れ出したもの。	単段式調 整器	矢崎エナジー システム(株)	R-5 (2011年8月製 造)	東北アスト スガス(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、容器を積雪の少ない場所へ移動することとした。
2014/2/22	青森県 八戸市	漏えい	一般住宅 木造2階建	17:07	雪害	降雪による供給管の損傷	一般住宅において、近隣住民からガス臭がするとの連絡を受け、容器バルブを閉止するよう依頼した上で販売事業者が出動したところ、ガスメーター本体及びユニオン部分が損傷していることを確認した。 原因は、屋根からの落雪により、ガスメーター本体及びユニオン部分が損傷し、ユニオン部分からガスが漏れ出したもの。	供給管 (メーター ユニオン)	不明	不明	八戸液化ガ ス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、容器の設置位置を落雪の及ばないところへ移動した。
2014/2/23	群馬県 長野原町	漏えい	その他(体育 館) 鉄骨造1階建	9:00	雪害	降雪による調整器の損傷	体育館において、施設管理人から館内でガス臭がするとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、単段式調整器が損傷していることを確認した。 原因は、屋根からの落雪が調整器に当たり、ダイヤフラム部が変形したためガスが漏れ出し、供給設備に堆積した雪の影響により漏えいしたガスが屋内に流入したものと推定される。 なお、供給設備は1階屋根の軒下に設置されていたが、想定以上の大雪により、当該供給設備を覆い尽くすほどの落雪が発生した。	単段式調 整器	富士工器(株)	RSA5-NH/NS (2009年7月製 造)	(株)小林商 店	・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/2/23	群馬県 高崎市	漏えい	一般住宅 木造1階建	18:06	雪害	積雪の荷重若しくは落雪による配管の損傷	一般住宅において、入居者からガス臭いとの通報を受け、販売事業者が出動したところ、ガスメーター2次側上部の配管ねじ部よりガスが漏れしていることを確認した。 原因は、当該ガスメーターの設置場所が隣接する他の住宅と距離が近いため、1週間前に降った大雪が双方の屋根から大量に落雪したことにより配管ねじ部が損傷し、ガスが漏れいたものと推定される。	配管	不明	不明	(株)カナメ	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、損傷箇所の配管の交換を行った。
2014/2/24	埼玉県 滑川町	漏えい	一般住宅 木造2階建	10:00	雪害	落水雪による供給管の損傷	一般住宅において、消費者からガスが漏れているとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、自動切替式調整器の高圧部が損傷していることを確認した。 原因は、屋根からの落水雪により、調整器が落下し、調整器が漏れいたもの。	調整器	不明	不明	埼玉中央農業協同組合 ガスセンター	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、除雪、落雪によるLPガス設備の損傷について消費者に周知し、当該損傷の防止対策を実施するよう指導した。 ・販売事業者は、雪害を想定した、消費充の設備の点検、消費者への周知を徹底することとした。
2014/2/24	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造3階建	13:28	雪害	落雪による供給管の損傷	共同住宅において、近隣の工事業者からガスが漏れているとの連絡が消防にあり、消防及び販売事業者が出動したところ、バルク貯槽のプロテクター内部で調整器と貯槽の接続部分が損傷していることを確認した。 原因は、屋根からの落雪により、プロテクター外部の供給管に荷重がかかり、プロテクター内部の調整器入口部分に荷重が集中したため損傷し、ガスが漏れいたものと推定される。 (バルク貯槽 120kg×1基)	バルク用 流量検知 式漏えい 検知装置	(株)桂精機製作 所	HLPB-10 (2004年5月製 造)	(株)西ガス	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市は、販売事業者に対し、雪害対策の徹底として、供給設備を点検し、危険箇所の確認、危険箇所への実施を口頭で指示した。 ・販売事業者は、当該バルク貯槽と同一型式の供給充を点検し、調整器出口部分の供給管に支持金具を取り付けた。 ・道協会は、会員の販売事業者に対し、雪害事故防止について文書により注意喚起を実施した。
2014/2/24	青森県 八戸市	漏えい	一般住宅 木造2階建	14:30	雪害	落雪による高圧ホースの損傷	一般住宅において、消費者から高圧ホースが損傷したとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、既に容器/バルブは閉止されており、高圧ホースが損傷していることを確認した。 原因は、屋根からの落雪により、高圧ホースが損傷し、ガスが漏れいたもの。	連結用高 圧ホース	(株)桂精機製作 所	FH-IS (2011年2月製 造)	八戸液化ガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	・販売事業者は、容器の設置位置を落雪の及ばないところへ移設した。
2014/2/24	埼玉県 東松山市	漏えい	一般住宅 木造2階建	15:00	雪害	落雪による供給管の損傷	一般住宅において、消費者からガスが漏れているとの連絡を受け、容器/バルブを閉止するよう依頼した上で販売事業者が出動したところ、自動切替式調整器の高圧部が損傷していることを確認した。 原因は、屋根からの落水雪により、調整器が落下し、調整器が漏れいたもの。	調整器	不明	不明	埼玉中央農業協同組合 ガスセンター	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、除雪、落雪によるLPガス設備の損傷について消費者に周知し、当該損傷の防止対策を実施するよう指導した。 ・販売事業者は、雪害を想定した、消費充の設備の点検、消費者への周知を徹底することとした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/2/24	埼玉県 秩父市	漏えい	一般住宅 木造1階建	19:00	雪害	落氷雪による供給管の損傷	一般住宅において、消費者からガス臭がするとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、ガスメーターのユニオン部が損傷し、ガスが漏れていることを確認した。 原因は、屋根からの落氷雪により、ユニオン継手部が損傷し、ガスが漏れていたもの。	供給管 (メーター ユニオン)	不明	不明	(株)清水商 店・タルメ テナランス	・ガス警報器あり (鳴動不明) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、除雪、落氷によるLPガス設備の損傷に ついて消費者に周知し、当該設備の 防止対策を実施するよう指導した。 ・販売事業者は、雪害を想定し、 消費者への周知を徹底することとし た。
2014/2/25	北海道 札幌市	漏えい	飲食店 鉄筋コンクリー ト造3階建	11:30	雪害	落氷による配管の損傷	飲食店において、隣接する店舗の従業員からガス臭がするとの連絡が消防にあり、消防及び販売事業者が出動したところ、当該飲食店の供給設備のマイコンメーターがガス切れにより圧力低下を発生しており、横引き配管継手部が損傷していることを確認した。 原因は、隣接する建物の屋根からの落氷雪により、横引き配管の継手部が損傷し、ガスが漏れていたものと推定される。	配管	不明	不明	(株)エネサン ス北海道	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり	・市は、販売事業者に対し、雪害対策の徹底として、供給設備を点検し、危険箇所の確認、危険箇所への補修の設置、消費者への周知の実施を口頭で指示した。 ・販売事業者は、横引き配管部分の点検を実施するとともに、屋根からの落氷雪等危険箇所の点検、配管送員及び検針員からの雪害予防に対する情報を集約し、雪害を未然防止する対策を実施することとした。 ・道協会は、会員の販売事業者に対し、雪害事故防止について文書により注意喚起を実施した。
2014/2/25	青森県 八戸市	漏えい	一般住宅 木造2階建	20:50	雪害	落氷による調整器の折損	一般住宅において、消費者からガスが漏れているとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、片側が容器に直付けされた自動切替式調整器が折損していることを確認した。 原因は、屋根からの落氷雪により、調整器が折損し、ガスが漏れていたもの。 なお、調整器、低圧ホース等の供給設備は落氷の被害を受けやすい場所に設置されていた。	自動切替 式調整器	伊藤工機(株)	AX-8 (2011年1月製 造)	八戸液化ガ ス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、容器の設置位置を落氷の波及ばいところへ移設した。
2014/2/26	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 鉄骨造2階建	6:30	雪害	落氷による集合管の損傷	共同住宅において、住人からガスが漏れているとの連絡を建物管理会社が受け、販売事業者が出動したところ、自動切替式調整器の入口部分が損傷していることを確認した。 原因は、屋根からの落氷雪により、調整器の入口部分が損傷し、ガスが漏れていたものと推定される。	自動切替 式一体型 調整器	富士工器(株)	RF-15U (2013年9月製 造)	伊藤忠エネク スホームライ フ北海道 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市は、販売事業者に対し、雪害対策の徹底として、供給設備を点検し、危険箇所の確認、危険箇所への補修の設置、消費者への周知の実施を口頭で指示した。 ・販売事業者は、調整器を交換することともに供給設備を移設した。また、落氷の危険箇所を再点検した。 ・道協会は、会員の販売事業者に対し、雪害事故防止について文書にて注意喚起を実施した。
2014/2/26	福島県 白河市	漏えい	事務所 鉄筋コンクリー ト造3階建	7:30	雪害	落氷による供給管の損傷 <法令違反> 液石法施行規則第18条 第1号二(消費設備の調 査の方法)	事務所において、出勤した従業員がガス臭に気付かず供給設備周辺を確認したところ、屋根が損傷しており、容器近くの供給管が損傷していたため、容器バルブを閉じた上で販売事業者へ連絡し、出動した。販売事業者が漏えい箇所を特定した。 原因は、何年以上の積雪を想定した屋根の除雪作業が実施されておらず、屋根が積雪の重みにより押しつぶされ、当該屋根が供給管に接触したため、当該供給管が損傷し、ガスが漏れていたもの。	供給管	不明	不明	東西しらかわ 農業協同組 台	・ガス警報器あり (鳴動不明) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓 あり ・ガス放出防止器 あり ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、消費者に対する雪害の啓発、供給設備の設置位置の見直しを徹底するよう口頭にて指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、雪害に対する啓発を行うとともに、供給設備の設置位置を見直すこととした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/2/26	埼玉県 秩父市	漏えい	その他(保育 所) 木造1階建	8:30	雪害	降雪による配管の損傷	保育所において、消費者からガス臭がするとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、消費設備側の配管継手部からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、降雪と屋根からの降雪により、荷重を受けた配管継手部が損傷し、ガスが漏えいしたものと推定される。	配管	不明	不明	(有)引間石 油店	・ガス警報器あり (鳴動不明) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、降雪、再発防止策を周知し、当該設備の点検を実施するよう指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、雪害に関する周知を強化するとともに、消費者との連絡を密にし、見回りを行うこととした。
2014/2/26	北海道 帯広市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造5階建	18:00	その他(凍上)	凍上による供給管の損傷	共同住宅において、容積計送員が容器交換を行おうとしたところ、供給設備のガス消費量が過大であったため、供給設備の周辺を調査した結果、1号棟への埋設供給管(PE管)からガスが漏えいしていることを確認した。後日、漏えい箇所を特定するために供給設備周辺を調査したところ、2号棟への埋設供給管(PE管)からもガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、凍上により埋設供給管のエルボ部分が損傷し、ガスが漏えいしたものである。 なお、埋設供給管は中圧供給部分であったため、ガスが漏えいしても個々のマイコンメーターに警告表示等は出なかった。	供給管 (埋設部)	不明	不明	帯広エルピー ガス協同組 合	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市は、講習会等の機会を利用し、事故防止の啓発を行うこととした。 ・販売事業者は、凍上対策として凍上対応型の管に交換することとした。 ・道協会は、販売事業者及び保安意識の向上及び法令遵守の教育を実施することとした。
2014/2/27	青森県 八戸市	漏えい	その他店舗(局) 木造2階建	8:30	雪害	降雪による調整器の折損	薬局において、従業員からガス臭がするとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、単段式調整器が容器との接続部で折損していることを確認した。 原因は、屋根からの降雪により、調整器の接続部が折損し、ガスが漏えいしたものである。	単段式調 整器	(株)桂精機製作 所	SKL-5AS (2007年2月製 造)	八戸液化ガ ス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、容器の設置位置を降雪の及ばないところへ移設した。
2014/2/27	岩手県 花巻市	漏えい	一般住宅 木造1階建	10:30	雪害	降雪による調整器の折損	一般住宅において、消費者からガスが漏れているとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、片側が容器に直付けされた自動切替式調整器が折損し、ガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、寒波差によって屋根の積雪が氷雪になったため、屋根からの降雪により、調整器が損傷してガスが漏えいしたものと推定される。 なお、当該住宅においては、雪囲いや保護板等の設置が不十分であった。	自動切替 式調整器	(株)桂精機製作 所	CA-SP5 (2008年9月製 造)	(株)丸片ガ ス	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、屋根からの降雪についての今後の対応策を検討するよう口頭にて指示した。 ・販売事業者は、消費者に対し、調整器の設置方法について、連絡から壁設置へ変更するよう提案し、現在調整中である。 ・県協会は、販売事業者に対し、雪害防止対策を再通知した。
2014/2/27	北海道 札幌市	漏えい	その他(ディ サービス) 鉄骨造2階建	13:01	雪害	降雪による供給管の損傷	ディサービスセンターにおいて、従業員からガスが漏れている旨がするとの通報が消防にあり、消防及び販売事業者が出動したところ、バルク貯槽のプロテクター内部で、調整器入口部分のフランジが損傷していることを確認した。 原因は、屋根からの降雪によりプロテクター外部の供給管に荷重がかかり、プロテクター内部の調整器入口部分に荷重が集中したため損傷し、ガスが漏えいしたものと推定される。 (バルク貯槽 120kg×1基)	供給管	不明	不明	(株)三ツ輪 商会	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり ・集中監視システムなし	・市は、販売事業者に対し、雪害対策の徹底として、供給設備を点検し、危険箇所の確認、危険箇所への柵等の設置、消費者への周知の実施を口頭で指示した。 ・販売事業者は、横引き配管部分の変更に伴って危険箇所の点検、配送員及び検針員からの雪害予防に関する情報を集約し、雪害を未然防止する対策を実施することとした。 ・道協会は、委員の販売事業者に対し、雪害事故防止について文書により注意喚起を実施した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/2/27	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 木造2階建	15:25	雪害	降雪による供給管の損傷	共同住宅において、建物管理会社からガス警報器が鳴動し、ガス臭がするとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、供給設備付近からガスが漏れていることを確認した。 原因は、屋根からの落雪によりプロテクター外部の供給管に荷重がかかり、プロテクター内部の調整器入口部分に荷重が集中したため損傷し、ガスが漏れていたものと推定される。 (バルク貯槽 120kg×1基)	バルク用二段式一体型調整器	(株)桂精機製作所	KLPB-10PM (2006年4月製造)	イワタニ北海道(株)	・ガス警報器あり(鳴動あり) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市は、販売事業者に対し、雪害対策の徹底として、供給設備を点検し、危険箇所の確認、危険箇所への柵等の設置、消費者への周知の実施を口頭で指示した。 ・販売事業者は、バルク貯槽120kgと同一型式の供給先を点検し、調整器出口部分に支持金具を取り付け、当該供給先の点検巡回を強化するとともに、当該供給先の建物管理会社に対し、落雪防止の協力を依頼し、消費者に対して、雪害パフレットを配布した。 ・道協会は、販売事業者に対し、雪害防止事故について文書にて注意喚起を行った。
2014/2/27	青森県 八戸市	漏えい	一般住宅 木造2階建	21:10	雪害	降雪による高圧ホースの損傷	一般住宅において、圧力低下遮断の発報があり、販売事業者が出動したところ、容器を連結する連結用高圧ホース1本の接続口が損傷し、容器1本が空になっていくことを確認した。 原因は、屋根からの落雪により、高圧ホースの接続口が損傷し、ガスが漏れていたもの。	連結用高圧ホース	桂精機製作所(株)	EH-1S (2008年8月製造)	八戸液化ガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	・販売事業者は、容器を積雪の少ない場所へ移設することとした。
2014/2/28	福岡県 行橋市	漏えい/火災 軽傷5名	飲食店 木造1階建	20:00	一般消費者等	消費者の器具の取扱いミス	飲食店において、従業員が業務用3口こんろを使用している状態で調理を行った後、こんろの火が消えている状態で火災が発生し、来店者5名が軽傷を負った。 原因は、販売事業者が実施した配管及び燃焼器具の漏えい試験では異常が認められなかったことから、何らかの要因で3口こんろからガスが漏れていた、閉開のガスが引火したものと推定される。 なお、当該こんろには立ち消え安全装置が設置されていないかった。	業務用こんろ	(株)マルゼン	RGT-0968B (2011年7月製造)	西日本液化ガス(株)	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンEYあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器あり ・集中監視システムあり	・県は、消費者に対し、周知の徹底を指示した。
2014/3/8	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 木造2階建	20:40	雪害	積雪荷重による供給管の損傷	共同住宅において、消費者からガス警報器が鳴動し、ガス臭がするとの通報がビル管理会社により、保安機関が出動したところ、建物付近にてガス臭及び切替空漏えい検知装置の作動を確認したため、容器バルブを閉止した。翌朝、販売事業者が供給設備周辺の除雪を実施したところ、横引き供給管が屋外の外壁から内部へ入る入口近くの継手部分からガスの漏れを確認した。 原因は、供給設備周辺に堆積した雪の荷重により、供給管の屋外立ち上がり部分から下方へ圧迫され継手部分が損傷し、損傷部分からガスが漏れていたものと推定される。	供給管	不明	不明	札幌第一興産(株)	・ガス警報器あり(鳴動あり) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり	・市は、販売事業者に対し、雪害対策を講じた復旧作業を実施するよう指示した。また、雪害対策の徹底として、供給設備を点検し、危険箇所への柵等の設置、消費者への周知の実施を口頭で指示した。 ・販売事業者は、雪害対策として横引き供給管を地盤面から300cmの位置に変更し、積雪の影響を受けないよう供給管を移設した。また、屋根からの落雪等の危険箇所を点検するとともに、ガス配達員及び検針員からの雪害予防に関する情報を集約し、雪害を未然に防ぎ、雪害対策を実施することとした。 ・道協会は、委員の販売事業者に対し、雪害防止事故について文書にて注意喚起を行った。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/3/14	青森県 青森市	漏えい	一般住宅 木造2階建	3:00	雪害	積雪による調整器の折損	一般住宅において、消費者からガス調整器が鳴動しているとの通報があり、販売事業者が出動したところ、調整器が折損しており、住民によって容器バルブが閉止されていることを確認した。 原因は、降雪時や落雪時の除雪を怠っていたことで、容器周りに雪が堆積し、堆積した雪の荷重により調整器が折損したことによるもの。	単段式調整器	富士工器(株)	PSA5 (2012年3月製造)	(有)西塚商店	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、除雪後に調整器を交換し復旧した。また、雪解け後、容器設置場所を移設した。
2014/3/16	新潟県 新潟市	漏えい/火災 軽傷1名	飲食店 木造1階建	8:15	一般消費者等	ガス栓の損傷 〈法令違反〉 液石法施行規則第108条 第3号(配管とガス栓の接続行為)	飲食店において、厨房内のガス栓からガスの漏えい音がし、従業員がガス栓を閉止したが漏えい音は止まらなかつたため、ガス栓本体をプライヤーで増し締めしようとしたところ、ガス栓が折損して噴出した。このころ、消火栓の火が引火、消火に協力した近隣店舗の従業員が煙を吸い負傷した。 原因は、使用中の接触等により当該ガス栓が一部損傷したことでガスが漏えいしていたが、プライヤーで増し締めしようとした際に折損し、漏えいしたガスにこのころの火が引火したものと推定される。 (バルク貯槽 947kg×1基)	可とう管ガス栓	大洋技研工業(株)	YF-40K (2007年11月製造)	(株)ライフコム	・ガス警報器あり (鳴動不明) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり	・市は、消費者に対し、液化石油ガス設備工事の作業は液化石油ガス設備士のみが実施できること、また、火気の取扱については注意することを口頭にて指導した。 ・販売事業者は、錆物パーナーからスプレーンジに交換し、ガス栓をスプレーンジ下に設置することで、物品等が接触しないようなレイアウトにした。
2014/3/16	青森県 青森市	漏えい	一般住宅 木造2階建	8:20	雪害	積雪による調整器の折損	一般住宅において、消費者からガスが出ないとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、容器が雪に埋もれており、ガス真が溶けたため容器バルブを閉止し、後日、除雪後に調整器の折損を確認した。原因は、雪害対策として容器周りに板を立てかけていたが、屋根からの雪が板の内側にたまり込み、ため、堆積した雪の荷重により調整器が折損したため。 なお、当該住宅では検針時に容器周りに大量の雪があったため、販売事業者は注意を促していたが、雪害対策として板を立てかけていたことから安心し、除雪を怠っていた。	単段式調整器	富士工器(株)	PSA5 (2012年4月製造)	(有)西塚商店	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、除雪した後には調整器を交換し復旧した。また、後日、容器設置場所にも雪の堆積を防止した。
2014/3/17	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造3階建	21:30	一般消費者等 雪害	積雪荷重による調整器の折損	共同住宅において、近隣住民からガス臭がするとの通報を受け、消防が出動したところ、集合装置と調整器の接続部分が損傷し、ガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、高圧ホース部分に降雪した雪の荷重により集合装置に負荷がかかり、集合装置と調整器の接続部分が損傷したものと推定される。 なお、近隣住民が供給設備周辺に雪を捨てており、雪が堆積しやすい状態となっていた。	自動切替 式一体型調整器	富士工器(株)	RH10 (2004年10月製造)	(株)アポロエナジー新琴似	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市は、販売事業者に対し、雪害対策の徹底として、検針員及び配達員からの情報を活用しつつ供給設備を点検し、危険箇所への補修の設置、消費者への周知の実施を口頭で指示した。また、連協会に対して、雪害事故防止対策を徹底するよう文書により指示した。 ・販売事業者は、調整器を交換するのと同時に、集合装置の支持金具を強化し、また、連協会と共同で、集合装置の施工改修を内容として、共同で実施することとした。加えて、全ての供給先において雪害による危険箇所を確認した。 ・市は、販売事業者に対して、雪害対策の徹底として、検針員及び配達員からの情報を活用しつつ供給設備を点検し、危険箇所への補修の設置、消費者への周知の実施を口頭で指示した。また、連協会に対して、雪害事故防止対策を徹底するよう文書により指示した。 ・販売事業者は、調整器を交換するのと同時に、集合装置の支持金具を強化し、また、連協会と共同で、集合装置の施工改修を内容として、共同で実施することとした。加えて、全ての供給先において雪害による危険箇所を確認した。 ・市は、販売事業者に対して、雪害対策の徹底として、検針員及び配達員からの情報を活用しつつ供給設備を点検し、危険箇所への補修の設置、消費者への周知の実施を口頭で指示した。また、連協会に対して、雪害事故防止対策を徹底するよう文書により指示した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/3/19	山口県 山陽小野田 市	漏えい	その他(福祉施設) 鉄筋コンクリート造1階建	9:15	他工事業者(水道工事業者)	水道工事業者の作業ミス	福祉施設において、水道工事業者がスプリンクラー設備工事中に誤って天井内の配管を損傷し、ガスが漏えいしたため、容器バルブを閉止した。原因は、水道工事業者が販売事業者に対して事前に配管位置の照会をせずに工事をを行い、誤ってガスの配管を切断したものである。施設の管理者からも、販売事業者に対して工事を実施する旨の連絡は無かった。	配管	不明	不明	エネックス(株)	・ガス警報器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり	・県は、販売事業者及び施設管理者に対し、ガスの配管周囲の工事をを行う場合は密な連絡を行うよう指導した。また、今後の講習にて事例紹介を行うこととした。 ・販売事業者は、滞留したガスの排出を行うとともに、ガスの排出を確認した後、漏えい検査を実施した。漏えいが確認されなかったため、配管内のガス置換、燃焼試験を行うとともに、消費者に対し天井の開口部を翌日まで開けておくよう指示した。
2014/3/19	鳥根県 雲南市	漏えい爆発 軽傷2名	一般住宅 木造2階建	23:50	一般消費者等	ガス栓とゴム管の接触不良	一般住宅において、消費者がガスストーブに点火しようとしたところ、漏えいしていたガスに引火爆発し、壁に設置してあるヒューズガス栓と周辺の壁、家具等を焼損し、消費者2名が負傷した。原因は、ガス栓付近にあったソファカバーを移動させた際、ゴム管に接触したことと接続する接続具の接続が緩み、隙間からヒューズ機構が作動しない流量でガスが漏えいし、ガスストーブ点火時の火が引火したものである。 (質量販売 8kg×1本)	壁コンセントガス栓	不明	不明	掛合運送(有)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり	・販売事業者は、壁コンセントガス栓周辺の漏えい確認等、点検を実施した。
2014/3/20	神奈川県 横浜市	漏えい爆発	飲食店 木造	3:49	一般消費者等	消費者の取扱い不備	飲食店において、従業員が閉店後の片付けをしていたところ、使用中のオープンから爆発が発生し、消防から連絡を受け、販売事業者が出動したところ、ガスレンジ周辺が損傷していることを確認した。原因は、メーカーの検証報告では、当該機器からの気密漏れは無く燃焼状態も良好であることから、機器の破損状態から右側オープンバーナーに点火させ、排気通路が開放され、オープン庫内にガスが充填し、排気通路を伝って燃焼していた左側オープンに流れ込んだ結果、爆発着火に至ったものと推測される。	業務用 オープン	タニコー(株)	D-TGR-150A (2014年3月製造)	(株)トーエール	・ガス漏れ警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	・県は、販売事業者に対し、同型の機種の設置状況の調査、業務用厨房への周知依頼するとともに、メーカーの調査結果を提出するよう依頼した。 ・販売事業者は、メーカーとともに消費者と協議の上、オープンを点火棒式から圧電式へ変更した。また、メーカーに対し、事故機の調査を依頼し、検証を行った。
2014/3/20	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造3階建	11:26	雪害	積雪荷重による供給管の損傷 <法令違反> 液石法施行規則第19条第3号(第2種保安物件までの距離を確保すること) 液石法施行規則第19条第3号(火気をささざる措置を講ずること)	共同住宅において、建物所有者からガスの真いがするとの通報があり、消防が出動したところ、供給設備であるバルク貯槽のガスメーター入口付近における供給管継手部分が損傷し、ガスが漏えいしていることを確認した。原因は、バルク貯槽及び当該貯槽周辺に降雪した積雪荷重により供給管継手部分が損傷し、ガスが漏えいしたものと推定される。 (バルク貯槽 498kg×1基)	供給管	不明	不明	アポロ販売(株)	・ガス警報器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市は、販売事業者に対し、バルク供給設備の改善、当該建物以外のバルク供給先の設置状況確認、保安設備の整備を徹底するよう指導するとともに、検針員及び配送員からの情報を活用しつつ供給設備を点検し、危険箇所への補等の設置、消費者への周知の要請を口頭で指示した。また、道協会に対し、雪害事故防止対策を徹底するよう文書により指示した。 ・販売事業者は、損傷した供給管を交換するとともに、一部配管経路を変更した。また、供給先において、雪害による危険箇所を確認した。加えて、バルク供給設備の技術上の改善措置を検討し、消防に改善計画書を報告した。道協会は、会員の販売事業者に対し、雪害防止事故について文書にて注意喚起を行った。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/3/22	長崎県 長与町	漏えい火災	一般住宅 木造2階建	17:15	一般消費者等 器具メーカー	ガス栓用プラグとゴム管 用ソケットの接続不良	一般住宅において、消費者が炊飯器を使用して たところ、末端ガス栓付近から煙が上がったこと 原因は、所有していた炊飯器2台を交互に使用して おり、炊飯器に接続されたゴム管と末端ガス栓を迅 速継手により炊飯の度に接続していたため、接続の 継手が不十分であった要因によりガスが漏れ えい、漏えいしたガスに炊飯器の炎が引火したも のと推定される。	ガス栓用 プラグ ゴム管用 ソケット	(株)ハーマン (株)チヨーブ 口	JG101C (2009年5月製 造) JG200C (2009年5月製 造)		・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、消費機 器と接続器具を確実に接続するよう注 意喚起を行った。 ・販売事業者は、消費者に対し、消 費機器の点検を行うとともに、消費 機器と接続器具を確実に接続するよう 周知を行った。
2014/3/24	北海道 旭川市	漏えい	共同住宅 木造2階建	18:50	雪害	降雪による供給管の損傷	共同住宅において、近隣住民からガスの漏えいが あるとの通報が消防にあり、販売事業者が出動した ところ、調整器2次側供給管のニップル部が折損し、 ガスが漏えいしたことを確認した。 原因は、当該住宅の屋根に形成された雪庇が暖気 により容器収納庫上に落下し、収納庫が破損す るとともに収納庫内にあった調整器2次側供給管の ニップル部が折損し、ガスが漏えいしたものの。	供給管	旭川ガス燃 料(株)	不明		・ガス警報器あり (鳴動不明) ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・道は、販売事業者に対し、雪害へ の再発防止策を実施するよう指示し た。 ・販売事業者は、収納庫として鉄製 の強固な容器ボックスを取付け、落 雪の影響を受けない建物の端に設 置した。
2014/3/25	北海道 根室市	漏えい	飲食店 木造	20:00	雪害	降雪による調整器の損傷	飲食店において、店主からガス臭がするとの通報が あり、販売事業者が出動したところ、単段式調整器 容器接続口ねじ部が損傷し、ガスが漏えいしている ことを確認した。 原因は、屋根からの降雪が単段式調整器と容器バ ルブに当たり、調整器の容器バルブ側接続口ねじ 部が損傷し、ガスが漏えいしたものの。	単段式調 整器	矢崎エナジーシ ステム(株)	PSA-SF (2011年5月製 造)	(株)シバノテ ンキ	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・販売事業者は、損傷した調整器を 交換し、自記圧力計にて漏えい検 査を実施した結果、異常がなかった ため供給を再開した。 ・道協会は、道のLPガス担当者に 対し、事故発生時の連絡を行った。ま た、販売事業者に対し、道へ事故内 容を直接報告するよう連絡した。
2014/3/26	宮城県 仙台市	漏えい	共同住宅 鉄骨造7階建	16:45	その他(改装工事業 者)	改装工事業者の作業ミス	改装中の店舗において、改装工事業者が給水工事 のためにコンクリート床をカッターで切断中、誤って 埋設されていた配管を切断し、ガスが漏えいした。 原因は、建物の大家及び改装工事業者が販売事業 者へ事前にガス配管の埋設状況を確認せず工事を したため、誤って埋設管を切断したものの。 なお、当該店舗へガスは供給されており、店舗の 上は共同住宅へガスを供給するためのものであっ た。	供給管 (埋設部)	不明	不明	ENEOSガ ローブエナ ジー(株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・販売事業者は、旧工場の供給を停止 し、供給管の復旧工事を実施、点検 後にガスへの供給を開始した。その 際、改装工事業者と配管経路の確 認をするともに、消費者及び改装 工事業者に事故防止のための周知 を行った。
2014/3/27	北海道 北見市	漏えい	飲食店 木造	14:15	雪害	降雪による配管の損傷	飲食店において、住民からガスの臭いがするとの通 報が消防及び警察にあり、販売事業者が出動した ところ、配管継手が変形し、ガスが漏えいしていた。 原因は、屋根に積もった雪が暖気により落ちたため 配管継手部が損傷し、ガスが漏えいしたものの。	配管	不明	不明	北海道アス モスガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・販売事業者は、雪害による損傷防 止のため、横引き配管を降雪の当 たらない高さに変更するとともに、 当該配管の支持金具をサドルバン ドに変更した。
2014/3/28	山形県 長井市	漏えい爆発 軽傷1名	その他(保育 園)	10:30	一般消費者等	消費者の器具の点火ミス	保育園において、調理担当者が回転釜に点火した が点火しなかったため、再度点火しようとしたこと で、漏えいしていたガスに引火し、1名が火傷を負っ た。 原因は、調理担当者は当該回転釜に点火したつも りになつていたが実際に点火しおらず、点火して いないことに気付かず再度点火するまでの間に機器 内部に滞留していたガスに点火操作時の火が引火 したものの。	業務用煮 炊釜	服部工業(株)	GHS-23 (1992年製造)	(株)塩原屋	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、一般消 費者へ適切な消費器具の使用を周 知徹底するよう指導した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/4/3	岡山県 岡山市	漏えい爆発 軽傷2名	一般住宅 木造	15:30	設備工事業者	設備工事業者の作業ミス	一般住宅において、ビルトインこんろ設置後に作業員が点火テストをしていたところ、キャビネット内に滞留していたガスに引火爆発し、消費者の衣服及び髪の一部が焦げ、消費者1名と作業員1名が火傷を負った。 原因は、ビルトインこんろを設置した際、フレキガス管とビルトインこんろを金属フレキシブルホースで接続したが、手締めが適切でなかったためガスが漏れ出し、点火操作時の火が引火したものの、作業員は当該フレキガス管のつまみを半開に閉じた状態と管内を導通させるべきところ、つまみを閉じた状態で検査孔から加圧したため、ガス栓から先の漏れが確認できていなかった。	金属フレキシブルホース	マツイ機器工業(株)	SHO-15A-450(2013年12月製造)	伊藤忠エネクス株式会社 アライオン(株)	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、工事部門の従業員に対し、ガス配管工事及び機器取付時の気密、漏えい試験の手順及び確認作業の徹底を指示した。
2014/4/5	東京都 立川市	漏えい火災	飲食店 鉄骨造	10:30	一般消費者等	器具栓の経年劣化	飲食店において、従業員が業務用めんゆで器に点火しようとしたところ、めんゆで器の器具栓つまみ部分から出火した。 原因は、経年によりめんゆで器の器具栓つまみ部分が劣化しており、漏えいしたガスに点火操作の火が引火したものの、(バルク貯槽 980kg×1基)	業務用めんゆで器	理研機器開発(株)	RT-6A(2004年11月製造)	日本瓦斯(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・都は、販売事業者に対し、めんゆで器の器具栓つまみ部分を交換するよう依頼するとともに、3年前の指導によりガス警報器を設置したにも関わらず、消費者がガス警報器を撤去していたことから、ガス警報器を撤去しない旨を文書にて周知徹底するよう指導した。また、他の店舗においても同様の事例がないか確認し、対応するよう口頭にて指導した。 ・販売事業者は、めんゆで器の器具栓つまみ部分を分解整備するともに、メーカーから燃焼器までの漏えい検査を行い、ガスの漏えいがないことを確認した。
2014/4/5	広島県 広島市	漏えい	学校	15:06	一般消費者等	遮断弁の経年劣化	小学校において、通行人からガス臭がするとの通報を受け、販売事業者が駆けつけたところ、ガス警報器連動の遮断弁本体からガスが漏れ出ていることを確認した。 原因は、当該遮断弁は製造からおおよそ20年が経過しており、経年により本体からガスが漏れ出したものの、	遮断弁	矢崎エナジーシステム(株)	GSL-5DPSA(1994年6月製造)	猫本商事(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり	・県は、同様の遮断弁を使用している施設に対し、安全確認を指示した。 ・販売事業者は、他の施設において同様の遮断弁の漏えい確認を実施した。
2014/4/6	沖縄県 宜野湾市	漏えい	共同住宅 その他	21:00	販売事業者	供給管の腐食	共同住宅において、近隣住民からガス臭がするとの通報を受け、販売事業者が駆けつけたところ、埋設管からのガスの漏れを確認したため粘工等で応急措置をした。その後住人より、またガス臭がするとの通報が入り、応急措置では対応できなかったため、ガスの供給を停止した。 原因は、埋設供給管(被覆銅管)が経年により腐食し、ガスが漏れ出したものの、	供給管(埋設部)	不明	不明	沖縄協同ガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンあり	・販売事業者は、供給管の改善工事を行った。
2014/4/13	岐阜県 養老町	漏えい火災	一般住宅 木造2階建	13:35	販売事業者 設備工事業者	設備工事業者の作業ミス <法令違反> 液石法施行規則第44条第1号ホ(配管設置後の気密試験に合格すること)	一般住宅において、ビルトインこんろを点火したところ、近くにあった炊飯器用のガス栓から炎が上がった。 原因は、当該住宅では2月頃に台所周りのリフォームを実施したが、炊飯器用のガス栓の施工不良により、ガス栓の入り口の接続部分からガスが漏れ出し、ビルトインこんろ点火時の火が引火したものの、なお、ガス栓の施工後、設備工事業者は、気密試験を実施しておらず、販売事業者の作業員は液化石油ガス(液化石油ガス)設備士の講習を受講していなかった。	配管	不明	不明	川宗商店	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり	・県は、消費者に対し、工事を実施する際には販売事業者に対し連絡するよう指導するとともに、販売事業者に対しては消費者への周知の徹底を促した。また、設備工事業者に対し、施工要領の再確認を行い、再講習を受けるよう指導した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/4/13	神奈川県 箱根町	漏えい爆発 軽傷2名	旅館 木造2階建	5:50	一般消費者等	消費者の器具の点火ミス	旅館において、従業員がガスオーブンを点火しようとしたところ爆発が発生し、従業員2名が火傷を負った。 原因は、器具本体に不具合はなく、作業に不慣れな従業員がガスオーブンの器具栓を開放した後、オーブンの扉を半開にした状態で2〜3分間放置したためガスオーブンの内にガスが充満し、滞留していたガスに点火操作時の火が引火したものの。	業務用 オーブン	(株)宮本製作所	不明	(株)丸江	・ガス警報器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、消費者に対して、適切な新人教育を実施するよう指導した。また、販売事業者に対して、業務用調理及び引火負傷事故事例を説明する等の必要な周知を年1回以上行うよう指導した。
2014/4/13	東京都 青梅市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造	23:00	保安機関	高圧ホース接続口のオリリングの損傷	共同住宅において、都市ガス事業者からガスの漏えいがあったためバルブを閉止したとの連絡があり、販売事業者が出動したところ、20kg容器4本のうち1本の容器バルブと高圧ホース接続部からガスが漏えいしていたことを確認した。 原因は、容器交換時に変形したオリリングを高圧ホースに取り付けただけで、容器バルブと高圧ホースの接続部分を締め付けた際、オリリングが損傷し、損傷部分からガスが漏えいしたものの。 なお、配送員がオリリングをベーンに通して保管していたため、オリリングの径が若干大きくなっていた。	高圧ホース	伊藤工機(株)	HIS-6 (2005年10月製造)	(有)清水商店	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・都は、販売事業者に対し、配送センターがオリリング保管管理を徹底し、配送センターの従業員を対象に定期的に教育を行うよう口頭にて指導した。 ・販売事業者は、配送センターに対し、オリリングの保管方法をベーンからフックに変更するよう指導した。
2014/4/28	岡山県 備前市	漏えい爆発 軽傷1名	飲食店 木造1階建	11:00	一般消費者等	消費者の器具の点火ミス	飲食店において、従業員が中華レンジへ点火しようとしたところ、漏えいしていたガスに引火し、1名が火傷を負った。 原因は、当該レンジに点火した際、器具栓を開放した後、火を近づけたため、火を近づけるまでの間に漏えいしていたガスに引火したものの。	業務用レンジ	タニコー(株)	VCR-55 (2012年8月製造)	伊藤忠エネクスホームライフ西日本(株)	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、店主及び従業員全員に対し、LPガスの性質、器具栓の操作方法、器具の点火手順についてチェックリストを作成し、周知を行った。
2014/5/3	長野県 阿智村	漏えい火災 軽傷4名	その他(屋外)	8:32	一般消費者等	消費者の取り扱いきミス 〈法令違反〉 波石法第14条(一般消費者等への書面の交付) 波石法第27条3号(一般消費者等に対する周知) 波石法第81条(帳簿の記載)	屋外のイベント会場において、茶会を行うグループがイベントの準備を行っていたところ、火災が発生し、メンバー4名が火傷を負い、イベント用の機材が焼損した。 原因は、お湯を沸かす際にヤカンと誤って容器をこむろの上で熱したため、当該容器の内圧が高まり安全弁からガスが噴出し、噴出したガスにこんろの火が引火したものと推定される。 (質量販売 8kg×2本)	容器	富士工器(株)	JWD-26672 (2007年11月製造)	(有)沢村屋商店	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対して、短期間の質量販売において、消費者へ最初に容器を引き渡す際には、第14条に基づく書面を交付するとともに、周知業務を実施し、必要事項を帳簿に記載した後に、帳簿を適正に保存するよう指導した。 ・販売事業者は、質量販売の体制の改善を行った。 ・県協会は、保安講習会にて今回の事故の事例を報告することとした。
2014/5/9	広島県 江田島市	漏えい火災	一般住宅 木造1階建	15:30	器具メーカー	ダイヤフラムの経年劣化	一般住宅において、消費者が風呂釜を点火した際、集めた煙が出たため確認したところ、当該風呂釜からは煙が出ていた。 原因は、風呂釜内部のダイヤフラムのストロークが大きかったこと及び経年劣化によりダイヤフラムに亀裂が発生し、亀裂部分から漏えいしたガスにスイッチの接続不良による火花が引火したものの。 なお、当該風呂釜はリコール対象品であった。	風呂釜(RF式)	(株)オカキン	AR型-LE (1997年12月製造)	(有)宇根川豊商店	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、県協会を通じて販売事業者に対し、リコール対象製品についての再確認を行うよう指示した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/5/9	北海道 北斗市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造5階建	15:45	他工事業者(駐車場 施工関係業者)	駐車場施工関係業者の 作業ミス	共同住宅において、近隣住人からガスが漏えいしているようだと通報を市役所と消防が受け、販売事業者が出動したところ、埋設供給管からガスの漏えいを確認し、過去に当該共同住宅の駐車場において車庫区画用内の鉄製ボールを打ち込んだ際、当該ボールにより埋設供給管の防食用被覆が損傷されたため、損傷部分の腐食が促進されたことで穿孔が生じ、当該穿孔部分からガスが漏えいしているもの。	供給管 (埋設部)	不明	不明	北海道エア ウオーター (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、穿孔した埋設供給管の使用を中止し、仮設供給管を設置してからのガスの供給を再開した。また、他の市営住宅の駐車場に埋設された供給管についても掘削調査し、埋設深度、埋設経路を含めて改善策を市へ提案することとした。
2014/5/14	長野県 長野市	漏えい	その他(保育 園) 木造1階建	8:45	一般消費者等	金属フレキシブルホース 及び業務用回転釜の経 年劣化	保育園において、従業員からガス専がするこの連絡を市役所が受け、調理器具メーカーが調査したところ、ガス器具の不具合ではないと判断し、販売事業者に連絡した。販売事業者が到着し、漏えい検査を行ったところ、回転釜に接続された金属フレキシブルホースの蛇腹部からガスが漏えいしていることを確認した。その後、別なメーカーが再度点検したところ、2台の回転釜のうち1台において補助部からガナー器具栓からガスの漏えいを確認した。 原因は、経年による金属フレキシブルホース及び回転部の劣化並びにパイロットバーナー器具栓のグリッス切れにより、各々の部分からガスが漏えいしているもの。	金属フレキシブルホース 業務用回転釜 業務用回転釜	不明 服部工業(株) 日本調理機(株)	不明 (製造年月日不明) 不明 (製造年月日不明) DGK-30C-D (2007年1月製造)	堀川産業 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSBあり なし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、金属フレキシブルホースを燃焼器具用ホースに交換した。また、消費者に対して、メーカーによる定期的なメンテナンスを受けよう提案するとともに、業務用周知アプリレットによる周知を実施することとした。
2014/5/17	神奈川県 大和市	漏えい爆発	共同住宅 木造	13:40	一般消費者等	消費者の器具の点火ミス	共同住宅において、消費者がBF式風呂釜の点火操作を行ったところ、爆発が発生し、当該風呂釜の左側面が損傷した。 原因は、メーカーの検証報告では、当該機器からの気密漏れはなく、燃焼状態も良好であることから、点火操作を繰り返したため、機器内部に未燃ガスが滞留し、滞留したガスに点火操作時の火花が引火したものと推定される。	風呂釜 (BF式)	リンナイ(株)	RBF-101 (1993年9月製造)	日本瓦斯 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、メーカーガス栓から燃焼器具までの漏えい検査を実施し、異常のないことを確認した。また、風呂釜は使用禁止とし、後日交換するとともに、メーカーに対し、事故様の調査を依頼し、検証を行った。
2014/5/18	長野県 富士見町	漏えい火災	一般住宅 木造2階建	17:53	不明	不明	一般住宅において、消費者がこんろの点火操作を行ったところ、火災が発生し、ゴム管が損傷した。 原因は、何らかの要因で漏えいしたガスにこんろの火が引火したものと推定される。 なお、1週間前にこんろ、ゴム管、ホースバンドを取り替えた際に気密試験を行っており、異常はなかった。	家庭用こんろ	リンナイ(株)	RTS-480FE-L (2004年6月製造)	(株) エンドウ	・ガス警報器あり (鳴動不明) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、こんろ、ゴム管及びパイプバンドを取り替えた後、火災現場においてガスの漏えいがないことを確認した後、復旧を完了した。
2014/5/19	大分県 日田市	漏えい爆発 軽傷1名	共同住宅 鉄骨造2階建	9:50	販売事業者	供給管交換時の作業ミス (法令違反) 液石法施行規則第16条 第19の2号イ(供給管を 修理する場合は基準)	共同住宅において、作業員が調整器の交換を行おうとしたが、ユニオン部の締付けがきつくなり外しができなかったため、電気サンダーにより供給管を切ったところ、炎が上がり、作業員1名が火傷を負った。 原因は、供給管内の残ガスを除去せずに、サンダーにより当該供給管を切断したため、管内に残っていたガスにサンダーの火が引火したものである。	供給管	新日鐵住金(株)	NSSMC (製造年月不明)	(株) 丸菱商 会	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者に対して、修理業者の責任者の作業計画及び修理作業の責任者を定め、作業は策定された計画に従い、かつ、選定された責任者の監督下で実施するよう口頭指導した。また、供給管等を取り外す際には養生テープ等により、供給管内の残ガス処理を確実に実施するよう口頭指導した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/5/29	宮城県 仙台市	漏えい	一般住宅 木造2階建	4:30	他工事業者(外構工 事業者)	外構工事業者の作業ミス <法令違反> 液石法施行規則第18条 第23号(充てん容器等を 取り外す場合の措置)	一般住宅において、新聞配達員からガス臭がするとの通報が警察にあり、販売事業者が出動したところ、20kgの容器4本のうち2本の容器から高圧ホースが外れており、容器バルブからガスが漏れ出していることを確認した。 原因は、外構改修工事業者がコンクリート敷設の際、設置していた容器が工事の支障になることから、容器バルブを閉じた後、高圧ホースを取り外し、一時的に他の場所にて設置していたが、容器バルブを完全に閉止していないため、ガスが漏れ出したもの。 なお、外構改修工事業者は販売事業者に対して無断で高圧ホースを容器から取り外し、容器の移動等を行った。	容器バルブ	不明	不明	(株)設備センター	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・臭は、外構工事業者に申し、LP法では資格法的要件を満たさなければ工事を行うことができないことを説明した後、供給設備及び消費設備に係る工事を行う際には事前に販売事業者へ相談するよう口頭で指示した。また、販売事業者に対して、販売事業者等へは、工事を行う際には販売事業者と連絡するよう注意喚起の徹底を口頭指導した。 ・販売事業者は、外構工事業者に、容器の移動等が必要な場合には必ず販売事業者と相談し、無断で移動及び取り外しを行わないよう依頼した。
2014/5/31	長野県 佐久市	漏えい	一般住宅 木造2階建	17:45	販売事業者	液取出弁の誤開放及び 樹脂プラグの経年劣化	一般住宅において、消費者からガス臭がするとの連絡があり、販売事業者が出動したところ、バルブ貯槽プロテクター内部の液取出弁出口からガスが漏れ出していることを確認した。 原因は、バルブ貯槽の液取出弁に取り付けられていた手締めの樹脂プラグが経年劣化していたため、液取出弁を誤開放した際に当該プラグが緩み、ガスが漏れ出したもの。 なお、液取出弁を誤開放した時期は不明。 (バルブ貯槽 298kg×1基)	バルブ貯槽	上海富士工器有限公司	298kg地上貯槽 (2003年9月製造)	サンリン(株)	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	・販売事業者は、バルブ貯槽設置先の未使用バルブの閉止について一斉点検を実施し、未使用液取出弁の出口プラグを順次金属製に交換することとした。また、容器交換時供給設備点検、定期供給設備点検、供給設備機器交換時のメンテナンス作業に加え、液取出弁のハンドル操作により閉止状態の確認を実施することとした。 ・県協会は、委員に対し、液取出弁の閉止状態を確認するよう周知した。
2014/6/1	山形県 山形市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造3階建	17:23	不明	不明	共同住宅において、通行人からガスが噴出しているとの通報があり、販売事業者が出動したところ、バルブ貯槽の液取出弁からガスが漏れ出していることを確認した。 原因は、バルブ貯槽の安全弁又は調整器の交換時並びにガス充てん時に人体の接触等により液取出弁が誤って開いた際、緩みや押し樹脂プラグに貯槽内の圧力がかかったことにより当該プラグが緩み、ガスが漏れ出したものと推定される。 なお、バルブ貯槽の出入口は施設されているため、第三者によるいたずらではないと考えられる。 (バルブ貯槽 500kg×1基)	バルブ貯槽	矢崎エナジーシステム(株)	BU500GE-H (IM) 500kg積型 (2003年1月製造)	トーホクガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・臭は、販売事業者に対し、同様のバルブ貯槽が他にないか確認し、点検するとともに、液取出弁のプラグを樹脂製から金属製に交換する検討を行うよう指導した。 ・販売事業者は、同様のバルブ貯槽が他に4件あることを確認し、7月末までに全ての樹脂製プラグを金属製プラグに交換した。
2014/6/1	三重県 桑名市	漏えい	その他店舗 (スパーパーマ ーケット) 鉄骨造2階建	18:33	販売事業者	容器及び集合管内の液 圧上昇	スパーパーマーケットにおいて、従業員からガス警報器が鳴動しているとの連絡が配送センターにあり、販売事業者が出動したところ、供給設備の液相ライン安全弁が作動しガスが漏れ出したことを確認した。 原因は、容器に遠熱板を設置していなかったことから、直射日光により容器及び集合管内の内圧が上昇したことにより液相ライン安全弁が作動し、ガスが漏れ出したもの。	安全弁	(株)倉入バルブ製作所	LPR-620S- 00-180 (2007年5月製造)	東邦液化ガス(株)	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、容器用の遠熱板を設置するとともに、供給設備の液相ライン安全弁を交換した。また、液相熱板は年間を通し常設することとした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/6/3	福岡県 福岡市	漏えい	一般住宅 木造1階建	20:40	配送センター	容器交換時の作業ミス 〈法令違反〉 液石法施行規則第18条 第80の2号(容器と供給管 の接続行為)	一般住宅において、消費者からガスが漏えいしているとの連絡があり、販売事業者と保安機関が出動したところ、2本の容器のうち1本の容器と高圧ホースの接続部分からガスの漏えいを確認した。原因は、当該住宅では予備側の容器が交換しにくいため、供給側の容器が空になる度に自動切替調整器を一度予備側に切り替える容器交換後に再度戻していたが、供給側の容器と高圧ホースの接続が不完全だったため、自動切替調整器を供給側に戻した際、元々接続されていた予備側のガスが供給側の高圧ホースから漏えいしたものである。	集合用高圧ホース	(株)桂精機製作所	NA6P (2014年2月製造)	福岡市農業協同組合	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、容器交換時にガスの漏えいがないことの確認を徹底するよう口頭指導した。 ・販売事業者は、配送員に対し、配達時マニュアルを基に実技研修を再度実施した。また、容器交換時等併設設備点検の際には容器バルブの閉鎖状態を確認し、作業終了時には容器バルブと高圧ホースが確実に接続されていることを点検するよう徹底した。なお、当該容器の設置場所について、より広い場所に設置することを検討中。
2014/6/4	石川県 白山市	漏えい	その他(道路)	10:10	他工事業者(水道工 事業者)	水道工事業者の作業ミス	道路において、水道工事業者が掘削工事を行っていたところ、重機により埋設配管を損傷し、損傷部分からガスが漏えいした。原因は、水道工事業者が販売事業者へ配管が埋設されていることを確認をしないまま掘削工事を行ったため、誤って重機で埋設配管を損傷し、ガスが漏えいしたものである。なお、埋設部分には埋設管が存在していることを示すサインが敷設されていた。	配管(埋設部)	不明	不明	松任市農業協同組合	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者を通じ他工事業者者に対し、注意喚起するよう指導した。また、講習会において、当該事例を基に他工事における事故等がないよう注意喚起することとした。 ・販売事業者は、水道工事業者に要請した。また、県協会を通じて関係団体に対し、掘削工事の際にはLPGガス埋設管事故防止について注意を徹底するよう依頼した。
2014/6/4	埼玉県 新座市	漏えい(火災)	学校 鉄筋コンクリー ト造3階建	10:10	販売事業者 一般消費者等	ガス栓とゴム管の接続不良 〈法令違反〉 液石法施行規則第37条 第1号イ②(消費設備の 調査の方法) 液石法施行規則第131条 第5項第2号(調査結果の 帳簿の保存)	学校において、理科の授業中にファンゼンバーナーにゴム管を接続し、ゴム管用ソケットとガス栓用プラグの付いた2口ヒューズガス栓を接続して実験を行っていたところ、周辺から火が上がり、迅速継手1組(ゴム管及びホースバンド)及び2口ヒューズガス栓つまみが焼損した。原因は、ヒューズガス栓や配管からガスの漏えいだけでなく、何らかの要因により迅速継手(ゴム管用ソケット)内部のバックシキが外れていたため、ヒューズガス栓と接続した際、接続部の気密が保持できず、ヒューズ機構が作動しない程度の流量でガスが漏えいし、漏えいしたガスにファンゼンバーナーの火が引火したものと推定される。なお、直近の定期消費設備調査において、ファンゼンバーナーやゴム管の調査を行っていなかった。	ゴム管用ソケット	NITTO(日東工器(株))	G3SH-B (1998年1月製造)	橋本産業(株)	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、前回、消費機器の調査を行っていないなかつたこと、以前に消費機器の調査を行ったときの調査結果の帳簿を保存していないなかつたことについて改善するよう指導した。また、迅速継手(ゴム管用ソケット)内部のバックシキが外れたことについてメーカーにて調査を実施するよう口頭にて指導した。 ・販売事業者は、学校に対し、末端ガス栓及び迅速継手を含む接続管を新品に交換するよう提案するとともに、ファンゼンバーナー全てをクリーニングし、接続管全てについて調査を実施した後、学校関係者に周知を行った。また、迅速継手メーカーに対して、使用していた迅速継手の調査を依頼した。
2014/6/9	福島県 いわき市	漏えい	一般住宅 木造2階建	10:25	他工事業者(工事業者)	工事業者の工事ミス	一般消費者宅の隣地において、工事業者がバリエーションにより掘削工事を行う際、容器を保護するために立てかけていたベニヤ板を電気丸鋸により切断したところ、容器を損傷し、損傷部分からガスが漏えいした。原因は、工事業者の作業員がベニヤ板を別の用途として使用するため、ベニヤ板を容器に立てかけたまま電動丸鋸にて切断しようとしたところ、操作を誤って容器を損傷したものである。	容器	不明	不明	東邦福島(株)	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、工事業者に対し、容器等の取り扱いに注意をするよう指導した。 ・販売事業者は、損傷した容器に必要措置を施し、取り外した後、充てん所に移動して廃棄措置を実施した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/6/11	鹿児島県 喜界町	漏えい火災	一般住宅 木造	8:00	販売事業者	器具栓の腐食劣化	一般住宅において、消費者がピルトインこんろを使用していたところ出火し、ピルトインこんろの一部を焼損した。 原因は、経年によりピルトインこんろの点火ボタンの接続しているSVバルブが劣化しており、劣化部分から漏えいしたガスにピルトインこんろの火が引火したものである。	ピルトイン こんろ	クリナップ(株)	RBG-30A5F (2002年2月製 造)	あまみ農業 協同組合	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、新品のこんろを設 置後、消費者に対し、取扱方法及び ガス漏れ等緊急時の対応について 説明した。
2014/6/13	北海道 積丹町	漏えい	一般住宅 木造	13:48	その他	容器的腐食劣化	一般住宅において、消費者からガスが漏えいしてい るとの通報が入り、販売事業者が出動したところ、 設置されている50kg容器と20kg容器2本のうち2 0kg容器からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、当該20kg容器は設置から10年以上経っ ており、容器収納部に保管していたものの海が近 かったため湿害を受け腐食が進み、容器胴体下部 に穿孔が生じ、穿孔部分からガスが漏えいしたものと 推定される。 なお、容器収納庫は暗く、直近の容器交換時供給 設備点検では容器胴体下部の腐食を確認すること はできなかった。また、販売事業者はガス切れがな い消費先においても通常2年ごとに容器の交換を 行っているが、当該住宅については容器の交換が 実施されていないかった。	容器	不明	北海道エフ ウオーター (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システム なし	・販売事業者は、腐食で穿孔した予 備側の20kg容器を取り外し、安全な 場所へ移動するとともに、使用側の 50kg容器のみでガスの供給を再開 した。また、消費量が少ないため、 今後、20kg容器2本の設置に変更す ることとした。	
2014/6/16	神奈川県 鎌倉市	漏えい爆発	一般住宅 鉄筋コンクリー ト造2階建	15:00	一般消費者等	消費者の器具の点火ミスの 経年劣化	一般住宅において、消費者がBF式風呂釜の点火操 作を行ったところ、爆発が発生し、当該風呂釜の高 脚面が損傷した。 原因は、ガスメーターから燃焼器までの漏えい試験 では異常はなかったことから、点火操作を繰り返 したため燃焼器内部に未燃ガスが滞留し、滞留したガ スに点火操作時の火が引火したものと推定される。	風呂釜 (BF式)	リンナイ(株)	RBFB-101S (2006年7月製 造)	日本瓦斯 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システム なし	・販売事業者は、ガスメーターから 燃焼器までの漏えい検査を実施し、 異常のないことを確認した。また、 消費者に対し、風呂釜を使用しない よう依頼し、後日、風呂釜を交換す ることとした。
2014/6/18	福島県 いわき市	漏えい爆発 軽傷1名	一般住宅 木造2階建	12:20	保安機関	金属フレキシブルホース の経年劣化	一般住宅において、消費者がピルトインこんろで調理 していたところ、グリル部分から火が噴出し、1名 が火傷を負った。 原因は、ピルトインこんろ下部の物品収納庫に設置 されていた金属フレキシブルホースに何らかの要因 でピンホールが開き、漏えいしたガスが物品収納庫 内に滞留し、点火操作時の火が引火したものと推定 される。 なお、金属フレキシブルホースは設置から24年 経っていた。	金属フレ キシブル ホース	矢崎エナジーシ ステム(株)	ML3W-300 (1990年7月製 造)	大塚ガス電 器(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システム なし	・販売事業者は、金属フレキシブル ホースを新品と交換し、気密検査に て異常のないことを確認後、ガスの 供給を開始した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/6/20	宮城県 日南市	漏えい	一般住宅 木造1階建	12:00	他工事業者(解体工 事業者)	解体工事業者の作業ミス	解体中の空き家において、近隣住民から近くの下水 から臭いが出る等の苦情が市役所に入り、職員が 調査したが原因は判明しなかった。翌日、当該空き 家と同じ供給管を使用している一般住宅の住民から ガスが使用できないとの連絡があり、販売事業者が 出動したところ、掘り起こされた供給管が損傷しガス が漏れ始めていることを確認した。 原因は、解体工事業者が販売事業者に対して埋設 供給管の敷設位置を事前確認せずに解体工事を 行ったため、重機により埋設供給管を損傷し、ガス が漏れ出したもの。 なお、解体工事業者は解体工事中に埋設供給管を 損傷させたことに気付かず、工事を完了していた。	供給管 (埋設部)	不明	不明	日南マル牛 ガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、解体工事業者に対し、同様 の工事を行う際には事前に販売事 業者に連絡し、安全確認を徹底す るよう指導した。また、関係団体に 対して、類似事故の発生防止を促 す通知を行うこととした。
2014/6/21	福島県 福島市	漏えい・爆発 軽傷1名	一般住宅 木造2階建	16:20	一般消費者等	燃焼器具の経年劣化	一般住宅において、消費者が家庭用こんろを使用し ていたところ、爆発が発生し、火傷を負った。 原因は、経年により立ち消え安全装置のセンサー が目詰まりし、センサーが機能しなかつたためガス が漏れ出し続け、滞留したガスにこんろの点火の火 が引火爆発したものと推定される。 なお、当該こんろは設置後約8年が経過していた が、油料理を行わなかったためこんろの表面の汚れは なく、器具も丁寧に使用されており、センサーの目詰 まりには気付かなかった。	家庭用こ んろ	リンナイ(株)	RBG- N31W5GDAX- L (2006年4月製 造)	(株)アポロガ ス	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムあり	・販売事業者は、消費者に対し、経 年劣化に伴うガス器具の危険性 について周知を強化していくことと した。
2014/6/23	広島県 広島市	漏えい・爆発 重傷1名 軽傷2名	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造3階建	9:00	設備工事業者	設備工事業者の作業ミス	共同住宅において、設備工事業者が水漏れ箇所を 特定するため床面を切断していたところ、誤って供 給管を損傷し、ガスが漏れ出した。その後、容器バ ルブ及びバルブを止め換気を行い、損傷した供給 管を修理するためサンダーで切断しようとしたとこ ろ、爆発が発生し、作業員1名が重傷、2名が軽傷 を負った。 原因は、設備工事業者が販売事業者から床下隠ぺい 部の供給管が設置された位置を事前確認せず切断 作業を行ったため、誤って供給管を切断したため。 その後、滞留したガスが引火されたことを確認せず サンダーにより切断しようとしたため、残存したガス にサンダーの火花が引火したものの。	供給管	不明	不明	(株)シティガ ス広島	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、設備工事業者に対し、工事 方法を指導した。また、県協会を 通じて同様の事故が発生しないよう 周知を実施した。 ・販売事業者は、損傷した配管を復 旧し、気密試験を実施後、ガス供給 を開始した。
2014/6/24	滋賀県 彦根市	漏えい	飲食店 鉄骨造2階建	20:00	一般消費者等	消費者の器具の取り扱 いミス	飲食店において、従業員からガス漏れ箇所を 発見し、消防と警察が出動したところ、従業員 目から業務用こんろからガスが漏れ始めているこ とを発見し、業務用こんろの器具栓を閉止し、店の 扉を閉めて換気を行ったことを確認した。 原因は、業務用こんろの器具栓を何者かが誤って 操作した、又は何かの接触したことにより器具栓が開 き、ガスが漏れ出したものと推定される。 なお、店内に設置されていたガス警報器の電源はコ ンセントから抜かれており、鳴動しなかった。	業務用こ んろ	リンナイ(株)	RSB-126 (2000年6月製 造)	イワタニ近畿 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・販売事業者は、消費者に対し、ガ スの使用にあたっての注意事項を 周知徹底した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/6/29	埼玉県 三郷市	漏えい爆発	一般住宅 木造1階建	14:49	一般消費者等	消費者の器具の点火ミス	一般住宅において、消費者がBF式風呂釜の点火操作を行ったところ、爆発が発生し、当該風呂釜の右側上部が損傷した。検証結果によると気密漏れはな原因は、メーカーの良好であることから、点火操作を繰り返したため、機器内部に未燃ガスが滞留し、滞留したガスに点火操作時の火花が引火したものと推定される。	風呂釜 (BF式)	パーパス(株)	TP-A831 (2010年10月 製造)	日本瓦斯 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、調整器から燃焼器具までの漏えい試験により異常のないことを確認した。また、RF式風呂釜に交換するとともに、メーカーにて事故の検証を行った。全消費者に対し、パンフレットを配布するとともに、社内にて情報を共有し、消費者への注意喚起の徹底を図った。
2014/7/6	福岡県 北九州市	漏えい火災	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造6階建	17:20	一般消費者等	未使用末端ガス栓の誤 開放	共同住宅において、住民からガス栓が燃えているとの通報があり、販売事業者がガス栓を閉めるよう要請し消火を確認した後に出動したところ、ヒューズガス栓つまみ部分及びゴムホースの一部が損傷していたことを確認した。 原因は、未使用側の末端ガス栓に正規のものではないプラスチック製保護キャップが付いていたことから、未使用側の末端ガス栓を誤開放した際に、保護キャップの隙間からヒューズ機構が作動しない程度の流量でガスが漏えいし、滞留したガスにこんろの火が引火したものである。 (バルブ貯槽 290kg×1基)	ヒューズガス 栓	不明	不明	ENEOSガ ロープエナ ジ(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、一般消費者へガス栓カバー取付の周知徹底を指示した。 ・販売事業者は、気密試験及び漏えい試験を行った後、未使用ガス栓側にゴムキャップ及びガス栓カバーを取り付けた。また、消費者に対し、未使用側末端ガス栓の誤開放を防止するため、ガス栓カバーの取付及び周知の徹底を行うこととした。
2014/7/7	群馬県 群馬村	漏えい火災 軽傷2名	旅館 鉄筋コンクリー ト造1階建	17:22	一般消費者等 販売事業者	容器交換作業ミス	ホテルにおいて、従業員が5kg容器2本を2重こんろ2台各々に接続し使用中、1台のこんろの炎が強くなってきたため容器を交換したところ、取り外した容器付近からガスが漏えいする音がしたため容器バルブを閉めたところ、ガス漏えいの勢いが強くなり、従業員1名と宿泊客1名が火傷を負った。 原因は、取り外した容器のバルブの閉止が不完全な状態で調整器を取り外したため、ガスが漏えいし滞留したガスに隣りのこんろの火が引火したものである。 (質量販売 5kg×10本)	容器バル ブ	不明	不明	(株)安東商 店	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、口頭にて嚴重注意を行い、消費者が法令を遵守するよう指導を行った。また、消費者に対し、法令遵守について、嚴重注意及び指導を行った。 ・販売事業者は、消費者全てに対して、供給設備の確認を行った。また、質量販売を実施している消費者全てに対し、法令遵守を再確認するとともに、充てん事業者と合同で検査研修を実施した。また、今後は質量販売については全てカップリング器具付きを使用することとした。
2014/7/11	埼玉県 草加市	漏えい爆発	共同住宅 鉄骨造3階建	22:35	一般消費者等	消費者の器具の点火ミス	共同住宅において、隣室の住人から爆発が発生したとの通報があり、販売事業者が出動したところ、窓ガラス及び流し台天板が損傷していることを確認した。 原因は、器具メーカーによる検証ではこんろ内部にガス漏れはな立ち消え安全装置も正常で動作したことから、経年によりバーナー一部分が劣化したため点火せず、不着火状態のまま連続操作を行ったため未燃ガスが滞留し、滞留したガスに点火用ライターの火が引火したものである。	家庭用こ んろ	(株)ハーマン	DC-1001 (1995年10月 製造)	堀川産業 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故原因について器具メーカーへ原因調査を依頼するよう指示した。 ・販売事業者は、器具メーカーに対し、事故機の検証を依頼した。また、一般消費者に対し、ガス器具取り扱いミスによる事故防止のため、パンフレット及びバーナープレットを用いて一層の周知活動に努めることとした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/7/14	神奈川県 大磯町	漏えい火災	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造4階建	9:25	販売事業者 設備工事業者	設備工事業者の作業ミス	共同住宅において、設備工事業者が配管改善工 事を行うため電動工具によりパイプチャフト内の供給 管を切断していたところ、火災が発生し、壁の一部と 電気メーター収納ボックスを破壊した。 原因は、5ヶ月前の定期供給設備点検において供 給管からガスの漏えいが確認されたため、供給管 の使用を中止していたが、供給管内部にガスが残っ ていることを確認せずに電動工具で切断したため、 残存していたガスに切断作業の火が引火したものと 推定される。	供給管	不明	不明	大和(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、設備工 事業者が作業するためのマニピュ ルの文書化及び作業の際に責任者 が立ち会うことを指導した。 ・販売事業者は、設備工事業者が 作業するためのマニュアルを文書 化し、作業の際には責任者が立ち 会うこととした。
2014/7/14	埼玉県 朝霞市	漏えい爆発 軽傷1名	共同住宅 木造2階建	19:00	一般消費者等	消費者の器具の点火ミス	共同住宅において、住民がピルトインこんろのグリ ルを使用したところ、ガス警報器が鳴動したた め、グリルの火が消えていることに気づき、グリルを 開けて再点火を行ったところ、爆発が発生し、1名が 火傷を負った。 原因は、器具メーカーによる検証ではグリル本体の 気密性に問題はなかったことから、何らかの要因で火 が消えず燃焼ガスが漏えいし、滞留したガスに再点火 の火が引火したものと推定される。 なお、事故機は立ち消え安全装置の設置が義務化 される以前の製品であった。	ピルトイン こんろ	(株)ハーマン	NGC-60S (1992年1月製 造)	東上ガス (株)	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、事故機 機について器具メーカーへ原因調査 を依頼するよう指示した。 ・販売事業者は、器具メーカーに対 し、事故機の検証を依頼した。ま た、一般消費者に対し、ガス器具の 取り扱いについて繰り返し十分に周 知を行うとともに、建物管理会社及 び一般消費者に対し、事故発生等 の緊急時には直ちに販売事業者へ 連絡するよう依頼した。
2014/7/16	富山県 富山市	漏えい爆発 重傷1名	飲食店 鉄骨造3階建	17:00	一般消費者等	消費者の器具の点火ミス	飲食店において、閉店準備中に従業員が中華用 ロイラーを点火した後、店長が点火状況を確認する と火が消えていたため、中華用ロイラーの器具栓 を一度閉止し数分放置した後、点火用ライターで再 点火しようとしたところ爆発し、店長1名が重傷を 負った。 原因は、従業員が中華用ロイラー点火操作を行っ たが、火が着かなかつたため機器内部にガスが漏 えいし、滞留したガスを排除しないまま再度点火し たことで、点火用ライターの火が引火爆発したものと 推定される。 (バルク貯槽 298kg x 1基)	業務用そ の他(備 用)	タニコー(株)	不明	富山サンリン (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・業務用換気 器あり ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、破砕器 メーカーを特定すること及び破砕器 に事故当時の操作状況等を確認す る事故届を提出するよう指示すると も、消費者に対し、原因が明らか になるまで当該機器を使用しないよ う指導した。また、県協会に対し、同 種事故を防止するため会員への注 意喚起を依頼した。 ・販売事業者は、破砕器メーカーを 特定するともに被害者に事故当 時の操作状況を確認し県に事故届 を提出した。また、当該機器を配管 から切り離し、使用できないよう に、器具メーカーに再点火時の注意事 項を説明した。
2014/7/18	埼玉県 川越市	漏えい爆発・ 火災 軽傷1名	一般住宅 木造2階建	18:15	一般消費者等	消費者の器具の点火ミス (法令違反) 特監法第6条(表示)	一般住宅において、消費者がCF式風呂釜の点火操 作を行っていたところ、爆発が発生し、消費者1名が 火傷を負い、浴室内壁1面が焼損した。 原因は、器具メーカーの検証によると消費者が当該 風呂釜を改造したこと、空焚き防止装置及び立ち 消え安全装置が機能しない状態となり、ハーナーが ガスが常時流出したため、機器内部に滞留したガ スに点火操作時の火が引火したものと推定される。 なお、風呂釜の未使用時は中間ガス栓を閉止し、使 用する際に中間ガス栓を開栓し点火操作を行って いたものと推定される。	風呂バー ナー(CF 式)	(株)世田谷製作 所	TA-205 (2009年7月製 造)	レモンガス (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、事故機 機について器具メーカーへ原因調査 を依頼するともに、事故機の改造 を行った消費者がガス関係資格を 保有しているかを確認するよう指示 した結果、当該消費者は無資格者 であったことが判明した。 ・販売事業者は、漏えい試験を実施 し、異常がないことを確認すること も、器具メーカーに事故機の検証を 依頼した。また、消費者に対し、屋 外給湯器へ交換するよう推奨した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/7/21	千葉県 千葉市	漏えい爆発 軽傷1名	一般住宅 木造1階建	8:30	一般消費者等	消費者の器具の点火ミス	一般住宅において、消費者がOF式瞬間湯沸器の点火作業を繰り返していたところ、機器内で爆発が発生し、消費者1名が火傷を負った。 原因は、器具メーカーによる検証では機器本体に異常はなかったことから、点火不良の状態での点火操作を繰り返したことにより機器内にガスが充填し、滞留した未燃ガスに点火操作時の火が引火したものと推定される。	瞬間湯沸器 (OF式)	(株)ハロマ	PH-81HS (2006年5月製造)	イワタニ関東 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、LPガス事故の連絡を受けたら直ちに通報するよう指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、事故の使用を中止するとともに、漏えい検査を行った。また、事故機について器具メーカーによる検証を行った。
2014/7/23	埼玉県 草加市	漏えい爆発・ 火災 重傷1名 軽傷2名	一般住宅 木造2階建	3:30	販売事業者	設備工事作業者の作業ミス 〈法令違反〉 液石法施行規則第44条 第1号ホ(気密試験の実施)、ラ(1)(LPガスの漏えいを防止するための措置を講ずること)	一般住宅において、爆発が発生し、1名が重傷、2名が軽傷を負い、当該住宅が全壊、その他近隣住宅の窓及び外壁が損傷した。 原因は、事故前に販売事業者が台所のリフォーム工事をしていたが、施工途中であった配管用フレキシブル管の漏えい防止措置が塩化ビニル製のキャップをビニルテープで巻いただけであったため、ガスが漏えいし、滞留したガスに何らかの火が引火したものと推定される。 なお、施工を担当していたが、営業及び販売において、通称は工事を行っておらず、末端処理に必要なプラダ等の資材や工具が不十分な状態で施工していた。	配管	不明	不明	堀川産業 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、被害者及び周辺住民への説明を行い、損傷した住宅等を復旧するとともに、法令違反による事故を社内周知し、社員教育を徹底するよう指導した。 また、他の場所と同じ事象がないか確認するよう指導した。 ・販売事業者は、全41営業所において、法令遵守と確実な設備工事について、事故概要の周知と勉強会の実施や社内立入検査により、保安教育を徹底した。また、同様な事故の再発防止体制を強化した。 ・県協会は、LP協支部長会議にて、県からの注意喚起の通知を配布した。
2014/7/24	千葉県 木更津市	漏えい爆発・ 火災 軽傷1名	一般住宅 木造2階建	15:50	一般消費者等	ねじ込み継手の腐食劣化 〈法令違反〉 液石法施行規則第44条 第1号イ(末端ガス栓と燃焼器の間の管は、腐しやすく、割れ等の欠陥がないこと)	一般住宅において、消費者が風呂釜の点火操作を行ったところ、末端ガス栓と金属フレキシブルホースの接続部から出火し、消費者1名が火傷を負った。 原因は、末端ガス栓と金属フレキシブルホース接続部のねじ込み継手(ニップル)が腐食したため、接続部からガスが漏えいし、滞留したガスに点火操作の火が引火爆発したものと推定される。	ねじ込み 継手	不明	不明	日本瓦斯 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者から情報収集するとともに、消費者へ注意喚起するよう指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、風呂釜使用等の周知文書を再度手渡しし説明した後、屋外式風呂釜に交換した。また、社内従業員に対し、金属(ニップル)が腐食することについて注意喚起等を含む保安教育を実施した。
2014/7/27	新潟県 長岡市	漏えい	飲食店 木造2階建	2:00	販売事業者 充てん事業者	液取出弁の誤開放	飲食店において、従業員からガスが漏れる音及びガス臭がするとの連絡があり、販売事業者及び消防が出動したところ、バルク貯槽プロテクター内の液取出バルブと閉栓プラグの間からガスが漏れ出し、滞留したガスが爆発した。 原因は、当該バルク貯槽の液取出弁に取り付けられていた閉栓プラグが緩んでいたため、何らかの要因で液取出バルブが開いた際、当該プラグの隙間からガスが漏れ出したものと推定される。 (バルク貯槽 290kg×1基)	バルク貯槽	桂精機製作所 (株)	18東20316 (2007年2月製造)	(株)カネコ商 会	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	・販売事業者は、バルク貯槽の液取出バルブ及び閉栓プラグの締め付けを確認した。また、今後、充てん作業を行う際には、液取出バルブ及び閉栓プラグの操作並びに漏えいの有無を確認するとともに、社内での水平展開し、他営業所でも実施するよう指示した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/7/28	千葉県 千葉市	漏えい爆発・ 火災 軽傷1名	飲食店 木造	9:30	一般消費者等	消費者の器具の点火ミス	飲食店において、従業員が業務用こんろの点火作業を行ったところ、爆発が発生し、従業員1名が火傷を負った。 原因は、業務用こんろの種火が点いていると従業員が思い込み器具栓を開いたが、種火が点いておらず点火しなかったため、器具栓を開けたままこんろに置いておいたこと、こんろの中に点火棒を差し込んで点火したところ、滞留していたガスに点火棒の火が引火爆発したものである。	業務用こんろ	不明	不明	(株)ミツウロコ	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、器具の取扱いについての注意喚起をするよう指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、周知の実施、安全装置のない器具を取り扱う際には注意し、点火確認、消火後の元栓を確認するよう依頼した。
2014/7/29	山梨県 富士吉田市	一酸化炭素中毒 〈自殺事故〉 死亡1名	その他(山小屋) 鉄筋コンクリート2階建	15:15	その他(警察にて捜査中。)	屋外式燃焼器具の屋内設置及び排気設備の未設置	山小屋において、従業員1名が入浴していた際に、次に入浴する予定の従業員が浴室から人が倒れるような音を聞き異変に気付いたため、他の従業員とともに浴室に入ったところ、入浴者が浴槽内に頭から浸かっており、その後、一酸化炭素中毒により浴槽内に倒れ、溺死したものと判明した。 原因は、屋外式風呂釜を屋内に設置し、排気設備も施工されていなかったことから、一酸化炭素を含む排気が浴室内に滞留したため、一酸化炭素中毒によるものであった。 なお、販売事業者には浴室の設置について連絡が入っていないかった。 (質量販売 20kg x 4本)	風呂釜(RF式)	(株)ノーリツ	不明	清燃料瓦斯(株)	・ガス警報器なし ・マイコンメーターなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、直ちに山小屋等への供給設備点検及び消費設備調査を行い、質量販売の方針及び燃焼器具の取扱い使用をしないか確認するとともに、他の消費者においても同様の使用形態がないか実地調査するよう指示した。また、山小屋関係者に対し、文書による注意喚起を行った。
2014/8/9	茨城県 八千代町	漏えい爆発・ 火災 軽傷1名	一般住宅 木造2階建	8:06	一般消費者等	消費者の点火ミス	一般住宅において、ビルトインこんろの点火操作を行ったところ、キャベネット内で爆発が発生し、消費者1名が火傷を負い、キャベネット扉の蝶番部が損傷した。 原因は、煮こぼれ等によりビルトインこんろの右バーナーが点火しなかったことから、消費者がこんろ右バーナーの他、グリルの点火操作を繰り返し行ったため、こんろ下部のキャベネット内にガスが漏えいし、滞留したガスにグリル点火操作の火花が引火したものと推定される。	ビルトインこんろ	(株)リンナイ	RS31WA17R-VW (2013年4月製造)	中央石油(株)	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、消費者に対し、漏えい試験を行った結果、ガスの漏えいはなかった。また、メーカーによる調査の結果、ビルトインこんろに関する問題はなかった。
2014/8/16	東京都 新宿区	漏えい爆発 軽傷3名	その他(キッチンカー)	17:30	一般消費者等	消費者の点火ミス	キッチンカーにおいて、従業員が業務用こんろを使用していたところ、爆発が発生し、消費者3名が火傷を負った。 原因は、キッチンカーに防風対策がなかったため、風の影響を受け業務用グリルの種火が消えたことによりガスが漏えいし、滞留したガスに業務用こんろの燃焼炎が引火したものである。 なお、業務用グリルに立消え安全装置が設置されていないかった。 (質量販売 10kg x 3本)	業務用グリドル	(株)マルゼン	MGG-096T (製造年月不明)	フジオックス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・都は、販売事業者に対し、今後の事故対策を検討するよう指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、屋外にて機器を使用する際には防風対策を施すよう引き続き周知の徹底を行うこととした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/8/17	沖縄県 那覇市	漏えい爆発 軽傷1名	飲食店 鉄筋コンクリー ト造2階建	6:00	販売事業者	配管の腐食劣化	飲食店において、店主が業務用レンジを点火しようとしたところ、火が点かなくなったため何度か点火を繰り返すと警報器が鳴動した。器具栓を閉め、屋外にあるガスメーターを確認したところ、異常表示やランプの点灯がなかったため警報器の故障と考え、店内に居る警報器が鳴動中ではあるが、レンジの器具栓を再び開きバーナーを点火しようとしたところ、レンジ下部から火が上ががり、店主1名が火傷を負った。 原因は、終年により配管継手部分が腐食してガスが漏えいし、滞留したガスに点火操作の火が引火したものと推定される。 なお、油汚れが配管接合部に付着したため外観から腐食状況を確認できず、3ヶ月前に警報器等を交換した際に消費設備の調査を実施していたが全てばしになっていた。また、警報器運動遮断機能は、ガス警報器の鳴動から遮断まで時間がかかるため、店主が確認した際には遮断されてはいなかった。	配管	不明	不明	エック石油 (株)	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンSSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、定期消費設備調査が実施のため、立入検査を実施することとした。 ・販売事業者は、消費者に対し、気密試験を行い、漏えい箇所を確認した後、改善措置を施すとともに、警報器鳴動時の処置及び対応方法を周知した。
2014/8/17	広島県 東広島市	漏えい爆発	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造3階建	21:17	不明	不明(床下供給管の埋設部分からの漏えい原因が不明なため)	共同住宅において、住人が台所で調理していたところ、爆発が発生し、天井板等が損傷した。 原因は、ガス漏れ警報器は鳴動しなかったため室内でのガス漏れではないと考えられることから、何らかの要因により床下供給管の埋設部分からガスが漏えいし、滞留したガスにこんろの火が引火したものと推定される。 (バルク貯槽 498kg×1基)	供給管 (埋設部)	不明	不明	広島ガス北 部販売(株)	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンSSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、当該共同住宅内全戸の漏えい検査を実施し、異常のないことを確認するとともに、床下供給管の埋設部分を露出化した。
2014/8/18	石川県 輪島市	漏えい爆発 軽傷1名	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造5階建	11:00	販売事業者	末端ガス栓の経年劣化 <法令違反> 液石法第27条第1項第3号(周知義務) 液石法施行規則第38条(周知の方法)	共同住宅において、住人がBF式風呂釜を点火したところ、爆発が発生し、住民1名が火傷を負った。 原因は、末端ガス栓として開閉程度の耐久性のないねじガス栓が使用されており、ガス栓の設置から10年経っていることから、開閉操作によるすりあわせ部の腐蝕並びに浴室内の高温多湿及び水漏れ等の影響によりガス栓が劣化したため損傷部分からガスが漏えいし、滞留したガスに点火操作の火が引火したものと推定される。 なお、BF式風呂釜は2004年に設置され、ガス栓も2004年1月製造であることから同時に設置されたとして推定され、その当時は耐久性のある現在の防滴型フレキガス栓はなかったことも背景にあると考えられる。	末端ガス 栓	桂精機製作所 (株)	不明 (2004年1月製 造)	輪島日通プロ パン販売所	・ガス警報器なし ・マイコンSSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、消費者への適正な周知の実施を徹底するよう口頭にて指導した。 ・販売事業者は、ガス栓を交換した後、消費設備調査を実施するとともに、当該共同住宅で使用されている同型のガス栓を順次交換した。
2014/8/22	神奈川県 平塚市	漏えい爆発 軽傷1名	その他(弁当 屋) 木造2階建	12:16	一般消費者等	消費者の点火ミス	弁当屋において、従業員が業務用レンジに点火しようとして点火棒を近づけたところ、爆発が発生し、従業員1名が火傷、出入口扉のガラスが損傷した。 原因は、当該レンジの下に設置されているオーブンの器具栓が完全に閉止されていなかったことによりガスが漏えいし、滞留したガスに点火棒の火が引火したものと推定される。	業務用レ ンジ	タニコー(株)	S-TQR-150 (2014年8月製 造)	レモンガス (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/8/25	和歌山県 田辺市	一酸化炭素中 毒 軽症1名	飲食店 鉄骨造1階建	7:30	一般消費者等	換気扇の不適用による排 気の滞留 および、燃焼 器具不具合による一酸化 炭素過多	飲食店において、従業員1名が業務用オーブンの使 用中に倒れ、搬送された病院で一酸化炭素中毒と 診断された。 原因は、当該オーブンの排気口から一酸化炭素が 検出されており、通常はオーブンを2台使用するこ ろを事故当日は3台使用していたことから厨房内 の酸素が不足し不完全燃焼が助長され、夏の暑さ及 び虫の進入を防ぐため室外への開口部を全て閉 め、換気扇を自動で止めたことにより一酸化炭 素を含む排気が厨房内に滞留したものであ る。なお、業務用オーブンは製造から20年経過し劣化し ていた。	業務用 オーブン	(株)ワールド精 機	WG12T (1994年2月製 造)	伊藤忠エネク スホームライ ブ関西(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・権限委譲を受けている田辺市の消 防本部は、消費者に対し、ガス機器 の適正な使用方法を指導した。 ・販売事業者は、厨房内にCO警報 器を設置し業務用オーブンを修理し た。
2014/8/28	鹿児島県 鹿児島市	濡えい火災 軽傷1名	一般住宅 木造1階建	19:18	一般消費者等	未使用本端ガス栓の誤 開放	一般住宅において、消費者がこみんに点火しよう としたところ、火が上がり、消費者1名が火傷を負い、 こみんろ周辺が一部焼損した。 原因は、2口ヒューズガス栓の未使用側を誤って半 開にしたためヒューズ機構が作動せずガスが漏えい し、滞留したガスに点火時の火花が引火したもので ある。	2口ヒュー ズガス栓	マツイ機器工業 (株)	不明 (1988年12月 製造)	イワタニ鹿兒 島(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムあり	・販売事業者は、自記圧力計による 濡えい試験にてガス漏れがないこと を確認するとともに、2口ヒューズガ ス栓及びこみんろ側のコム管を交換 し、未使用側ガス栓にガス栓カバー を取り付けた。また、消費者に対し、 事故の原因及びガス機器等使用時 の注意事項について周知した。
2014/8/29	埼玉県 越谷市	濡えい	共同住宅 木造2階建	9:30	保安機関	保安機関の作業ミス	共同住宅において、隣室の住人からガス臭がする との通報があり、消防及び他の販売事業者が出動し たところ、パイプシャフト内ガスメーターユニオン1次 側からガスが漏えいしていることを確認した。その 後、連絡を受けた販売事業者がガスの漏えい箇所 及び修理状況を確認した。 原因は、約2週間前に当該共同住宅のガスメーター 交換作業を実施した際に、ガスメーターユニオンと 供給管の接続が不完全だったため、接続部からガ スが漏えいしたものと推定される。 なお、交換作業終了時に石鹼水による濡えい検査 を実施していたが、ガスの濡えいは確認されなかつ た。	供給管 (メータ ユニオン)	不明	不明	日本瓦斯 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、事故を 未然防止するため、作業時の施工 チェックリストを作成するとともに、 当該事故の情報を社内及び関連会 社内で共有し、今後同様の事故が 発生しないよう作業手順の見直し等 を行うよう指導した。 ・販売事業者は、事故当日に当該ガ スメーターを交換した作業員の全作 業箇所を見直し、ガスの濡えいがな いことを確認した。また、保安教育 の徹底に努め、社員に対し法令遵 守及び確実な手順を指導・教育する ことにより事故を発生させない体制 作りを図ることとした。
2014/8/29	福島県 喜多野市	濡えい	一般住宅	13:34	他工事業者(水道工 事業者)	水道工事業者の作業ミス	一般住宅において、水道工事業者が敷地内の水道 管を修理する際に、掘削作業を行っていたところ、 誤って埋設供給管を損傷しガスが漏えいした。 原因は、水道工事業者は販売事業者に対して埋設 供給管の設置位置を事前確認せずに掘削作業を 行ったため、重機により誤って埋設供給管を損傷 し、損傷部分からガスが漏えいしたものである。	供給管 (埋設部)	不明	不明	東北アスト スガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、類似事 故発生防止を徹底するよう口頭 にて指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、現 場でガスの濡えい箇所を確認した 後、近隣住民に対し、声かけ及び選 難誘導した上で濡えい箇所のエル ドレンにプラグを交換するととも に、ガス検知器でガスの濡えいがな いことを確認した。また、集団供給 の区域内消費者に対し、事故の再 発防止のため、他工事による事故 防止のチラシを配布することにより 周知を行った。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/9/1	千葉県 旭市	漏えい	一般住宅 木造1階建	11:07	一般消費者等	消費者の作業ミス	一般住宅において、消費者が草刈り作業を行っていたところ、誤って草刈り機で20kg容器1本を損傷し、ガスが漏えいした。 原因は、消費者が草刈り中に足を滑らせたため、近くにあった容器を草刈り機で損傷し、損傷部分からガスが漏えいした。	容器	不明	不明	ちばみどり農業協同組合	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者から情報収集を行うとともに、注意喚起するよう指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、草刈り作業時には安全を確認し作業を行うよう伝えた。
2014/9/2	兵庫県 姫路市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造4階建	14:30	販売事業者	埋設配給管の腐食劣化	共同住宅において、近隣住民から貯水槽付近でガス臭がするとの通報があり、消防及び販売事業者が調査したところ、貯水槽付近に敷設されていた埋設配給管からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、埋設配給管(被覆白管)は敷設されたから45年経っており、経年により埋設配給管が腐食し、腐食部分からガスが漏えいしたものと推定される。	供給管 (埋設部)	不明	不明	高島工業 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故報告書の提出、供給設備の取替及び類似消費者の調査を指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、供給管を埋設から露出に変更した。また、当該共同住宅は前販売事業者から引き継いだもので、他消費先に類似の埋設管がないことを確認した。
2014/9/3	愛媛県 伊予市	漏えい	一般住宅 木造2階建	13:43	販売事業者	埋設配管の腐食劣化	一般住宅において、容器配送員からガスメーターに圧力式微量漏えい警告が出ているとの連絡があり、販売事業者が漏えい箇所を特定しようとしたが特定することができなかったため、漏えいの疑われた埋設配管部を引き直す工事を行ったところ、警告表示が消え、ガスが漏えいしなくなったことを確認した。 原因は、埋設配管(白管)が敷設された時期は不明であるが、埋設配管部を引き直した後において圧力式微量漏えい警告表示が消えたことから、経年により埋設配管が腐食し、腐食部分からガスが漏えいたものと推定される。 なお、監督部及び県が販売事業者への立入検査を行った際、本件が液化石油ガス事故に該当する可能性があると指摘があったため、販売事業者が県に照会したことから当該事故が発覚した。	配管(埋設部)	不明	不明	四国アストム スガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、事故のあった埋設配管を露出配管に引き直した。また、他の配送伝票等により同様の事例がないことを確認するとともに、従業員に対して保安教育を実施し再発防止を図った。
2014/9/3	埼玉県 所沢市	漏えい	その他(空き 地)	14:55	解体工事業者 販売事業者	解体工事業者の作業ミス	解体済み住宅の跡地において、解体工事業者が掘削作業を行っていたところ、重機で埋設配給管継手部分を損傷した。 原因は、解体工事業者が販売事業者に対して埋設配給管の設置位置を事前確認せずに掘削作業を行ったため、重機により誤って埋設配給管を損傷し、損傷部分からガスが漏えいしたものの、損傷部分からガスが漏えいしたものの、重機による掘削作業は解体工事業者に対し、事前にガスメーターを撤去したこと及び地中にガス管が埋設してあることを連絡していた。	供給管 (埋設部)	不明	不明	山二ガス (株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故発生時には速やかに報告するとともに、今後同様の工事がある場合は、事前に工事業者とガス管の埋設状況等についての打合せを徹底するよう口頭にて指導した。 ・販売事業者は、ガス供給地域を定期的に巡回すること及び掘削工事の事前打ち合わせを徹底することにより事故防止に努めることとした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/9/8	石川県 七尾市	漏えい爆発 軽傷4名	一般住宅 木造2階建	7:00	不明(金風フレキシブルホースのナットが緩んだ原因が不明)	フレキガス校と金風フレキシブルホースの接続不良	一般住宅において、消費者がピルトインこんろの下部のキャビネット内で爆発が起こり、消費者1名が火傷を負った。原因は、キャビネット内のフレキガス校とピルトインこんろを接続する金風フレキシブルホースのナットが何らかの要因により緩んでいたため、フレキガスを開放した際、ナット部分からガスが漏えいし、キャビネット内に滞留したガスに点火操作の火が引火したものである。消費者はピルトインこんろ使用後には、当該ガス校を必ず閉め使用時に開けていた。また、2014年11月のピルトインこんろ及び給湯器の設置工事、2014年02月の供給開始時点検 調査にてガスの漏えいはないと、2014年5月及び8月の容器交換時点検においてガスメーターにガス漏えいの表示はなかった。	金風フレキシブルホース	矢崎エナジーシステム(株)	不明 (2011年7月製造)	品川ハイネン(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、金風フレキシブルホースの交換及び配管の改善工事を実施した。
2014/9/9	神奈川県 大和市	漏えい爆発	共同住宅 木造2階建	16:45	販売事業者	販売事業者の点火ミス	共同住宅において、販売事業者が供給開始時点検・調査の際、風呂釜の点火操作を行ったところ爆発が起こり、風呂釜の前面が変形した。原因は、風呂釜熱交換器空焚きによる酸化物がパイロットバーナー炎口部に付着しメインバーナーへの火移りが行われなかったことにより、種火点火から本火に移る際に火が消えたため機器内部にガスが滞留し、滞留したガスに機器点火操作時の火が引火爆発したものと推定される。	風呂釜 (BF式)	リンナイ(株)	RBF-SBN-FX-B1 (2004年8月製造)	日本瓦斯(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・風は、販売事業者に対し、同様の事故が起こらないよう器具メーカーとも連携し対策を立てるとともに、再点火時の時間等について社内教育を行うよう指導した。 ・販売事業者は、器具メーカーに対し、異常常火を起した風呂釜の調査を依頼した。また、後日、新しい風呂釜に交換した。
2014/9/12	長野県 長野市	漏えい	その他(空地)	16:00	一般消費者等	消費者の作業ミス	空地において、土地所有者が草刈り機でPE管立上り部を損傷していたところ、誤って草刈り機でPE管立上り部を損傷しガスが漏えいした。原因は、土地所有者が草刈り機による除草を行った際、PE管立上り部の存在に気付かず誤って草刈り機により損傷したため、損傷部分からガスが漏えいしたものである。	供給管	不明	不明	(株)セリタ	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、PE管立上り部の損傷部分を新品に交換するとともに、完全に地下へ埋設し再発防止を図った。
2014/9/16	大阪府 大阪市	漏えい火災	その他(露店)	13:35	一般消費者等	消費者の容器設置ミス	露店において、消費者が開店準備のため業務用こんろを運んでいたところ、通行人が自転車により容器を引っかけたため業務用こんろに接続していたゴム管が外れ火が上がり、周辺にあったカハバ、パケツ、フルーシート等が焼損した。原因は、容器を固定しておらず、自転車により容器が引っ張られゴム管が外れたためガスが漏えいし、漏えいしたガスに業務用こんろの火が引火したものと推定される。 (質量販売 10kg x 2本)	ゴム管	不明	不明	高田商店	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市は、消費者に対し、露店で使用しているテーブルの脚に容器を固定することにより転倒防止策を講じよう再発防止を指導した。
2014/9/20	神奈川県 川崎市	漏えい爆発 軽傷1名	共同住宅 木造2階建	16:00	一般消費者等	消費者の点火ミス	共同住宅において、消費者がBF式風呂釜の点火操作を繰り返していたところ爆発が起こり、消費者1名が軽傷を負い、風呂釜前面が変形した。原因は、冠水の影響により風呂釜が点火し難い状態となり、その状態で点火操作を繰り返したため、機器内部にガスが滞留し、滞留したガスに機器操作時のスパークが引火爆発したものと推定される。	風呂釜 (BF式)	(株)タイハイ	TH-DPST51B (2008年9月製造)	日本瓦斯(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・風は、販売事業者に対し、類似事故を防止するため冠水の形跡がある風呂釜について、定期消費設備調査時の確認及び消費者への周知を行うよう指導した。 ・販売事業者は、器具メーカーに対し、異常常火を起した風呂釜の調査を依頼するとともに、消費者に対して、屋外式風呂釜へ交換した。また、当該共同住宅において、同型風呂釜が設置されている他部屋の風呂釜についても屋外式に交換することとし、現在オーナー及び同居者と調整中である。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/9/20	茨城県 結城市	漏えい爆発 軽傷1名	一般住宅 木造1階建	18:00	一般消費者等 販売事業者	販売事業者の点検ミス及び消費者の点火ミス	<p>一般住宅において、消費者が風呂釜を一度点火したら火が消えたため再点火したところ、バーナーから火炎が吹き出し、消費者1名が火傷を負った。</p> <p>原因は、事故当日、販売事業者がガスメーターの交換を行ったが、配管内のエア一抜きが不十分であり、点火試験も未実施であったことから、配管内にエアが残存したことにより風呂釜が立ち消えしたため、立ち消え安全装置のない風呂釜用バーナーからガスが漏えいし、滞留したガスに機器点火操作時の火が引火爆発したものの。</p>	風呂バーナー(CF式)	セタガヤ	TA201 (1998年3月製造)	中央石油 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者による漏えい試験の結果、ガスの漏えいはなく、燃焼器等に不具合はなかった。
2014/9/21	山梨県 中央市	漏えい爆発 軽傷1名	その他(祭り会場)	11:30	一般消費者等	消費者の器具の取り間違い	<p>祭り会場において、消費者が祭りの準備を行っていたところ、業務用縮めめ製造機(バーナー2個のうち1個が着火しなかったため機器の下を確認したところ爆発が発生し、消費者1名が火傷を負った。</p> <p>原因は、当該縮めめ製造機にはバーナーが2つついており、1本の容器に調整器と安全装置の無い2口ガス栓を取り付け、2つのバーナーをそれぞれゴム管で接続しようとしたが、1つのバーナーとゴム管を接続しない状態で2つのガス栓を開放したため、バーナーの接続されていないゴム管の先端からガスが漏えいし、1つ目のバーナーの火が引火したものの。</p> <p>なお、通常は販売事業者が選んだ調整器と2口ヒューズガス栓を取り付けていたが、調整器及びヒューズガス栓の調子が悪かったことから、自ら持参した調整器と安全装置の無い2口ガス栓を使用していた。また、販売事業者は、縮めめ製造機の使用を知らなかった。</p> <p>(質量販売 8kg x 3本)</p>	業務用その他(縮めめ製造機)	不明	不明	中巨摩真部 農業協同組合	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、新しい調整器が届き次第、調整器及び高圧ホースを交換し、応急措置からの復旧を実施するよう指示するとともに、他の供給先においても交換期限切れ機器を早急に改善するよう口頭で指示した。また、再発防止策の検討、供給設備の改善計画を速まえた改善報告書を提出するよう口頭で指示し、類似施設での漏えいの有無について緊急に点検するよう指示した。
2014/9/24	大分県 日田市	漏えい	共同住宅 鉄骨造3階建	22:30	販売事業者	調整器の経年による劣化	<p>共同住宅において、通行人からガス臭がすると警察に通報があり、連絡を受けた販売事業者が出勤したところ、親子式差圧調整器の1次側通気孔からガスが漏えいしていることを確認した。</p> <p>原因は、当該調整器は製造から19年経っており、経年により調整器内部が劣化したため、劣化部分からガスが漏えいしているもの。</p>	親子式差圧調整器	(株)桂精機製作所	KAL-20HL (1995年12月製造)	(有)至屋プロ ハンガス	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者は、当該共同住宅の住民に対し、以下を口頭により説明し、応急措置を実施した。 1.事故発生後、調整器からガスが漏えいしているためガス供給を停止しており、応急措置を実施する旨を説明した。 2.応急措置後、応急処置を行いガス使用が可能であり、後日、新しい調整器に交換する旨を説明した。 また、従業員に対し、ミーティングにて交換期限切れ調整器を速やかに交換するよう指示した。 ・県協会は、執行役員会にて、機器の期限管理に関する今後の対応を協議することとした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/9/25	埼玉県 日高市	漏えい爆発 軽傷1名	学校 鉄骨造2階建	12:05	一般消費者等	消費者の点火ミス	学校において、従業員が厨房で業務用中華レンジを使用していたところ爆発が発生し、従業員1名が火傷を負った。 原因は、販売事業者による調査の結果、業務用中華レンジ及び配管からガスの漏えいではなく、また、器具メーカーの調査においても業務用中華レンジに不具合はなかったことから、何らかの要因により業務用中華レンジの埋火が消えガスが漏えいし、滞留したガスに点火操作の火が引火したものと推定される。	業務用中華レンジ	タニコー(株)	CR-120 (2012年9月製造)	日高ガス(株)	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、器具メーカーへ業務用中華レンジを調査依頼するよう指示した。 ・販売事業者は、消費者に対し、業務用LPガス保安ガイドにより周知を行うとともに、点火できない場合には使用を中止し修理するよう依頼した。
2014/9/25	山口県 平生町	漏えい	飲食店 鉄骨造2階建	23:00	水道工事業者	水道工事業者の作業ミス	飲食店において、水道工事業者が給水配管の水漏れ修理の際、厨房内の床面を電動工具で切断したところ、誤って配管を損傷した。 原因は、水道工事業者が販売事業者に対して埋設配管の設置位置を事前確認せずに床面を切断したため、電動工具により誤って配管を損傷し、損傷部分からガスが漏えいしたものである。	配管(埋設部)	不明	不明	イワタニ山陽(株)	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・業務用換気警報器あり ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、消費者との連絡を密にするよう指導した。
2014/9/26	沖縄県 宜野湾市	漏えい爆発 軽傷3名	その他(給食センター) 鉄筋コンクリート造2階建	9:20	一般消費者等 販売事業者	消費者の作業ミス	給食センターにおいて、職員がライターを使用していたところ爆発が起こり、職員3名が火傷を負った。 原因は、埋設配管の立上り部が作業の邪魔になっていたので、約1年前に給食センターの邪魔が立上り部を切断し、切断面をコーキングのようなもので塞いでいたことから、時間の経過とともにコーキングの隙間からガスが漏えいし、滞留したガスにライターでの燃焼炎が引火爆発したものである。	配管	不明	不明	宜野湾ガス(株)	・ガス警報器あり(鳴動不明) ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、消費者への法定検査の期限を超過していたため、改善報告書の提出を要請した。 ・販売事業者は、消費者に対し、ガス警報器を再点検するとともに、消費者との連絡体制の見直しを行った。
2014/9/30	埼玉県 川口市	漏えい爆発	一般住宅 木造1階建	18:00	一般消費者等	消費者の点火ミス	一般住宅において、消費者から爆発が発生したとの連絡があり、販売事業者が出動したところ、BF式風呂釜の外形が変形していることを確認した。 原因は、販売事業者による調査の結果、配管部及び機器からガスの漏えいではなく、何らかの要因により機器使用中に火が消え、その後、消費者が点火操作を繰り返したため機器内部にガスが漏えいし、滞留したガスに点火操作時の火が引火爆発したものと推定される。	風呂釜(BF式)	リンナイ(株)	RFB-101S (2004年11月製造)	堀川産業(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故発生時は速やかに連絡するよう指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、器具の周知徹底を図った。また、器具メーカーに対し、風呂釜の製品調査を依頼し、大家の承諾によりBF式給湯器を設置した。
2014/10/4	青森県 野辺地町	漏えい火災	一般住宅 木造1階建	17:00	その他(スズミ)	スズミによるゴム管の損傷	一般住宅において、消費者が家庭用こんろに火をかけたまま30分以上離れていたところ、小さな音がして火災が発生し、一緒にいた第三者が消火した。その後、消費者が再度着火した際に、家庭用こんろの後部付近に炎が上がったため、連絡を受けた販売事業者が消火し、その後、未端ガス栓から家庭用こんろまでのゴム管の一部と家庭用こんろ後部付近が焼損していることを確認した。 原因は、未端ガス栓と家庭用こんろを接続していたゴム管にスズミの噛んだような跡があったことから、当該損傷部分からガスが漏えいし、滞留したガスにこんろの火が引火したものである。 なお、消費者はガス漏れ警報器のコンセントを抜いており、ガス漏れの検知ができていない状況であった。	ゴム管	(株)十川ゴム	不明	若山燃料(株)	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、消費者に対し、ゴム管へ安全ホースガードを取り付けた。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/10/8	北海道 音更町	漏えい	一般住宅 木造2階建	11:30	不明	容器と単段式調整器の 接続部分の損傷	一般住宅において、消費者からシューという音とガス臭がするとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、容器と単段式調整器の接続部分が上方向からガスを加えたように損傷していることを確認した。原因は、容器と単段式調整器の接続部分が折損した要因を特定することができなため不明である。	単段式調整器	富士工器(株)	RSAS-NS (2011年8月製 造)	帯ガス燃料 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・道は、講習会、立ち検査等の機会 を利用し、事故防止の啓発を行うこ ととした。 ・販売事業者は、折損事故を防止す るため、順次、折損対策用高性能 単段式調整器に切り替えていたが、 当該事故を受けて交換の時期を極 力早めることとした。 ・道LPガス協会は、販売事業者及 び保安機関に対し、講習会等の際 に保安意識の向上及び法遵守につ いて教育を実施することとした。
2014/10/11	京都府 福知山市	漏えい・爆発 重傷1名	その他(集会 所) 木造1階建	17:30	一般消費者等	消費者の取り扱いミス	集会所において、消費者が不要となった容器を廃棄 処分するため、室内に設置されていた容器3本のう ち、まず2本の残ガスを放出した後、残り1本が家庭 用こんろと接続されていたことから、家庭用こんろの 燃焼口を使って残ガスを放出しようとして、こんろの 点火つまみを回したところ、爆発し、消費者1名が重 傷を負った。 原因は、消費者が販売事業者に容器を引き渡さず 直接残ガス処分を行おうとしたこと、室内でガスを放 出したため、ガスが滞留、こんろの点火つまみの操 作により引火したものである。 (質量販売 5kg×1本、8kg×1本、10kg×1本)	家庭用こ んろ	不明	不明	福知山市農 業協同組合 (5kg) 不明(8kg) (有)かま吉 (10kg)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システム なし	・府は、販売事業者に対し、消費者 へ不要となった容器の正しい処分に ついて再度周知するよう指導した。
2014/10/12	東京都 大田区	漏えい・火災	その他(屋台)	18:30	一般消費者等 その他(犬)	消費者の取り扱いミス	屋台において、店主が営業中に犬をのんびいでいた 容器が転倒し火災となり、のれんを破損した。 原因は、転倒防止措置のない予備容器に犬をつな いでいたため、リードが予備容器に引っ掛かった 際に転倒し、転倒の衝撃のため容器・バルブが緩み ガスが漏えいし、滞留したガスに屋台で使用してい た器具の燃焼炎が引火したものである。 なお、店主の観察が、店主に断りなく犬を予備容器 につないでいた。 (質量販売 20kg×2本)	容器・バル ブ	不明	不明	(有)ミネサキ 油店	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システム なし	・都は、販売事業者に対し、容器の 転倒防止処置及び保安について周 知を徹底するよう指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、容 器の転倒防止処置及び保安につい て引き続き周知を徹底していくこと とした。
2014/10/14	静岡県 島田市	漏えい	その他(介護老 人保健施設) 鉄筋コンクリー ト造3階建	19:52	不明(機器作動不良 の責任の所在が不明 なため)	酸化圧力調整弁の作動 不良	介護老人保健施設において、職員から酸化装置の 安全弁からガス噴出の音がするとの連絡があり、消 防及び販売事業者が出動しているところ、酸化装置の 安全弁からガスが噴出していることを確認した。 原因は、酸化圧力調整弁の軸部にドレンが付着し ていたことから、酸化圧力調整弁の動きが阻くなり、 酸化装置内に液が過剰に取り込まれたことにより、 酸化装置気体側の圧力が安全弁設定圧力を超えたた ため、酸化装置の安全弁が作動しガスが噴出したた めと推定される。 (バルブ貯槽 985kg×1基)	酸化装置	矢崎エナジー システム(株)	VP-S100EC	(株)サイサイ	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システム なし	・県は、販売事業者に対し、消費者 へ供給設備の定期メンテナンスの 必要性について改めて説明するよう 指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、 酸化装置の目次点検を毎月行うこと とし、酸化装置の定期メンテナンス (部品毎に器具メーカー推奨の点検 期限)について、消費者との間で新 たに契約締結を行う方向で話を進 めることとなった。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/10/14	神奈川県 川崎市	漏えい	共同住宅 鉄骨造3階建	17:14	販売事業者	理設供給管の高圧劣化	共同住宅において、近隣住民からガス漏れがあると の通報が消防にあり、販売事業者が出勤したと ころ、露出部からガスの漏えいは確認されなかつた ため、理設部及び隠ぺい部からガスが漏えいしてい ると判断した。 原因は、理設供給管及び供給管の隠ぺい部の敷設 時期は平成22年2月であるが、経年による供給管の 腐食またはマイクロセル腐食のためガスが漏えいた ると推定される。 なお、理設供給管は白管であり、販売事業者は露 出化等の対応を行っていたが、当該共同住宅につ いては未実施であった。	供給管 (理設部)	不明	不明	(株)ミトメ	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、理設白 管の交換を引き続き実施するよう指 導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、露 出部の供給管の再検査を実施する とともに、メーカーへ容器を設置し 供給管の引き直し工事を行った。ま た、他の消費者に対し、理設白管の 引き直し工事を順次行うこととした。
2014/10/20	福岡県 行橋市	漏えい・火災	その他店舗(空 き店舗) 鉄筋コンクリ ー ト造5階建	14:10	設備工事業者	設備工事業者の作業ミス	改装中の空き店舗において、設備工事業者が厨房 内の工事を行っていた際、厨房土間から立ち上がり た供給管をアースグラウンダーにて切断したと ころ、切断部から炎が上がった。 原因は、当該店舗には1つの供給設備から当該店 舗を含む複数の消費先へガスを集団供給する供給 管が敷設されているが立上り部でプラグ止めされ ており、別途、店舗に容器を設置して個別供給を行 っていたため、設備工事業者は集団供給する供給 管は既に使用されていないものと勘違いし、個別供 給のみを使用して集団供給をしている供給管をア ースグラウンダーで切断し、漏えいしたガスに切断時 の火花が引火したものの。	供給管	不明	不明	(株) GASGASエ ルギー	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、消費者 と日常からコミュニケーションをと り、事前に工事情報等を把握でき るよう指示するとともに、他工事業者 に対し、事前確認を十分に行うよう 指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、事 業説明を行うとともに、設備工事業 者に対し、事前の確認を十分に行 った上で他販売事業者所有の供給管 が存在した場合には当該販売事業 者に対し立金を求めるよう要請し た。また、社内教育として、社員に 対し配管撤去の際には電動工具 の使用を避けるよう指示した。
2014/10/26	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 木造2階建	12:51	販売事業者	末端ガス栓及び配管の 接続部分の腐食劣化 <法令違反> 液石法第35条の5(基準 適合命令)	共同住宅において、消費者からガスが漏れてきてと の通報を消防が受け、消防、販売事業者及び保安 機関が出勤したところ、浴室内の未使用末端ガス栓 と配管の接続部分が腐食折損していることを確認し た。 原因は、当該共同住宅は12年前に他販売事業者 から現在の販売事業者に切り替わったが、当時か ら浴室内の未使用末端ガス栓は未使用であり、浴室内 水分の影響を受け腐食しやすい設置環境であった ため、末端ガス栓と配管の接続部分が腐食し、ガス が漏れていたものと推定される。 なお、販売事業者は浴室内の未使用末端ガス栓が未使用 であったが、末端ガス栓にプラグ止めをしていな かった。	配管	不明	不明	アポロ販売 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器あり ・集中監視システ ムなし	・市は、販売事業者に対し、事故防 止対策について指示した。 ・販売事業者は、消費者に対し、当 該共同住宅全戸の未使用末端ガス栓を 検査し、当該漏えい箇所同様に浴室 内の未使用末端ガス栓を撤去しプ ラグ止めを行った。また、再発防止 策として末端ガス栓状況及び未使用 末端ガス栓の措置状況を調査する こととした。
2014/10/30	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリ ー ト造5階建	1:51	不明	調整器出口側と供給管 接続部分の接続不良 <法令違反> 液石法施行規則第36条 第1項第1号イ(4)(調整 器調整圧力及び閉塞く 圧力の点検未実施)	共同住宅において、ガス臭がするとの通報が警察 終由で消防にあり、消防、販売事業者及び保安機 関が出勤したところ、自動切替式一体型調整器出 口側と供給管の接続部分からガスが漏えいしてい ることを確認した。 原因は、調整器出口側と供給管接続部分の施工後 の点検、直近の供給開始時点検、調査及び容器交 換時供給設備点検の際にガスの漏えいは確認され ず、事後の調査においても、調整器出口側と供給 管接続部分のバックキンは正常に取り付けられて り、また、異物の混入もなかったことから、何らかの 要因により調整器出口側と供給管の接続部分が緩 んだものと推定される。 なお、供給開始時点検、調査の際に、調整器の調整 圧力及び閉塞く圧力の点検が未実施であった。	供給管	不明	不明	西出興業 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・市は、販売事業者に対し、調整器 出口側と供給管の接続部分におい てバックキンの不良はないか確認す るよう指示するとともに、法定点検 を適切に実施し事故の未然防止対 策を強化するよう口頭指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、調 整器出口側と供給管の接続部分に ついてバックキンの不良はないか調 査し、異常がないことを確認すると ともにバックキンの交換を行い設備を復 旧した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/11/2	千葉県 柏市	漏えい	一般住宅 木造2階建	14:24	その他(買家の大家) その他(買家の大家)	買家の大家の作業ミス	一般住宅において、大家がリフォーム工事のため作業を行っていたところ、サンダーで金属フレキシブルホースを損傷し、ガスが漏えいした。 原因は、大家の不注意によりサンダーの刃が外壁の窓枠で跳ねたため、サンダーの刃により近くにあって金属フレキシブルホースを損傷し、損傷部分からガスが漏えいしたものである。	金属フレキシブルホース	不明	不明	富士産業(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・漏は、販売事業者に対し、注意喚起するよう指導した。 販売事業者は、消費者に対して、電装の取替工事を行った。
2014/11/4	埼玉県 上尾市	漏えい	共同住宅 木造2階建	16:39	その他(異物付着、自然腐食) 販売事業者	共同住宅において、住民からガス臭がするとの連絡を消防が受け、地区の1次運搬者である都市ガス事業者及び販売事業者が出動したところ、検圧プラグからガスが漏えいしていることを確認した。その後、供給設備の埋設供給管(白管)において検査を行ったところ、当該埋設供給管においてガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、検圧プラグについてはメーカーの調査結果によると、検圧プラグ内部のボール表面に異物が付着したため、気密が保持できなかつたと推定される。また、埋設供給管の敷設された時期は不明であるが、経年による埋設供給管の腐食が進行したものと推定される。	検圧プラグ 供給管(埋設部)	光陽産業(株) 不明	GKP-1 (1998年2月製造) 不明	日本瓦斯(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・漏は、販売事業者に対し、漏えい原因調査及び復旧を行うことについて消費者にあたり十分に説明し、2次被害を防止するとともに、再発防止に向け、器具メーカーに検圧プラグの調査依頼をするよう指導した。 販売事業者は、メーカーに対し、検圧プラグの製品調査を依頼するとともに、交換後の検圧プラグにキープを取り付け、塵や埃が内部に堆積しないようにした。また、配送員に対し、配送時のメーカーによる漏えい確認を一層徹底することとした。	
2014/11/6	北海道 札幌市	漏えい 軽傷1名	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造15階建	11:30	不明(ガス取出弁のナットが緩んだ要因が不明)	不明(ガス取出弁のナットが緩んだ要因が不明)	共同住宅において、販売事業者立会の下、設備工事業者がバルク貯槽2基の安全弁及び調整器の交換の際、2基のうち1基の調整器を交換した。その後、残り1基の調整器を交換するためガス取出弁を閉止しようとしたところ、ハンドルの回転が滞り、設備工事業者1名が軽傷を負った。 原因は、何らかの要因によりガス取出弁の安全弁が緩んだ状態となったため、設備工事業者がガス取出弁を閉止する際にハンドルを回転させたところ、ガス取出弁本体からハンドル、スワット、弁体組付け部分の外れ、ガスが漏えいしたものと推定される。 なお、今回の作業は、安全弁の告示点検及び調整器のメーカー期間に伴う交換作業であり、いずれもバルク貯槽を設置後、初めて行う作業であった。 (バルク貯槽 980kg x 2基)	バルク貯槽 ガス取出弁	I.T.O(株)	BT-980TF (2007年4月製造) BINV-15 (2006年8月製造)	札幌ガス(株)	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市は、販売事業者に対し、メーカーにガス取出弁の調査依頼をするよう指導した。また、バルク貯槽に係る機器交換作業手順に弁類の設置状況等の目視確認を追加する等作業手順を見直す等再発防止策を講じるとともに、バルク貯槽に係る技術上の基準である漏えいした液化石油ガスの滞留防止のための措置を講ずるよう口頭指導した。バルク貯槽に係る6ヶ月に1回以上を超えない範囲で行う口頭指導した。 販売事業者は、消費者に対し、バルク貯槽を新規のものに交換し、メーカーにガス取出弁の調査依頼を行った。また、供給先のバルク貯槽のうち211基に対して同一メーカーが製造するガス取出弁が設置されており、ガスの漏えいがないことを確認した。
2014/11/6	佐賀県 佐賀市	漏えい 火災	共同住宅 鉄骨造2階建	16:10	他工事業者(水道工 事業者)	水道工事業者の作業ミス	共同住宅において、水道工事業者が洗面所の給水管を移設するため古い給水管を取り除こうとしたところ、誤って電気ガスラインに引火し、床下及び壁の一部を焼損した。 原因は、水道工事業者が販売事業者に対して供給管の設置位置を事前確認せず、作業を行い、電気ガスラインにより誤って供給管を切断したため、損傷部分からガスが漏えいし、漏えいしたガスに電気ガスラインの火花が引火したものである。	供給管	不明	不明	田島興産(株)	・ガス警報器あり(鳴動不明) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、水道工事業者に対し、工事を行う際には事前連絡を行うよう注意した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策	
2014/11/7	東京都 東大和市	漏えい爆発	共同住宅 木造3階建	20:35	一般消費者等	消費者の点火ミス	共同住宅において、住人から風呂釜点火操作の際に異音等があったので点検・調査して欲しいとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、浴室内に設置しているBF式風呂釜前面パネル下部が損傷していることを確認した。 原因は、販売事業者による調査の結果、メーカーから風呂釜主でガスの漏えいはなかったことから、消費者が風呂釜種火を点火した後、本火に移すうとした際、種火が消えたことにより風呂釜内部にガスが漏えいしたため、滞留したガスに再度点火操作の種火が引火したものの。	風呂釜 (BF式)	リンナイ(株)	RBF-SN11- FU-R-T (2009年2月製 造)	日本瓦斯 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者に対し、メーカーに風呂釜の調査依頼をするよう口頭指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、メーカーガス栓から燃焼器までの漏えい検査を行い、ガスの漏えいがないことを確認した。また、メーカーに風呂釜の調査依頼を行った。	
2014/11/13	神奈川県 相模原市	漏えい爆発 軽傷1名	その他(保育 園) 鉄骨造2階建	9:20	一般消費者等	消費者の点火ミス	保育園において、従業員が業務用オーブンに点火しようとした際に爆発が起ったとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、従業員1名が火傷を負ったことを確認した。 原因は、販売事業者による調査の結果、業務用オーブンからガスの漏えいはなかったことから、従業員が業務用オーブンに点火する際、点火棒をオーブン内に入れる前に器具袋を開けたためガスが漏えいし、滞留したガスに点火棒の火が引火したものの。	業務用 オーブン	不明	不明	(株)ザトー カイ	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、消費者に対し、業務用オーブンの操作手順に確実に従うよう周知した。	
2014/11/18	鳥取県 出雲市	漏えい	一般住宅 木造2階建	9:15	他工事業者(建設工 事業者)	建設工事業者の作業ミス	一般住宅において、建設工事業者が壁の改修工事の際に掘削作業を行っていたところ、重機で埋設供給管を掘削し、ガスが漏えいした。 原因は、建設工事業者が販売事業者にて埋設供給管の設置位置を事前確認せずに掘削を行ったこと、また、当該住宅はオール電化住宅であったことから、建設工事業者はガスの供給管が使用されていないと勘違いし、誤って重機により埋設供給管を損傷し、損傷部分からガスが漏えいしたものの。 (バルク貯槽 980kg×1基)	供給管 (埋設部)	不明	不明	不明	イワタニ山陰 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、バルク貯槽から異同供給している他の供給先について、復旧まで仮設にて対応し、翌日、損傷箇所を修復し供給を再開した。
2014/11/18	大阪府 豊中市	漏えい爆発・ 火災 軽傷1名	事務所 木造2階建	11:50	一般消費者等	接続具とガストープの 誤接続	事務所において、消費者がガストープからのガス漏れ旨に気づき、停止するためのガストープのスイッチを押し込んだところ、爆発が発生し、消費者1名が軽傷を負い、天井、パーテーション、棚出し窓が損傷した。 原因は、ガストープのスリムプラグに迅速継手付強化ガスホースではなく、クチコム付きホースを接続したことにより、接触不良となったため、接続不良部分からガスが漏えいし、滞留したガスにガストープ停止操作のスパークが引火したものと推定される。	クチコム 付きホース	不明	不明	不明	(株)青木商 店	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、消費者に対し、機器等の取り替えを実施し、基準通りガストープのスリムプラグに迅速継手付強化ガスホースを設置した。
2014/11/19	鳥取県 境港市	漏えい爆発 軽傷1名	その他店舗 鉄骨造1階建	8:20	一般消費者等	消費者の点火ミス	その他店舗において、2名の従業員が業務用焼き芋器に点火しようとしたところ、爆発が発生し、従業員1名が火傷を負った。 原因は、業務用焼き芋器の器具栓を開けた後、1名の従業員が点火用ライターを取りに機器から10秒程度離れていたことから、器具栓を開けたまま放置したため機器内部にガスが充満し、滞留したガスに点火用ライターを受け取った従業員が点火操作の火が引火したものと推定される。	業務用そ の他(焼き 芋器)	不明	不明	不明	足立燃料 (有)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、消費者が器具を取り扱う際には注意するよう口頭指導した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/11/20	山口県 長門市	漏えい爆発 軽傷1名	その他(養護老 人ホーム) 鉄筋コンクリー ト造1階建	16:30	販売事業者 設備工事業者	設備工事業者の作業ミス	養護老人ホームにおいて、設備工事業者がガス吸 収冷温水機取換工事の際に溶接作業を行った ところ爆発し、設備工事業者1名が火傷を負った 原因は、中間バルブが閉止している設備工事業 者が思い込み元バルブを開放したことにより、開放 状態であった中間バルブを経て下流側の機器未接 続配管からガスが漏えいし、滞留したガスに溶接作 業バーナーの火が引火したものである。	配管	不明	不明	(有)長門プロ パン	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器あり ・集中監視システ ムなし	県は、販売事業者及び設備工事業 者に対し、作業計画の作成並びに 作業手順の確認を徹底するよう指 導した。 販売事業者は、他供給先において 同様の施工を行っている箇所はな いかを再調査するとともに、従業員 への社内教育の徹底を行った。
2014/11/21	愛知県 豊田市	漏えい爆発 軽傷4名	飲食店 鉄筋コンクリー ト造2階建	16:00	一般消費者等	消費者の点火ミス	飲食店において、店主が業務用中華レンジの通水 を点火しようとして種火器具栓を開きライターを使用した ところ、爆発が発生し、店主が火傷を負った。 原因は、機器右側にいる外側バーナー器具栓が開 放状態となっていたことから、当日、前回営業(11 時から14時30分まで)後に器具栓を閉止しなかつ たこと、あるいは、他の作業中に器具栓を閉 放状態にしたことにより当該バーナーからガスが漏 れたものと推定される。 なお、点火時にガス漏れ警報器が鳴動していたが、 警報器運動遮断の前に警報器のコンセンタを抜き 鳴動を止め、真い等がなかつたためガスの漏えいは ないと店主は判断し、点火操作を行っていた。	業務用中 華レンジ	名宝厨房(株)	不明	(有)吉田商 会	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	県は、販売事業者に対し、顧客全 員を対象に消費設備の使用上の注 意事項、ガス漏れ等の緊急時対応 について周知徹底を図るよう指導し た。また、今回の事故で調整器の期 限切れが判明したため、直ちに交 換するよう指示したところ、既に交 換済みとの報告を受けたとともに、 他供給先において調整器の交換漏 れがないかを確認するよう指導し た。 販売事業者は、消費者に対し、器 具使用上の注意、緊急時対応につ いて依頼した。
2014/11/23	埼玉県 入間市	漏えい	飲食店 木造2階建	19:17	一般消費者等	燃焼器具の経年劣化	飲食店において、通行人からガス漏れ警報器が鳴 動しているとの連絡を消防が受け、販売事業者が 出動したところ、業務用めんゆで器バーナーの前管 部分からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、業務用めんゆで器は使用開始から約30年 経過しており、経年による前管部分が腐食したため ガスが漏えいたものである。 なお、店主が前管部分の腐食を防止しようとしてニ ールテープを巻いていたが、気付かない間に腐食を進 行させたことも関係している。	業務用めん ゆで器	幸栄工業	GD-2 (1985年12月 製造)	多摩液化ガ ス(株)	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	県は、販売事業者に対し、腐食の 恐れのある業務用機器を使用して いる消費者が他にいないか確認す るよう口頭指導した。 販売事業者は、機器メーカーに対 し、機器バーナー前管部分の交換 修理を依頼した。
2014/11/26	北海道 札幌市	漏えい爆発・ 火災 軽傷1名	一般住宅 木造1階建	0:40	一般消費者等	未使用末端ガス栓の誤 開放	一般住宅において、消費者がライターで火を着けた ところ、爆発が発生し、消費者1名が火傷を負い、室 内内蔵品の一部が焼損した。 原因は、販売事業者による調査の結果、2口ヒュー ズガス栓のヒューズ機構は正常に機能しており、未 使用側のヒューズガス栓に接続されたゴム管の先 端がテープにより塞がれていたことから、未使用側 のヒューズガス栓を誤開放した際に、テープの隙間 からヒューズ機構が作動しない程度の流量でガスが 漏えいし、滞留したガスにライターの火が引火したも のである。 なお、爆発前にガス漏れ警報器が鳴動したが、消費 者はガス臭を感じなかったため、警報器の電気回路 に不具合が生じたと考え、警報器のコンセンタを外し ていた。また、未使用側のヒューズガス栓には炊飯 器が接続されていたが、現在は取り外されており、 消費者は新しい炊飯器を接続しようとしていた。	ゴム管	(株)タケチ	不明 (2014年製造)	(株)いちたか ガスワン	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器あり ・集中監視システ ムなし	市は、販売事業者に対し、現場調 査、事故原因及び調査結果に応じて 監督部へ報告するよう指導した。 販売事業者は、事故発生箇所が 特定消費設備であったため監督部 へ報告するとともに、消費者に対 し、協議の上、ガスの供給を停止し 容器を搬去したため、今後の供給に ついては再度、協議を行うこととし た。また、全消費者に対し、周知等 の機会を捉え、ガス漏れ警報器購 入の際には販売事業者へ連絡する こと及びヒューズガス栓の機能につ いての説明を強化するとともに、高 齢の消費者向けに周知文書を作成 した上で燃焼器具等の取り扱いに ついて注意喚起を強化することとし た。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/12/2	東京都 府中市	漏えい・爆発	共同住宅 鉄骨造2階建	18:30	不明(原因調査中)	不明(瞬間湯沸器内部に ガスが漏えいした原因が 不明)	共同住宅において、住人がシャワー使用の操作を 行ったところ、爆発が発生し、RF式瞬間湯沸器前面 パネル及びパイプジャケットの一部が損傷した。 原因は、販売事業者による調査の結果、配管から ガスの漏えいではなく、何らかの要因により機器内部 にガスが漏えいし、滞留したガスに機器の燃焼炎が 引火したものと推定される。	瞬間湯沸 器(RF式)	パーパス(株)	TP-SQ162C (TP- SQ162R-1) (2004年11月製 造)	全国農業協 同組合連合 会	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムあり	・販売事業者に対し、メーカー に瞬間湯沸器を調査依頼するととも に、住人に当該共同住宅内にある 全ての給湯器を点検し、全世帯の 住人に事故が発生したこと及び給 湯器にガス臭並びに小さな爆発等 があった場合の対応等の連絡先につ いて周知徹底するよう口頭指導し た。 ・販売事業者は、メーカーに対し、瞬 間湯沸器の調査を依頼した。また、 当該共同住宅内にある全ての給湯 器の点検を行い、全世帯の住人に 事故が発生したこと及び給湯器に ガス臭並びに小さな爆発等があっ た場合の対応等の連絡先について 周知徹底した。
2014/12/3	京都府 京都市	漏えい・爆発 軽傷1名	飲食店 鉄骨造1階建	9:00	一般消費者等	消費者の点火ミス	飲食店において、点火用ライターで業務用オープン の点火をしようとしたが、なかなか点火せず、再度 点火用ライター近づけたところ、異常燃焼が発生 し、従業員1名が火傷を負った。 原因は、従業員がオープン器具を開放した後、点 火用ライターによる点火に時間がかかったことによ り、機器内部にガスが漏えいし、滞留したガスに点 火用ライターの火が引火したものと推定される。	業務用オ ープン	不明	不明	(株)リキッド ガス	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器あり ・集中監視システ ムなし	・販売事業者に対し、消費者 へガス器具の正しい使用について 再度周知するよう指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、ガ スが漏えいしていないことを確認し、 事故発生時の聞き取り調査及びガ ス器具の正しい使用の啓発を行っ た。
2014/12/6	兵庫県 姫路市	漏えい・爆発 軽傷1名	飲食店 鉄骨造2階建	20:00	一般消費者等	消費者の点火ミス	飲食店において、客が業務用鉄板焼き機を誤って 消火したため再点火しようとしたところ、爆発が発生 し、客1名が火傷を負った。 原因は、当該飲食店には、鉄板焼き機の炎の調整 は店員に申し付けて欲しい旨の注意書きがあった が、客が注意書きを無視し、鉄板焼き機の器具栓を 誤って閉め付けた後、再度点火操作を行ったた め、再点火までの間にガスが漏えいし、滞留したガ スに再点火操作の火が引火したものと推定される。 (バルク貯槽 980kg×1基)	業務用そ の他(鉄 板焼き機)	山岡金鳳工業 (株)	SA-205 (1998年12月 製造)	(株)ダイヤ	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムあり	・販売事業者に対し、機器 メーカーに鉄板焼き機の事故につ いて報告するとともに、消費者に注 意事項を周知徹底するよう指導し た。 ・販売事業者は、消費者に対し、客 に器具操作の禁止等の徹底を依頼 した。
2014/12/7	岩手県 花巻市	漏えい	一般住宅 木造2階建	21:40	雪害	落雪による調整器の損傷	一般住宅において、隣人から落雪により自動切替 式調整器が損傷したとの連絡を消費者が受け、販 売事業者が出動したところ、自動切替式調整器の 接合部が損傷し、ガスが漏えいしていることを確認 した。 原因は、屋根の直下に容器を設置していたことによ り、屋根からの落雪が調整器を直撃した際に調整 器の接合部が損傷したため、損傷部分からガスが 漏えいしたものである。	自動切替 式調整器	柱精機製作所 (株)	CAL (2010年11月 製造)	岩倉商店	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・販売事業者に対し、類似事 故の発生が危惧されることから、他 の供給先についても安全確認を实 施するよう口頭指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、落 雪等の被害を受けにくい場所へ容 器を移設した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/12/8	山形県 鶴岡市	漏えい爆発	その他(店舗兼 住宅) 木造2階建	10:00	一般消費者等 販売事業者 保安機関	容器バルブの閉め忘れ <法令違反> 液体法第16条の2(基準 適合命令) 液体法施行規則第18条 第1号イ(充てん容器等に は、当該容器を置く位置 から2メートル以内にある 火気をさえぎる措置を講 じること)	店舗兼住宅において、消費者が設置されていた容 器2本のうち1本を取り外し、トーチバーナーを接続し て使用した。容器取り外しから1時間後、爆発が発 生し、窓ガラス及び扉が損傷した。 原因は、容器2本は当該住宅部分の 液体法第16条の2(基準適合命令) に適合していたが、消費者が容器1本を取り外した際、残さ れた容器のバルブを閉め忘れたことにより、自動切 替調整器を通じて容器未接続側からガスが漏えい し、滞留したガスにコンプレッサーもしくは室外機の 火花が引火したものと推定される。 なお、容器から室外機までの距離は1.7m、 容器から窓枠までの距離は1.4mであり、火気との 距離が2m未満であったため漏えいしたガスに引火 しやすい状況であった。	容器バル ブ	不明	不明	(株)本間商 店	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・風は、消費者に対し、現場調査及 び聞き取りを実施し、注意喚起を行 うとともに、販売事業者に対し、事故 の概要及び消費者への販売につい て聞き取りを実施し、容器と火気と の距離を2m以上確保するよう口頭指導 した。 ・販売事業者は、消費者に対し、供 給設備の変更工事を実施し、火気 から2m以上離れた位置に容器を設 置した。
2014/12/10	香川県 坂出市	漏えい爆発	その他(店舗兼 住宅) 木造2階建	19:00	不明(現在調査中)	不明(漏えい箇所及び原 因について、現在調査 中)	店舗兼住宅において、入浴のため消費者がガス トープに点火し、浴槽の温度を確認するためガスト ープを消火した。しばらくして、再度ガストープに 点火しようとして点火スイッチを押したところ、爆発が発 生し、カーテン、机、畳、トイレのドア、便器の蓋、長 靴、テイクボックス等の一部が焼損した。 原因は、当該ガストープはガスコードにより2口 ヒューズガス栓と接続されていたが、何らかの要因 によりガストープ周辺にガスが漏えいし、滞留した ガスにガストープ再点火の火が引火したものと推 定される。ガスが漏えいした原因については、現在 調査中。	ガストー プ	リンナイ(株)	不明 (2010年10月 製造)	四国岩谷産 業(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムあり	販売事業者は、消費者に対し、2口 ヒューズガス栓及び配管からガスの 漏えいがないことを確認するととも に、NITEに対し、ガストープの調 査を依頼した。
2014/12/11	三重県 いなべ市	漏えい爆発 軽傷2名	事務所 木造1階建	10:10	不明(消防警察にて調 査中)	不明(消防警察にて調 査中)	事務所において、消費者から目が痛むのでガスト ープヒーターを見て欲しいとの連絡があり、販売事業 者が出動したところ、消費者がガストープヒーターの 掃除を希望したため、総販売元へガストープアンヒー ターを修理に出した。修理結果によると、ガストープ ヒーターの分解掃除を行い、一酸化炭素の発生が ないとの報告を受けたことから、分解掃除したガス ファンヒーターを事務所所に持ち込み、設置及び点火 確認を行った。1週間後再度連絡があり、以前と同 様の症状があるとの連絡を受け、販売事業者が新 しいファンヒーターの購入を勧めたため訪問したこ ろ、消費者がガストープアンヒーターに点火した際、爆発 が起これ、消費者1名、販売事業者1名が軽傷を負っ た。 原因は、現在、消防及び警察にて確認中。 (質量販売 50kg x 3本)	不明	不明	不明	中部産商 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	県は、販売事業者に対し、原因の 調査及び再発防止について指導し た。 販売事業者は、消防に連絡し、容 器バルブを閉止するとともに、事故 後に現場立会い及び状況確認を行っ た。
2014/12/12	埼玉県 所沢市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造3階建	10:39	他工事業者(水道工 事業者) 販売事業者	水道工事業者の作業ミス	共同住宅において、水道工事業者が敷地内水道配 管工事の際に容器収納庫前を掘削したところ、誤つ て埋設供給管継手部を損傷しガスが漏えいした。 原因は、水道工事業者が販売事業者が埋設供給管 の設置位置を確認せず掘削を行ったため、誤つ て埋設供給管継手部を損傷し、損傷部分からガス が漏えいしたものである。	供給管 (埋設部)	不明	不明	富士産業 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	県は、販売事業者に対し、掘削工 事がある場合は、建物管理会社及 び他工事業者等と供給管の埋設状 況等について事前打合せを徹底す るよう口頭指導した。 販売事業者は、共同住宅の建物 管理会社及び大家等に対し、敷地 内の工事を行う際に販売事業者へ 事前連絡するよう周知を徹底し、い くとも、容器収納庫周辺での工 事を実施する他工事業者に対し、 販売事業者に事前連絡するよう案 内を掲示することとした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/12/12	佐賀県 大町町	漏えい	事務所 鉄骨造	13:16	配送センター 保安機関	名義記送員の作業ミス	事務所において、消費者からガスが使えないとの連絡があり、販売事業者が出動したところ、容器と高圧ホースの接続部分からガスが漏えいし、10kg容器2本が空となったことを確認した。 原因は、容器交換時の供給設備点検が正しく行われなかったため、定期的な容器を交換する際、高圧ホースの先端のキキョウが少く、すずく磨耗し外れたことにより、その状態で容器と高圧ホースを接続したため、接続部からガスが漏えいしたものと推定される。	高圧ホース	富士工器(株)	LSH6-H (2010年7月製造)	(株)エネサン ス九州	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、情報収集、事故届の提出及び再発防止策を取らねばならない旨を指導するとともに、社内全体でガス漏えい等の事故再発防止対策を徹底するよう口頭指導した。 ・販売事業者は、県に対し、事故届及び再発防止策を提出した。
2014/12/17	奈良県 天理市	漏えい・火災	一般住宅 木造2階建	16:30	他工事業者(リフォーム工事業者)	リフォーム工事業者の作業ミス	一般住宅において、リフォーム工事業者の作業員がリフォーム工事の際、閉止中の供給管立上り部をテイスクグラインダーで切断しようとしたところ、火災が発生し、近くにあったエアコン室外機のカバーの一部を焼損した。 原因は、リフォーム工事の監督者と作業員の間でガス供給管について情報共有がなされておらず、作業員が切断する供給管をガスの供給管であると認識しないまま、テイスクグラインダーでガス供給管を切断したため、漏えいしたガスが引火したものである。 なお、当該一般住宅はオール電化住宅であり、ガスメーター等の供給設備は撤去されているが、埋設供給管及び立上り部は残存しており、立上り部の先端はプラグ止めされていた。また、作業員はエクスティア工事を専門としており、LPガスや配管についての知識・認識が乏しかった。	供給管	不明	不明	(株)加藤商会	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、ガスを閉止する際に供給先に供給管等が残存する場合は、住民への説明を徹底するよう指導するとともに、リフォーム工事業者に対し、配管等の情報について監督者及び作業員の情報共有を徹底するよう指導した。 ・販売事業者は、事故発生現場がある団地内のオール電化となった元顧客先に対して、事故後に供給管等を確認し、供給管等にガス管注意のテープを貼付しガス管であることがわかるように措置した。
2014/12/18	宮城県 仙台市	漏えい	一般住宅 木造2階建	8:00	その他	ガス接続口と鋼管の接続部(ねじ込み接続)の緩み	一般住宅において、消費者がビルトインコンロに点火した際に炎が出たとの連絡を受け、販売事業者が出動し、コンロから50～60cm程度の炎が出たことを確認した。 原因は、メーカーによる調査の結果、ガス接続口と鋼管の接続部(ねじ込み接続部)が緩んでいたことが判明したことから、何らかの要因によりガス接続口と鋼管の接続部が緩みガスが漏えいしたと推定される。	ビルトイン コンロ	(輸入者) (株)トリーキー チンスタイル (製造者) ALPES INOX社	AI-P5058SG (2003年9月製造)	カメイ(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市は、販売事業者及び輸入業者に、対し、聞き取りを実施するとともに、コンロからガスが漏えいした原因等の調査を行うよう指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、コンロ使用時の注意喚起及びガス漏れ警報器の設置を依頼するとともに、輸入業者に対し、コンロからガスが漏えいした原因等の調査を行うよう依頼した。漏えい原因の調査結果を受け、同社が液化石油ガスを販売している一般消費者に、同機種の家庭用4口コンロの使用有無について調査している。調査の結果、同機種を使用している一般消費者は無かった。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/12/18	青森県 弘前市	漏えい火災	その他(ホテル) 鉄筋コンクリー ト造1階建	11:15	雪害	積雪荷重による配管の損 傷	ホテルにおいて、消費者がガスエアコンの電源を入 れたところ、火災が発生し、エアコン室外機1台が焼 損した。 原因は、ガスエアコン室外機が階屋根の上に設置 されており、積雪荷重により室外機と配管接合部が 損傷したため、漏えいしたガスが雪と配管の隙間に 沿って室外機側に流れ込み、機器内部に充填した ガスにエアコン点火操作時の火が引火したものと 推定される。	配管	不明	SGP-15A (2002年製造)	(株)弘前燃 料	・ガス警報器なし ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・漏えい火災は、販売事業者に対し、事故状 況を随時取り止めに原因を早期解 明するよう指導した。 ・販売事業者は、当該消費先につい ては再発防止のためのガスエアコンに 係る設備を撤去した。また、当該販 売事業者の他の事業所等で同様の 設備状況にある物件がないか調査 を行い、該当するものがないことを 確認した。
2014/12/18	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造3階建	18:46	一般消費者等	未使用末端ガス栓の誤 開放	共同住宅において、当該共同住宅の303号室の住 民から205号室からガス臭がしガス漏れ警報器が鳴 動しているとの連絡を受け、販売事業者が出動した ところ、205号室の末端ガス栓が開放された状態と なっており、ガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、未使用末端ガス栓にはガス栓キャップが装 着されていたことから、未使用末端ガス栓を誤って 開放した際にガス栓キャップの隙間からヒューズ機 構が作動しない程度の流量でガスが漏えいしたもの と推定される。 (バルク貯槽 298kg×1基)	1口ヒュー ズガス栓	矢崎総業北海道 販売(株)	Y015AZU-12P (1998年7月製 造)	北ガスジ ェ ックス(株)	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・市は、販売事業者に対し、事故の 再発防止対策を検討することを指 導した。また、当該漏えい事故の消 費者に未使用末端ガス栓の使用等 を確実に周知することにも、未使用 末端ガス栓の誤開放対策として、消 費者への周知を強化するよう口頭 指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、漏 えい箇所への漏えい試験を実施し 、未使用末端ガス栓にガス栓カ パー及び新品ガス栓用キャップを取 り付けた。また、当該共同住宅の消 費者に対し、ガス栓の誤開放防止 対策を周知喚起し、未使用末端ガ ス栓にガス栓カバー及びガス栓用 キャップを取り付けることにも、今後 未端ガス栓にガス栓カバー及びガ ス栓用キャップを取り付けることとし た。
2014/12/23	岡山県 新見市	漏えい火災 軽傷1名	一般住宅 木造1階建	7:57	一般消費者等 販売事業者	調整器と容器の接続不 良、又は、調整器の作動 不良 <法令違反> 液石法第14条(書面の交 付) 液石法施行規則第13条 (書面の記載事項) 液石法第16条第2項(基 準適合義務等) 液石法施行規則第16条 (販売の方法の基準) 液石法第27条第1項第2 号(消費設備の調査) 液石法第27条第1項第3 号(一般消費者等に対 し、液化石油ガスによる 災害の発生防止に関 し必要な事項を周知せ る) 液石法施行規則第27条 (周知の内容)	一般住宅において、消費者がもちろみ来蒸すために 鋳物こまろを点火した際、こまろの火が調整器か ら容器へ広がったため、消費者が近く、川へ調整 器及び容器を投げ込んだ際、消費者が火傷を負 い、納屋外壁の一部が焼損した。 原因は、消費者自らが調整器を容器へ接続してお り、その際容器の接続が不十分であったため、接続 部分からガスが漏えいし、また、こまろの点火操作 を数回行ったことによりこまろからガスが漏えい し、滞留したガスにこまろの点火の火が引火し燃え 広がったものと推定される。 なお、販売事業者が消費者に容器と蒸すする際 には、調整器と容器等の接続及び燃焼器具の燃焼テス トを実施しようとしたが消費者から拒否されたため、 販売事業者が実施しないまま蒸す器を買った。 (質量販売 8kg×1本)	単段式調 整器	不明	不明	伊丹産業 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・販売事業者は、質量販売を実施す る際の事業所責任者による承認権 限ルールを作成するとともに、当該 従業者の再教育を行った。また、全 社を含めた質量販売社内基準の再 徹底を週報により周知した。全事業 所の責任者に対し、質量販売に関 する法令遵守、社内基準の徹底に 関する講習を実施することとし、定 期的に行う内部監査において質量 販売状況の重点的な確認を行うこと とした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/12/26	北海道 二七二町	漏えい爆発・ 火災	飲食店 鉄骨造1階建	9:45	一般消費者等	器具枝の誤開放	飲食店において、送配管送員から送配管交換作業の際に店内から爆発音を聞いたとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、業務用ロースター4台のうち1台は本体、残り3台は排煙ダクト部が損傷するともに、近くに設置されていた配管のネジ部分に亀裂が入り、ガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、4台のうち1台のロースターの器具枝が何らかの要因により半開となっていたためガスが漏えいし、漏えいしたガスが排煙ダクト内に流れ込み、滞留したガスに何らかの着火源がダクト内で引火したものと推定される。また、爆発の際に発生した爆風の影響を受け、ダクトが損傷し、飛散したダクトの部品により配管のネジ部分が損傷したため、損傷部分からさらにガスが漏えいしたものと推定される。 なお、ロースターには立消え安全装置が付いていたが、スイッチにより安全機能を止めることができる仕様であり、事故当日は安全装置のスイッチが切られていた。	業務用ロースター	シンボ(株)	SK-2 (1994年9月製 造)	北日本燃料 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、原因の調査、ガス漏えいの防止措置、配管及び消費設備の復旧するともに、消費者に対し、今後の事故防止策として安全装置のスイッチを切らないことを含む機器を取り扱う際の全般的な注意を行うよう依頼した。また、消費者と相談の上、屋内にガスの元バルブを設置することとした。
2014/12/27	神奈川県 藤沢市	漏えい爆発	共同住宅 木造	14:40	一般消費者等	消費者の点火ミス	共同住宅において、販売事業者が自社内の法定調査をした際に、BF式風呂釜の両側面に損傷があることを確認した。 原因は、販売事業者による調査の結果、メーカーガス栓から風呂釜までガスの漏えいはなく、何らかの要因により風呂釜の種火が着かない状態となり、消費者が点火操作を繰り返したため機器内部にガスが漏えいし、滞留したガスに点火操作時の火が引火したものと推定される。	風呂釜 (BF式)	(株)ノーリツ	CUQ-5A (2010年4月製 造)	日本瓦斯 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、器具メーカーに対し、風呂釜の調査を依頼した。また、後日、新しい風呂釜に交換した。
2014/12/27	栃木県 芳賀町	漏えい火災	一般住宅 木造1階建	20:30	一般消費者等	2口ヒューズガス栓とガス 栓用プラグの接続不良	一般住宅において、消費者が家庭用こんろを使用していたところ、2口ヒューズガス栓の一方に取り付けられたガス栓用プラグ付近から火が上がり、ガス栓用プラグが焼損し、換気扇のひも及び食器棚のカーテンが落解した。 原因は、ホースエンド型である2口ヒューズガス栓の一方にはゴム管を介して家庭用こんろ、他方にはガス栓用プラグを取り付けガスコードを介してガスファンヒーターを接続しており、消費者の証言によると、ガス栓用プラグが取り付けられていた側の2口ヒューズガス栓において赤い線が見えていたとのことから、何らかの要因により2口ヒューズガス栓とガス栓用プラグの接続が緩んだことにより隙間から引火したものと推定される。 なお、販売事業者は当月初めから当該一般住宅への供給を開始しており、供給開始時点検 調査において日記圧力計による漏えい試験を行い、圧力変動が無かったことを確認している。	ガス栓用 プラグ	日東工器(株)	CM型 (製造年月不明)	中央セントラルガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、警察、消防、消費者とともに現場検証を行うとともに、県へ事故報告を行い、2口ヒューズガス栓をホースエンド型ノコンセント型ペアのガス栓に交換し、ガス栓用プラグが不要なよう措置するとともに、ガスファンヒーターのガスコードも新品と交換し、室内にガス漏れ警報器を設置した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2014/12/30	長野県 白馬村	漏えい火災 <5級事故> 重傷3名	一般住宅 木造2階建	11:03	除雪業者	除雪作業ミス	<p>一般住宅において、除雪業者が除雪作業を行った際に、重機でバルク貯槽を損傷したため、ガスが漏えいし、火災となり、消費者1名及び除雪業者2名が重傷を負い、家屋等が焼損した。</p> <p>原因は、積雪によりバルク貯槽の存在に気付かず、重機で踏ってプロテクター内の安全弁及び液受弁を損傷したためガスが漏えいし、消費者宅の玄関につながらる廊下で使用されていたストーブの火が漏えいしたガスに引火したものと推定される。</p> <p>なお、除雪業者は通路から玄関までの除雪を依頼されていたが、その奥にあるバルク貯槽付近の除雪を行っていた。</p> <p>(バルク貯槽 298kg×1基)</p>	バルク貯槽	富士工器(株)	16東65358 (2004年9月製 造)	サンリン(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス警報器なし</li> <li>・マイコンSあり</li> <li>・ヒューズガス栓あり</li> <li>・CO警報器なし</li> <li>・真中監視システムあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風は、販売事業者に対し、積雪期における防災体制の強化等を周知するよう指導した。</li> </ul>

## V. 液化石油ガス事故調査報告

## 富士山本八合目の山小屋における一酸化炭素中毒事故について

### 1. 調査内容

#### 1. 1 調査目的

富士山本八合目の山小屋において発生した一酸化炭素中毒事故を受け、事故発生原因及び背景要因を把握するため、関係者への聞き取り調査を実施するとともに、現地にて事故発生現場の調査を実施する。

#### 1. 2 事故概要

##### (1) 発生日及び発生場所

- ・平成26年7月29日 15:15頃
- ・富士山本八合目（標高3,400m） 富士山ホテル（山小屋）

##### (2) 建物用途、構造

- ・山小屋、鉄筋コンクリート造2階建て

##### (3) 事故概要

富士山本八合目にある山小屋の従業員用風呂場で、従業員1名が死亡する事故が発生した。

原因は、風呂場内に設置されていた風呂釜の不完全燃焼により一酸化炭素中毒となり、浴槽に倒れて溺死したものと推定されるが、現在詳細調査中。

##### (4) 事故発生時の様子

- ①15:00頃から被害者が浴室を利用し始めた。
- ②15:15頃に次に入浴する予定の従業員が大きな物音を聞いたため、他の従業員とともに浴室に入ったところ、被害者が浴室内で倒れており、顔面が浴槽に浸かっているのを発見した。
- ③その後、司法解剖の結果、一酸化炭素中毒により浴槽内に倒れたため、溺死したものと判明した。

#### 1. 3 調査日程及び面談者

##### (1) 日程

平成26年7月31日（木）～8月1日（金）

##### (2) 面談者

- |               |    |
|---------------|----|
| ①山梨県警察本部職員    | 1名 |
| ②山梨県富士吉田警察署職員 | 1名 |
| ③LPガス販売事業者    | 1名 |
| ④山小屋責任者       | 1名 |





図 2. 2 登山客用トイレ



図 2. 3 倉庫（内部に浴室が設置）

これらの建物は図 2. 4 に示すように斜面に設けられた石垣の上に建てられており、当該倉庫は 2 階建ての 2 階部分が平屋建てのトイレとつながっている。



図 2. 4 倉庫（下から撮影）

### （3）倉庫内の様子

倉庫内には板材で区画を区切り図 2. 5 に示すように扉の付いた浴室が設けられている。

なお、販売事業者の証言によると、一度山小屋へ立ち寄ったときに倉庫が建設されている事に気付いたものの、内部に浴室があることを認識していなかった。



図 2. 5 浴室入り口

浴室の他に図 2. 6 に示すとおり、屋根裏にも収納スペースが設けられており、屋根裏の一部は板材で仕切られて図 2. 7 に示すように従業員個室としても利用されている。浴室で発生した一酸化炭素を含む排気は、従業員個室に流れ込むだけでなく屋根裏の壁の隙間等を通じて壁で仕切られたトイレに流れ込む可能性があり、危険な環境にあったことが判明した。



図 2. 6 天井の構造

図 2. 7 従業員用個室

#### (4) 浴室内の様子

浴室内の様子を図 2. 8 に示す。浴室は 167 cm × 165 cm の鉄筋コンクリート造であった。床面から 103 cm の位置に 80 cm × 80 cm の窓が設けられているのみであり、浴室内に換気装置は設置されていなかった。警察及び従業員の証言によると、事故発生時に窓は 33 cm 開放（片側がほぼ全開）されていたことが判明した。

図 2. 9 に示すとおり、浴室内には屋外式の風呂釜が設置されており、風呂釜の排気は浴室内に排出される状態であることが判明した。また、浴槽は 90 cm × 70 cm × 68 cm のステンレス製であった。



図2. 8 浴室の様子



図2. 9 風呂釜の様子

図2. 10に示すとおり、当該風呂釜には屋外式との表記がなされている。また、平成20年7月に製造された製品であることが判明した。山小屋責任者の証言によると、山小屋運営会社の社長には水道工事会社経営の経験があり、当該風呂釜は山小屋運営会社の社長によって取り付けられた可能性のあることが判明した。

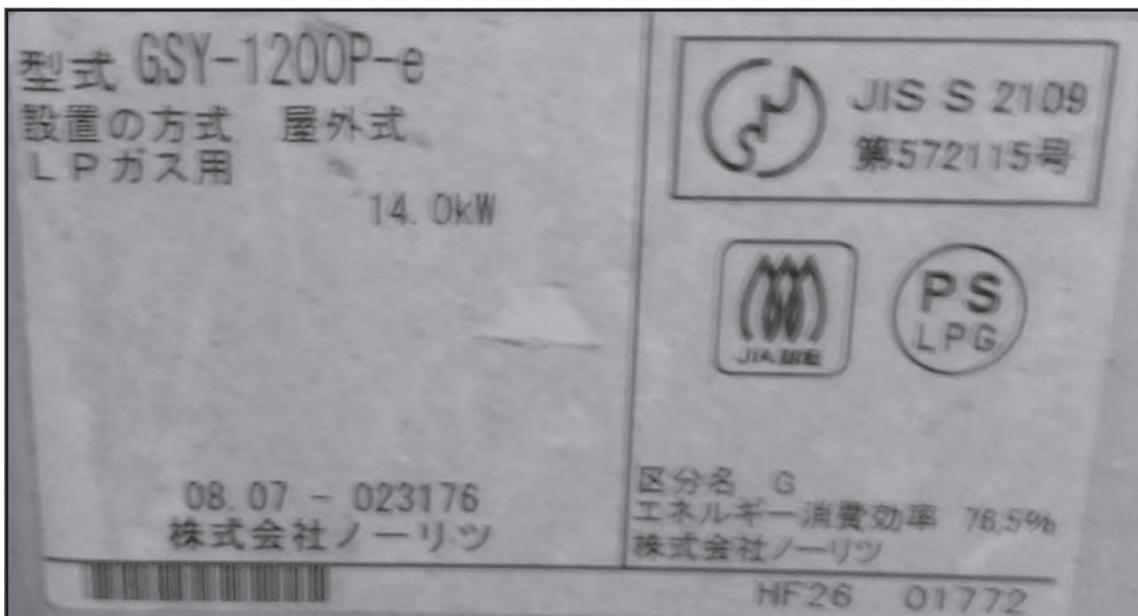


図2. 10 屋外式の表記

警察が現場検証時に簡易的に一酸化炭素濃度を測定しているが、かなり高濃度の一酸化炭素が検出されている。

#### (5) 質量販売方法

販売事業者の証言によると、質量販売する容器は富士山ふもとの富士吉田市にある山小屋運営会社の事務所へ納入しており、山小屋に直接容器を納入していない。このため、山小屋に対して保安業務を行っておらず、法第27条に違反している可能性がある。

図2. 11に示すとおり、20kg容器に単段式調整器を接続し、ゴム管を使用して風呂釜にガスを供給していた。質量販売で引き渡した容器の容量が20kgであるため、規則第16条第13号に違反している可能性がある。また、風呂釜にゴム管を使用しているため、規則第44条第1号㉠に違反している可能性がある。

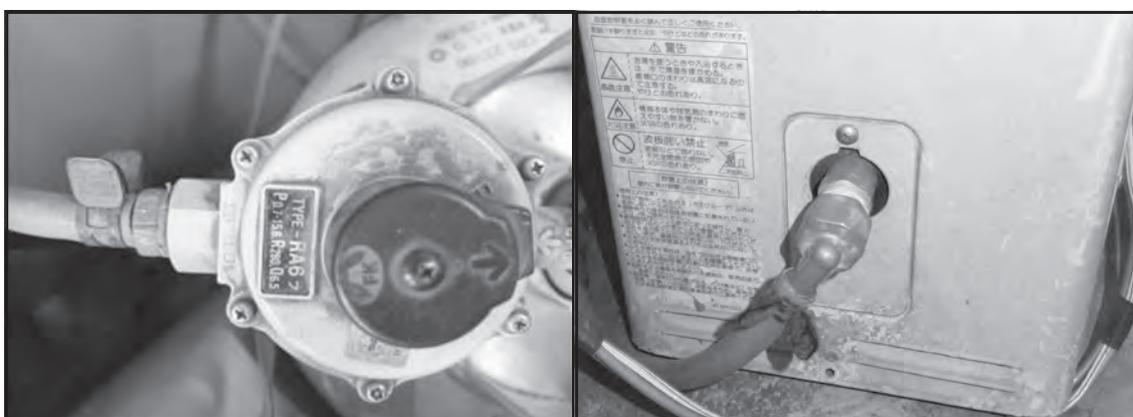


図2. 11 容器と燃焼器の接続

#### (6) 山小屋等に対するLPガスの販売方法等の特則承認

山小屋等に「内容積20リットル以下の容器（8kg以下）の容器により、配管に接続して販売」する方法以外の方法で販売する基準を定め、山小屋等での事故を防止することを目的とした山小屋等に対するLPガスの販売方法等の特則承認制度が存在する。

山小屋等においては、販売事業者等による充てん容器の接続及び保安業務が困難である場合、LPガスの販売方法等の特則承認を受ける必要があったが、当該山小屋においては特則承認を受けていなかった。

### 2. 2 従業員の構成及び入浴時の行動

#### (1) 従業員の構成

山小屋責任者の証言によると、従業員は35名程度が常駐しており、従業員を5～7名の班に分け、班ごとに班長の指示を受けて行動することが判明した。厨房における燃焼器具の使用法を含め、その他の行動についても班ごとに指導を受ける。

#### (2) 風呂の使用方法

山小屋責任者の証言によると、毎週火曜日が入浴の日となっており、35名程度の従

業員が一人ずつ順番に入浴する。入浴の際は浴室の内鍵を掛けずに窓を開けることとなっており、更に浴室の外に一人待機させる体制を組んでいた。これは、過去にも浴室内で意識を失う事例及び体調を崩す事例が複数発生したためであった。

なお、山小屋責任者の証言によると、被害者は7月29日に初めて当該浴室を利用した可能性があることが判明した。

### (3) 山小屋責任者の一酸化炭素中毒に関する認識について

浴室内で意識を失う事例及び体調を崩す事例が複数発生したことについて、山小屋責任者の認識を確認したところ一酸化炭素中毒という認識は無く、酸欠により高山病の症状が現れているものと認識していた。

## 2. 3 不完全燃焼を助長する環境的要因

### (1) 標高の影響

当該山小屋は標高3,400mの位置にあるため、気圧が平地の7割弱しかないのでから空気が薄く、燃焼に必要な酸素の量が足りず不完全燃焼を起こすことが考えられる。なお、標高の高い場所で燃焼器を使用した際の調整圧力や燃焼バランスへの影響は調査した実例が無く不明である。

概ね標高800mを超える場所において風呂釜、給湯器及び業務用こんろ等の燃焼器を使用する場合は、メーカー又は機種によって使用できない場合がある。

### (2) 雨水の利用

風呂の水はタンクに貯めた雨水を倉庫1階に設置したポンプによって汲み出して使用しているため、浴室内にはタンク内で繁殖したと思われる藻類の臭いが充満していた。

このため、風呂釜の内部においても藻類が繁殖している可能性もあるが、現在の所、藻類が風呂釜に与えた影響は不明である。

## 3. 中間報告

### 3. 1 事故の直接原因

#### (1) 屋外式風呂釜の不完全燃焼

何らかの要因により屋外式風呂釜が不完全燃焼し、高濃度の一酸化炭素を含む排気が発生した。

標高3,400mにおいて風呂釜を使用したため、気圧が低いことにより燃焼に必要な酸素が平地よりも少なく、かつ、後述する屋外式風呂釜の浴室設置により浴室内の酸素濃度が低下したことが考えられる。また、藻類が浴室内で発生していたこと等の影響も考えられる。なお、標高の高い場所で燃焼器を使用した際の調整圧力や燃焼バランスへの影響は調査した実例が無く不明である。

現在、警察が当該風呂釜を回収し、検査機関にて不完全燃焼が発生した原因を調査中である。

## (2) 屋外式風呂釜の浴室内設置

本来、屋外に設置するべき屋外式風呂釜が浴室内に設置されたため、何らかの要因により発生した高濃度の一酸化炭素を含む排気が、そのまま浴室内に滞留した。

## 3. 2 山小屋等に対するLPガスの販売方法等の特則承認制度

### (1) 保安業務の不備

質量販売する容器は富士山ふもとの富士吉田市にある山小屋運営会社の事務所へ納入しているため、山小屋に対して保安業務を行っておらず、法第27条に違反している可能性がある。このため、当該山小屋には平成17年から倉庫内に浴室が設けられていたものの、販売事業者は浴室の存在に気付いていなかった。

また、当該山小屋へは20kg容器により質量販売が行われており、規則第16条第13号に違反している可能性がある。また、風呂釜にゴム管を使用しているため、規則第44条第1号㉠に違反している可能性がある。

更に、当該山小屋には厨房も設けられているが、厨房の設備を施工した設備工事事業者から受けた説明を基に、山小屋側が班ごとに従業員への教育を実施していた。

なお、法令違反状況については、事故発生に係る責任の所在が未確定であるため、山梨県において検討中。

### (2) 山小屋等に対するLPガスの販売方法等の特則承認

当該山小屋において販売事業者が保安業務を実施することは困難であることから、本来は山小屋等に対するLPガスの販売方法等の特則承認を受けるべきであったが、特則承認を受けていなかった。

### (3) 特則承認制度に関する周知の必要性

現在の所、山小屋等に対するLPガスの販売方法等の特則承認を受けている山小屋は4件のみである。事故現場へ向かう途中においても、20kg容器による質量販売や転倒防止措置の無い状態での容器の野積みが見られた。

このため、山小屋におけるLPガス販売の実態を把握するとともに、特則承認制度に関する周知を徹底することが必要不可欠であると考えられる。